

農業・農村の動向等に関する 年次報告

令和6年9月

福島県

目 次

I	農業及び農村の動向	
1	令和5年度の農業及び農村の動向	
(1)	本県の概要	3
(2)	県全体の動向	4
(3)	農作物等の自然災害	15
(4)	新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応	17
(5)	トピックス	19
II	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
	令和5年度の施策の概要	31
1	東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
1.1	生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援	
(1)	生産基盤の復旧	33
(2)	農業者への支援	36
1.2	避難地域等における農林水産業の復興の加速化	
(1)	新たな経営・生産方式の導入	41
(2)	新たな担い手の確保	43
(3)	農業水利施設の新たな維持管理体制の構築	43
1.3	風評の払拭	
(1)	総合的な風評対策の取組	44
2	多様な担い手の確保・育成	
2.1	農業担い手の確保・育成	
(1)	地域農業の核となる担い手の育成	51
(2)	次代を担う新規就農者の確保・育成	53
(3)	多様な働き方への対応	56
2.2	経営の安定・強化	
(1)	経営安定に向けた支援	57
(2)	雇用人材の安定確保	59
(3)	農福連携等の促進	60
3	生産基盤の確保・整備と試験研究の推進	
3.1	農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備	
(1)	担い手への農地集積の推進	61
(2)	農業生産基盤の整備	61
(3)	農業水利施設等の保安全管理と長寿命化の推進	62
3.2	戦略的な品種・技術の開発	
(1)	多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及	64
4	需要を創出する流通・販売戦略の実践	
4.1	県産農林水産物の安全と信頼の確保	

(1) 県産農林水産物の安全性の確保	66
(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保	67
4.2 戦略的なブランディング	
(1) ブランド化の推進	68
(2) 県産農林水産物の魅力発信	70
4.3 消費拡大と販路開拓	
(1) 国内における販売強化	72
(2) 地産地消の推進	75
(3) 海外マーケットへの展開	78
5 戦略的な生産活動の展開	
5.1 県産農林水産物の生産振興	
(1) 土地利用型作物	81
(2) 園芸作物	82
(3) 畜産物	83
5.2 産地の生産力強化	
(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進	84
5.3 産地の競争力強化	
(1) 認証を活用したPR	86
(2) 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進	87
(3) 環境と共生する農業の推進	89
6 活力と魅力ある農山漁村の創生	
6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	
(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信	91
(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供	91
6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	
(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮	93
6.3 快適で安全な農山漁村づくり	
(1) 農山漁村の定住環境の整備	93
(2) 鳥獣被害対策の推進	94
(3) 災害に強い農山漁村づくり	94
6.4 地域資源を活用した取組の促進	
(1) 地域産業6次化の促進	96
(2) 特色ある地域資源の活用促進	99
(3) 都市との交流の促進	101
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	101
7 各地方における取組	
(1) 県北地方	102
(2) 県中地方	106
(3) 県南地方	111

(4) 会津地方	115
(5) 南会津地方	122
(6) 相双地方	125
(7) いわき地方	129

【参考資料】

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）	137
2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）	141
用語解説	143
福島県農業・農村振興条例	146

I 農業及び農村の動向

1 令和5年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

令和5年2月1日現在の本県の農業経営体は3万7,700経営体で、令和4年と比べて1,900経営体(4.8%)減少しました。農業経営体のうち個人経営体(3万6,700経営体)に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ14.4%、15.5%、70.0%となっています。また、新規就農者数については、令和5年5月1日現在で367人となり、2年連続で300人を超えました。

令和5年4月3日には、県と関係団体との連携の下、就農相談から経営支援までワンストップ・ワンフロアで対応する全国初の総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を開所し、県内外からの就農相談や経営発展に向けた相談などが寄せられ、相談件数は1,300件となりました。

令和5年度における自然災害による農作物等の被害状況については、令和5年4月中通り地方や会津地方を中心に発生した凍霜害や令和5年8月から9月にかけて台風13号の影響により県内で初めて「線状降水帯」が観測され、浜通り地方を中心に発生した水害など、強風、大雨、降霜等の災害による災害が計9件発生し、農作物等の被害額は6億1,120万円となりました。また、農地・農業用施設等の被害状況については、台風13号による被害を始め、被害額は12億2,240万円となりました。

令和5年における主要品目の生産状況の概要(前年からの増減)は次のとおりです。

水稻は、作付面積が5万8,400haで600ha増加、収穫量は32万7,600tで1万300t増加、作柄は作況指数102の「平年並み」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は作付面積が468ha(+36ha)、収穫量は1,230t(+392t)、大豆は作付面積が1,520ha(+110ha)、収穫量は1,470t(△360t)、そばは作付面積が3,760ha(△110ha)、収穫量は1,350t(△780t)となりました。

野菜は、主力品目であるきゅうりは作付面積が660ha(△18ha)、収穫量が3万9,200t(△1,300t)、トマトは作付面積が336ha(△13ha)、収穫量が2万1,000t(△1,000t)となりました。

果樹は、本県の主力品目であるももは栽培面積が1,760ha(±0ha)、収穫量が2万8,500t(+800t)、日本なしは栽培面積が814ha(△11ha)、収穫量が1万3,800t(△1,400t)、ぶどうは栽培面積が300ha(+3ha)、収穫量は2,650t(+210t)、りんごは栽培面積が1,200ha(△10ha)、収穫量は1万8,500t(△5,200t)となりました。

花きは、鉢もの類は収穫面積が25ha(△3.3ha)、出荷量は2,650千鉢(+399千鉢)、きくは作付面積が89ha(△4ha)、出荷量が2万2,900千本(+1,800千本)、宿根かすみそうは作付面積が54ha(+0.4ha)、出荷量が8,630千本(+540千本)、りんどうは作付面積が24ha(△3.4ha)、出荷量が3,000千本(△470千本)、トルコギキョウは作付面積が19ha(△1.9ha)、出荷量が3,240千本(△400千本)となりました。

畜産においては飼養頭数(令和6年2月1日現在)が、乳用牛は1万500頭(△500頭)、肉用牛が5万500頭(+200頭)、豚は11万1,600頭(△12,100頭)、飼養羽数はブロイラーが751千羽(△46千羽)、採卵鶏(成鶏めす)は3,325千羽(△422千羽)となりました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

令和5年の農業経営体数は3万7,700経営体で、令和4年と比べて減少しました。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、令和4年3月末と比べて53経営体(0.7%)減少し、令和5年3月末現在で6,982経営体となりました。

総農家数等の推移

(単位：経営体、%)

項目	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
農業経営体数	53,157	42,598	42,000	39,600	37,700	95.2
家族経営体数	52,398	-	-	-	-	-
個別経営体数	-	41,671	41,000	38,700	36,700	94.8

※農業経営体数のうち、令和2年以降は家族経営体数に代わり個人経営体数による公表

(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)

主副業別経営体数

(単位：経営体、%)

項目	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
主業農業数	9,026 (17.3)	7,331 (17.6)	6,800 (16.6)	6,400 (16.5)	5,300 (14.4)
65歳未満の農業専従者がいる農家数	7,236 (13.8)	5,809 (13.9)	-	-	-
準主業農家数	13,628 (26.1)	7,376 (17.7)	7,100 (17.3)	5,900 (15.3)	5,700 (15.5)
副業的農家数	29,616 (56.7)	26,964 (64.7)	27,100 (66.1)	26,400 (68.2)	25,700 (70.0)
計	52,270 (100)	41,671 (100)	41,000 (100)	38,700 (100)	36,700 (100)

※()内の数値は構成比を示す。

※主副業別経営体数の計のうち、平成27年までは販売農家数、令和2年は個人経営体数での集計。

※平成27年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)

認定農業者数の推移

(単位：経営体、%)

	平成26年度	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	R4/R3
認定農業者数	7,196	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	99.25%

※各年度の3月末時点の数値である。

(県農業担い手課調べ)

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和5年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は8万7,300となっています。65歳以上の農業従事者が全体の54.8%を占め、平均年齢は63.3歳となっています。

本県の年齢別農業従事者数(15歳以上・個人経営体) (単位：人、歳)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	令和3年	98,600	10,800	9,000	14,200	12,800	51,700	62.5
	令和4年	93,400	9,600	8,700	13,000	11,800	50,300	62.9
	令和5年	87,300	7,900	8,800	12,000	10,800	47,800	63.3
構成比	令和3年	100	11.0	9.1	14.4	13.0	52.4	
	令和4年	100	10.3	9.3	13.9	12.6	53.9	
	令和5年	100	9.0	10.1	13.7	12.4	54.8	

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)

本県の年齢別農業就業人口(15歳以上・販売農家) (単位：人、%)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	平成12年	147,501	14,329	12,704	19,038	20,408	81,022	61.7
	平成17年	135,010	11,285	8,044	19,215	14,679	81,787	63.8
	平成22年	109,048	5,534	4,520	15,677	13,613	69,704	66.8
	平成27年	77,703	4,482	2,667	8,055	11,823	50,676	67.1
構成比	平成12年	100.0	9.7	8.6	12.9	13.8	54.9	
	平成17年	100.0	8.4	6.0	14.2	10.9	60.6	
	平成22年	100.0	5.1	4.1	14.4	12.5	63.9	
	平成27年	100.0	5.8	3.4	10.4	15.2	65.2	

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者
※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。
※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

(農林水産省「農林業センサス」)

(ウ) 新規就農者

令和5年5月1日現在の新規就農者数は367人となり、令和4年から2年連続で300人を超えています。

就農形態別では、雇用就農が自営による就農を上回っています。

また、自営就農のうちUターンや新規参入の割合が大きくなっています。

新規就農者数の推移 (単位：人、%)

就農形態	就農区分	平成23年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
新規就農者数の推移		182	212	238	211	219	212	204	233	334	367	109.9%
自営による就農	新規学卒	17	10	10	10	9	13	1	5	7	13	185.7%
	Uターン	83	61	85	66	54	49	46	44	75	80	106.7%
	新規参入	27	22	28	46	41	42	68	57	83	65	78.3%
	小計	127	93	123	122	104	104	115	106	165	158	95.8%
農業法人等の雇用による就農		55	119	115	89	115	108	89	127	169	209	123.7%

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。

(県農業担い手課調べ)

(エ) 農作業の受託

令和2年(農林業センサ調査年)における農作業を受託した経営体数は4,980で、そのうち水稲作作業を受託した経営体数が4,782と、全体の96.0%を占めています。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和6年3月末における農用地利用集積面積は5万6,067haで、そのうち認定農業者への集積面積は4万7,883haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は7.0haとなっています。

前年度と比べて、農用地利用集積面積全体が869ha(1.6%)、認定農業者への集積面積が700ha(1.5%)、また、認定農業者1経営体当たりの面積が0.2ha(2.9%)それぞれ増加しました。

農用地利用集積面積の推移

(単位：ha、%)

項目	平成23年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	R5年度/ R4年度
農用地利用集積面積	45,485	38,822	43,462	46,538	47,556	48,654	50,401	51,889	54,171	55,198	56,067	102%
認定農業者への集積面積	40,174	37,130	40,944	42,771	43,584	44,568	44,934	45,130	46,654	47,183	47,883	101%
認定農業者1経営体 当たりの面積	5.9	5.2	5.2	5.4	5.5	5.7	5.9	6.1	6.7	6.8	7.0	103%

※平成23年3月末実績：調査を実施出できなかった相双地方全12市町村については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※平成24年3月末実績～平成29年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方9町村(双葉郡8町村及び飯館村)については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※平成30年3月末実績～令和2年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方7町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※令和3年3月末実績～令和6年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方6町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)については、平成22年3月末実績を適用して集計。

(県農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

令和5年度における耕地面積は13万4,500haで、前年と比べて1,600ha(1.2%)減少しました。

耕地面積の推移

(単位：ha、%)

項目	昭60年度	平2年度	7	12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	R5/R4
田	119,600	116,300	114,100	111,300	107,400	105,300	100,800	97,900	97,100	96,200	95,500	99.3
畑	73,200	67,000	54,600	47,200	45,800	44,600	43,200	40,500	40,200	39,900	39,000	97.7
普通畑	38,400	37,300	35,800	33,000	32,400	31,800	30,700	29,100	28,900	28,700	28,000	97.6
樹園地	26,800	22,200	12,400	8,320	7,770	7,300	6,980	6,570	6,480	6,420	6,390	99.5
牧草地	8,020	7,480	6,450	5,850	5,660	5,590	5,550	4,820	4,780	4,760	4,630	97.3
合計	192,800	183,300	168,700	158,500	153,200	149,900	144,000	138,400	137,300	136,100	134,500	98.8

※原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(キ) 遊休農地

令和4年の遊休農地面積は1,193haの解消が図られたものの、8,541haであり、全国で最も多い面積となっています。また、過去10年間で、計6,259ha程度の遊休農地等の再生利用が図られています。

遊休農地等面積の推移

(単位：ha)

	調査市町村数 (※)	遊休農地面積①の 全国順位	遊休農地面積計 ①			再生利用が 困難な農地 ②	遊休農地等 面積 (①+②)	遊休農地等 解消面積
			1号 遊休農地	2号 遊休農地				
平24	50	3	9,488	8,933	555	5,896	15,384	245
25	51	3	9,933	8,684	1,249	5,894	15,827	1,013
26	51	3	9,924	8,255	1,669	6,573	16,497	420
27	52	3	9,214	8,099	1,115	7,009	16,223	500
28	52	1	7,757	7,241	516	6,519	14,276	817
29	52	2	6,440	6,153	287	6,516	12,956	334
30	52	1	7,397	6,740	657	6,052	13,449	308
令元	53	1	7,183	6,586	597	6,125	13,308	537
2	53	1	7,214	6,553	661	6,415	13,629	430
3	53	1	9,299	8,456	843	4,824	14,123	707
4	53	1	8,541	7,961	580	4,757	13,298	1,193

(農林水産省「農地法第30条に基づく利用状況調査」及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果等)

1号遊休農地：現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）

2号遊休農地：利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地（農地法第32条第1項第2号）

※調査時点等：3月末

※令和4年現在で8市町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯舘村、南相馬市（一部）、浪江町（一部）が原発被災に伴い調査未実施となっている。

※令和3年度に比べて遊休農地面積が増となった要因は、主に令和3年度から4年にかけて南相馬市の一部で調査が再開されたことによる。

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和5年度末で7万1,707ha（整備率75.5%）となっています。

農用地の整備状況

(単位：ha、%)

項目	平成22年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
整備済	72,958	70,538	71,190	71,668	72,083	72,369	70,955	71,233	71,707
田面積	(75)	(73)	(73)	(74)	(74)	(74)	(74)	(74.8)	(75.5)

※()内は整備率を示す。

※平成24年度に震災による被害分5,064haを控除。

※整備率を算出するための整備対象面積は、「農用地区域の農地面積（令和4年12月31日時点）」による(94,960ha)。

※令和3年から整備済面積の定義等の見直しを行ったため、過去の数値と単純に比較することはできない。



北移地区におけるほ場整備前の状況
(田村市船引町)



北移地区におけるほ場整備後の状況
(田村市船引町)

ウ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

令和4年における農作物作付延べ面積は10万4,800haで、前年と比べて500ha(0.5%)減少しました。

農作物作付延べ面積の推移

(単位：ha、%)

農作物作付 延べ面積	平成23年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
	108,400	107,500	107,100	106,700	106,500	106,400	105,000	105,300	104,800	99.5
田	77,100	79,400	79,800	79,900	80,100	80,100	79,300	79,800	79,800	100.0
畑	31,400	28,100	27,300	26,800	26,400	26,200	25,700	25,500	25,100	98.4

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(イ) 耕地利用率

令和4年における耕地利用率は、田畑計で77.0%となりました。

耕地利用率の推移

(単位：%)

項目	平成22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4-R3
田	88.1	78.8	79.5	80.1	80.7	81.2	81	82.2	83.0	0.8
畑	78.7	65	63.8	63.8	63.6	63.9	63.5	63.4	62.9	△0.5
田畑計	85.3	74.7	74.8	75.3	75.6	76.2	75.9	76.7	77.0	0.3

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額（栽培きのご類を含む）

令和4年における農業産出額（栽培きのご類を含む）は2,007億円となりました。新型コロナウイルス感染症等による消費減退の影響があったが、作付転換が進み、県産米の価格が回復したことや主要野菜である夏秋きゅうりの収穫量の増加や卸売価格が高かったことから前年と比べて60億円(3.1%)増加しました。

作物別では、米が589億円と前年と比べて15億円(2.6%)増加、野菜・いも類が471億円と前年と比べて23億円(5.1%)増加、果実が300億円と前年と比べて3億円(1.0%)増加、花きが82億円と前年と比べて4億円(5.1%)増加、畜産が487億円と前年と比べて12億円(2.5%)増加、栽培きのご類が37億円と前年と比べて3億円(8.8%)増加しました。

農業産出額の推移

(単位：億円、%)

	平成22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
米	791 (33.2)	563 (28.1)	692 (32.8)	747 (35.5)	798 (37.2)	814 (38.5)	762 (35.5)	574 (29.5)	589 (29.3)
麦類	0 (0.0)	x (-)	x (-)						
雑穀・豆類	13 (0.5)	7 (0.3)	7 (0.3)	8 (0.4)	10 (0.5)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)
野菜・いも類	574 (24.1)	505 (25.2)	501 (23.7)	472 (22.4)	497 (23.2)	453 (21.4)	509 (23.7)	448 (23.0)	471 (23.5)
果実	292 (12.3)	264 (13.2)	271 (12.8)	250 (11.9)	255 (11.9)	273 (12.9)	299 (13.9)	297 (15.3)	300 (14.9)
花き	61 (2.6)	86 (4.3)	74 (3.5)	66 (3.1)	64 (3.0)	67 (3.2)	68 (3.2)	78 (4.0)	82 (4.1)
工芸農作物	36 (1.5)	18 (0.9)	17 (0.8)	15 (0.7)	14 (0.7)	13 (0.6)	11 (0.5)	11 (0.6)	7 (0.3)
畜産	541 (22.7)	509 (25.4)	497 (23.5)	495 (23.5)	455 (21.2)	435 (20.5)	434 (20.2)	475 (24.4)	487 (24.3)
栽培きのご類	49 (2.1)	29 (1.4)	35 (1.7)	35 (1.7)	32 (1.5)	31 (1.5)	32 (1.5)	34 (1.7)	37 (1.8)
その他	22 (0.9)	20 (1.0)	18 (0.9)	18 (0.9)	22 (1.0)	21 (1.0)	26 (1.2)	x (-)	26 (1.3)
計	2,379 (100.0)	2,001 (100.0)	2,112 (100.0)	2,106 (100.0)	2,145 (100.0)	2,117 (100.0)	2,148 (100.0)	1,947 (100.0)	2,007 (100.0)

※X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

※農業産出額：個別農産物の生産量から中間生産物を控除した生産量に農家庭先販売価格を乗じて算出したもの。

※平成19年から同一県内市町村間で見られる「中間生産物」及び水田経営所得安定対策の導入で、交付金の一部が麦等の産出額に計上されないため、過年次データと単純に比較することはできない。

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

(農林水産省「生産農業所得統計」)

エ 農畜産物の動向

(ア) 水稲

令和5年における水稲作付面積は5万8,400ha、収穫量は32万7,600tとなっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」、県オリジナル品種「天のつぶ」の3品種で全体の約8割を占めています。

作柄は、もみ数が平年よりやや多く、登熟は平年並だったため、作況指数は102の「やや良」となりました。

品質は、令和6年3月末現在の水稲うるち玄米の一等米比率が76.0%と、前年同時期を下回りました。

(イ) 小麦・大豆・そば

令和5年産小麦の作付面積は468haで、前年と比べて36ha(8.3%)増加しました。収穫量は1,230tで、前年と比べて392t(46.8%)減少しました。10a当たり

の収量は 263kg で、前年と比べて 69kg (35.6%) 増加しました。

令和 5 年産大豆の作付面積は 1,520ha で、前年と比べて 110ha (7.8%) 増加しました。収穫量は 1,470t で前年と比べ 360t (19.7%) 減少、10a 当たりの収量は 97kg で、前年と比べて 33kg (25.4%) 減少しました。1 ha 以上の団地数は 106 団地、団地面積は 1,032ha で前年と比べて 48ha 増加しました。

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和 5 年産の作付面積は 3,760ha で昨年と比べて 110ha (2.8%) 減少し、北海道、山形県、秋田県、長野県に次ぐ全国 5 位となっています。また、10a 当たりの収量は 36kg で、前年と比べて 19kg (34.5%) 減少しました。収穫量は 1,350t で、前年と比べて 780t (36.6%) 減少しました。

(ウ) 野菜

令和 5 年におけるきゅうりの作付面積は 660ha で前年と比べて 18ha (2.7%) 減少、収穫量は 3 万 9,200t で前年と比べて 1,300t (3.2%) 減少しました。トマトの作付面積は 336ha で、前年と比べて 13ha (3.7%) 減少、収穫量は 2 万 1,000t で、前年と比べて 1,000t (4.5%) 減少しました。令和 4 年におけるアスパラガスの作付面積は 334ha で、前年と比べて 4 ha (1.2%) 減少、収穫量は 1,430t で前年と比べて 50t (3.6%) 増加しました。いちごの作付面積は 105ha で前年と比べて 2 ha (1.9%) 減少、収穫量は 2,380t で、前年と比べて 50t (2.1%) 増加しました。ねぎの作付面積は 660ha で、前年と比べて 2 ha (0.3%) 減少、収穫量は 1 万 800t で、前年と比べて 300t (2.9%) 増加しました。

※きゅうり、トマトは令和 5 年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和 4 年の公表されている統計の最新値

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位：ha、t、%)

品目	項目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	R4/R3	R5/R4
きゅうり	作付面積	887	721	703	696	689	682	680	678	678	660	100.0	97.3
	収穫量	49,400	4,300	40,600	39,700	38,900	38,200	38,500	39,300	40,500	39,200	103.1	96.8
トマト	作付面積	473	384	381	371	361	357	355	354	349	336	98.6	96.3
	収穫量	28,800	24,600	26,600	24,200	23,000	22,400	23,200	23,500	22,000	21,000	93.6	95.5
アスパラガス	作付面積	478	407	389	379	370	358	343	338	334	-	98.8	-
	収穫量	1,880	1,630	1,610	1,510	1,430	1,400	1,380	1,380	1,430	-	103.6	-
いちご	作付面積	132	112	110	108	108	107	107	107	105	-	98.1	-
	収穫量	2,730	2,450	2,430	2,370	2,390	2,410	2,260	2,330	2,380	-	102.1	-
ねぎ	作付面積	710	646	624	628	628	670	666	662	660	-	99.7	-
	収穫量	11,200	10,700	10,300	10,100	10,100	10,900	9,870	10,500	10,800	-	102.9	-

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和 5 年におけるももの栽培面積は 1,760ha で、前年並みでした。収穫量は 2 万 8,500t で、前年と比べて 800t (2.9%) 増加しました。

日本なしの栽培面積は 814ha で、栽培者の高齢化等により、前年と比べて 11ha (1.3%) 減少しました。収穫量は 1 万 3,800t で、前年と比べて 1,400t (9.2%) 減少しました。

りんごの栽培面積は1,200haで、前年と比べて10ha(0.8%)減少しました。収穫量は1万8,500tで、前年と比べて5,200t(21.9%)減少しました。栽培品種は、「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な優良着色系ふじや有望な中生品種である「シナノスイート」等への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は300haで、前年と比べて3ha(1.0%)増加しました。収穫量は2,650tで、前年と比べて210t(8.6%)増加しました。雨よけ施設の導入と、「シャインマスカット」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位：ha、t、%)

品目	項目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
もも	栽培面積	1,780	1,810	1,810	1,800	1,790	1,790	1,750	1,760	1,760	1,760	100.0%
	収穫量	28,200	26,600	29,300	28,600	24,200	27,000	22,800	24,300	27,700	28,500	102.9%
日本なし	栽培面積	1,150	936	929	908	890	880	859	831	825	814	98.7%
	収穫量	23,200	20,500	19,400	18,900	17,100	16,000	12,900	11,900	15,200	13,800	90.8%
りんご	栽培面積	1,430	1,330	1,310	1,280	1,260	1,260	1,240	1,230	1,210	1,200	99.2%
	収穫量	31,600	26,300	27,000	27,000	25,700	23,200	21,100	18,600	23,700	18,500	78.1%
ぶどう	栽培面積	293	277	274	276	281	290	291	296	297	300	101.0%
	収穫量	3,110	2,700	2,730	2,660	2,640	2,630	2,430	2,550	2,440	2,650	108.6%

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和5年におけるきくの作付面積は89haで、前年より4ha(4.4%)減少、出荷量は22,900千本で、前年と比べて1,800千本(8.5%)増加しました。宿根かすみそうの作付面積は54haで、前年と比べて0.4ha(0.8%)増加し、出荷量は8,630千本で、前年と比べて540千本(6.7%)増加しました。りんどうの作付面積は25haで、前年と比べて3.4ha(12.1%)減少、出荷量は3,000千本で、前年と比べて470千本(13.5%)減少しました。トルコギキョウの作付面積は20haで、前年と比べて1.9ha(8.9%)減少し、出荷量は3,240千本で、前年と比べ400千本(11.0%)減少しました。鉢ものの類の収穫面積は26haで、前年と比べて3.3ha(11.4%)減少、出荷量は2,650千鉢で、前年と比べて510千鉢(16.1%)減少しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移

(単位：ha・千本(鉢)、%)

品目	項目	平成23年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
きく	作付面積	125	121	111	107	103	104	99	98	93	89	96%
	出荷数量	28,200	29,400	28,800	27,000	25,100	24,200	22,200	20,900	21,100	22,900	109%
宿根かすみそう	作付面積	54	-	-	49	48	49	51	55	53	54	101%
	出荷数量	5,130	-	-	5,470	7,120	7,490	7,990	8,940	8,090	8,630	107%
りんどう	作付面積	-	30	32	32	31	31	28	29	28	25	88%
	出荷数量	-	4,680	3,950	4,540	4,600	5,200	4,420	4,390	3,470	3,000	86%
トルコギキョウ	作付面積	21	22	22	22	21	22	21	21	21	20	91%
	出荷数量	4,710	4,570	4,430	4,020	3,820	3,710	3,430	3,340	3,640	3,240	89%
鉢ものの類	収穫面積	43	33	33	32	29	34	35	32	29	26	89%
	出荷数量	4,560	3,740	3,630	3,500	3,260	3,250	3,330	3,050	3,160	2,650	84%

(農林水産省「花き生産出荷統計」)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和5年における葉たばこの作付面積は110haで、前年と比べて4ha(3.5%)減少しました。令和5年におけるこんにゃくいもの収穫面積は4haで、前年と比べて2ha(33.3%)減少しました。

主要工芸品農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

品目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
葉たばこ	993	348	312	294	262	240	218	194	114	110	96.5%
こんにゃくいも	40	28	17	18	22	12	9	7	6	4	66.7%

(南東北たばこ耕作組合調べ、(一財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しており、令和5年における収繭量は7tで、前年と比べて1.7t（19.5%）減少しました。

主要工芸農作物の収繭量の推移

（単位：t）

項目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	R5/R4
収繭量	41	25	24	21	19	16	14	10	8.7	7	80.5%

（県園芸課調べ）

(キ) 畜産

令和6年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は209戸、飼養頭数は1万500頭で、前年と比べて飼養戸数は29戸（12.2%）減少、飼養頭数は500頭（4.5%）減少しました。1戸当たり飼養頭数は50.2頭と前年より増加しました。

肉用牛の飼養戸数は1,470戸、飼養頭数は5万500頭で、前年と比べて飼養戸数は100戸（6.4%）減少、飼養頭数は200頭（0.4%）増加しました。1戸当たりの飼養頭数は34.4頭で、前年より増加しました。

乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に飼養戸数が減少する一方で、1戸当たりの飼養頭数が増加しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

（単位：戸、頭、千羽、%）

品目	項目	平成22年	平成23年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
乳用牛	飼養戸数	567	548	384	366	352	350	329	299	283	263	238	209	87.8
	飼養頭数	17,600	17,100	12,600	12,400	12,100	12,000	11,500	12,000	11,800	11,600	11,000	10,500	95.5
	1戸当たり飼養頭数	31.0	31.2	32.8	33.9	34.4	34.3	35.0	40.1	41.7	44.1	46.2	50.2	108.7
肉用牛	飼養戸数	4,300	4,020	2,530	2,380	2,320	2,220	2,030	1,850	1,750	1,650	1,570	1,470	93.6
	飼養頭数	78,200	74,200	52,600	51,800	50,200	48,600	47,500	49,300	50,500	49,400	50,300	50,500	100.4
	1戸当たり飼養頭数	18.2	18.5	20.8	21.8	21.6	21.9	23.4	26.6	28.9	29.9	32.0	34.4	107.5
豚	飼養戸数	-	113	-	71	60	58	58	-	62	55	52	49	94.2
	飼養頭数	-	184,200	-	123,500	125,900	122,400	124,500	-	126,000	121,600	123,700	111,600	90.2
	1戸当たり飼養頭数	-	1,630	-	1,739	2,098	2,110	2,147	-	2,032	2,211	2,379	2,278	95.7
採卵鶏	飼養戸数	-	60	-	45	47	45	44	-	43	44	40	37	92.5
	飼養羽数	-	4,289	-	3,312	4,103	3,938	3,454	-	3,383	4,083	3,747	3,325	88.7
	1戸当たり飼養羽数	-	72	-	74	87	88	79	-	79	93	94	90	95.9
ブロイラー	飼養戸数	-	-	-	29	28	28	31	-	32	35	30	31	103.3
	飼養羽数	-	-	-	672	678	700	785	-	850	841	797	751	94.2
	1戸当たり飼養羽数	-	-	-	23	24	25	25	-	27	24	27	24	91.0

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす（6か月以上）を示す。

※ブロイラーについては、平成22～24年の調査は行われていない。

※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。

※平成22年、27年、令和2年については農林業センサス実施年のため、豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。

（農林水産省「畜産統計」「畜産流通統計」）

(ク) 栽培きのご類

令和4年における栽培きのご類の総生産量は5,401tで、震災前の平成22年と比べて8割程度の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は3,346tで、栽培きのご類全体の62.0%を占めています。前年と比べて25t（0.7%）減少しましたが、平成22年と比べると9割ほどの生産量となっています。このうち、菌床栽培が3,247tと全体の97.0%を占めています。

なめこの生産量は1,725tで、栽培きのこ類全体の31.9%を占めています。平成30年の減少以降低調に推移しておりましたが、令和4年は前年と比べて103t(6.4%)増加しました。このうち菌床栽培が1,721tで、全体の99.8%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位:t、%)

項目	平成22年	28	29	30	令和元年	2	3	4	R4/R3
栽培きのこ総生産量	6,633	4,912	4,971	4,506	4,667	4,912	5,272	5,401	102.4
生しいたけ	3,665	2,444	2,675	2,744	2,853	3,075	3,371	3,346	99.3
原木栽培	775	103	96	105	96	96	105	99	94.3
菌床栽培	2,890	2,341	2,579	2,639	2,757	2,979	3,266	3,247	99.4
なめこ	2,195	1,995	1,924	1,464	1,554	1,548	1,622	1,725	106.4
原木栽培	41	4	3	4	3	3	3	4	133.3
菌床栽培	2,154	1,991	1,921	1,460	1,551	1,545	1,619	1,721	106.3

(県林業振興課調べ)

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は7,305aで前年度より4,731a減少しました。

被害金額は1億1,885万円で、前年より2,099万円減少しました。

被害金額の内訳は、イノシシが4,404万円で全体の37.1%を占め、次いでニホンザルが2,463万円となりました。

野生鳥獣による農作物被害の推移

被害面積（a）								
	鳥獣計	鳥類	獣類					
				うち イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ	その他
平成22年度	63,602	25,176	38,426	15,463	9,504	260	10,040	3,159
平成23年度	34,648	10,427	24,221	12,992	5,515	450	2,649	2,615
平成24年度	62,614	25,870	36,744	22,878	4,233	44	6,114	3,475
平成25年度	28,443	7,499	20,944	16,085	1,615	105	1,318	1,821
平成26年度	25,801	1,827	23,974	19,341	1,851	152	1,687	943
平成27年度	18,555	2,376	16,179	12,992	792	119	415	1,861
平成28年度	16,632	1,764	14,868	11,613	1,155	140	1,046	914
平成29年度	13,027	1,320	11,706	8,940	1,119	507	405	735
平成30年度	13,593	903	12,690	9,249	962	1,412	331	736
令和元年度	15,633	840	14,793	10,233	1,466	1,459	1,223	412
令和2年度	20,696	794	19,902	12,443	1,619	3,693	1,198	949
令和3年度	12,036	876	11,160	6,635	859	2,922	301	443
令和4年度	7,305	792	6,513	4,041	1,051	825	294	302

被害金額（千円）								
	鳥獣計	鳥類	獣類					
				うち イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	ツキノワグマ	その他
平成22年度	157,981	31,116	126,865	52,542	32,950	102	31,304	9,967
平成23年度	117,926	29,911	88,015	49,339	21,814	199	5,439	11,224
平成24年度	164,973	39,200	125,773	68,430	20,538	377	26,865	9,563
平成25年度	148,308	36,322	111,986	75,013	15,630	1,104	11,217	9,022
平成26年度	189,197	36,623	152,574	98,127	25,008	1,573	16,988	10,878
平成27年度	128,460	40,612	87,848	64,528	11,464	950	3,287	7,619
平成28年度	168,152	34,673	133,479	94,939	15,788	939	9,156	12,657
平成29年度	143,156	29,920	113,236	78,804	19,374	1,893	4,386	8,779
平成30年度	167,387	32,889	134,498	98,201	17,555	3,587	3,479	11,676
令和元年度	179,326	24,971	154,355	104,172	22,397	9,006	9,498	9,282
令和2年度	198,391	27,991	170,400	102,701	28,239	7,171	13,043	19,246
令和3年度	139,842	26,559	113,283	64,581	18,190	10,511	3,810	16,191
令和4年度	118,848	28,385	90,463	44,043	24,628	8,126	3,731	9,935

※平成22年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

（県環境保全農業課調べ）

(3) 農作物等の自然災害

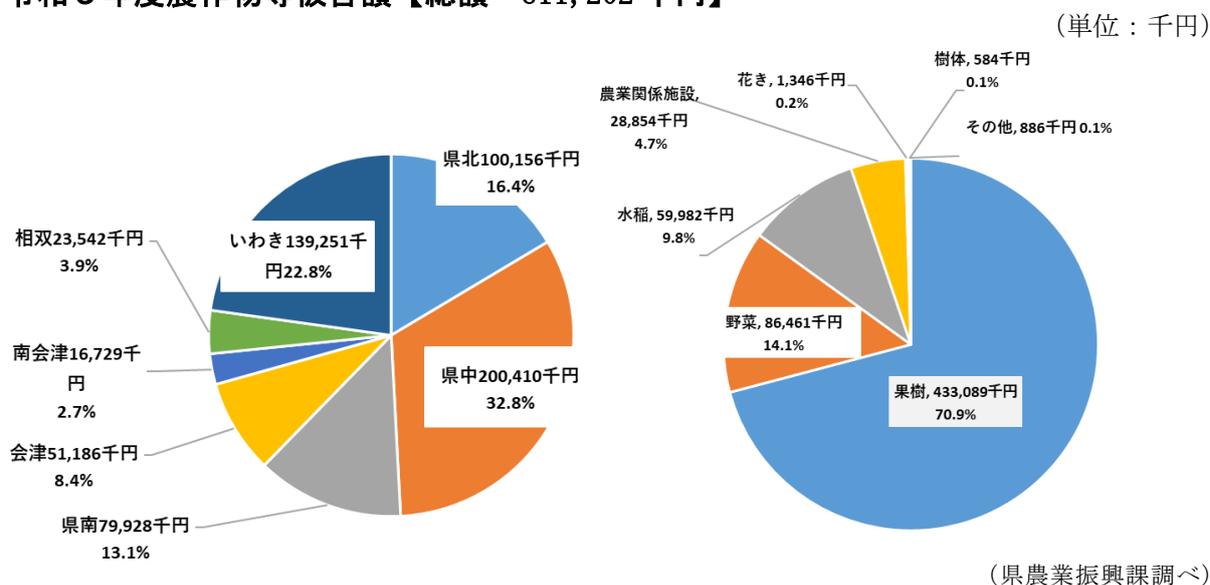
ア 農作物等の被害状況

令和5年度は、大きな被害をもたらした、令和5年4月4日、10日、25日発生 of 凍霜害及び令和5年9月8日～9日にかけて発生した台風13号による水害を始めとし、強風、大雨、降霜等による災害が計9件発生し、県内の農作物等の被害額は611,202千円となりました。

地域別では、県中地方が200,410千円で全体の32.8%、次いでいわき地方が139,251千円で県全体の22.8%を占めました。

被害の内訳は、果樹が433,089千円と県全体の70.9%を占め、次いで野菜が86,461千円と県全体の14.1%を占めました。

●令和5年度農作物等被害額【総額 611,202千円】



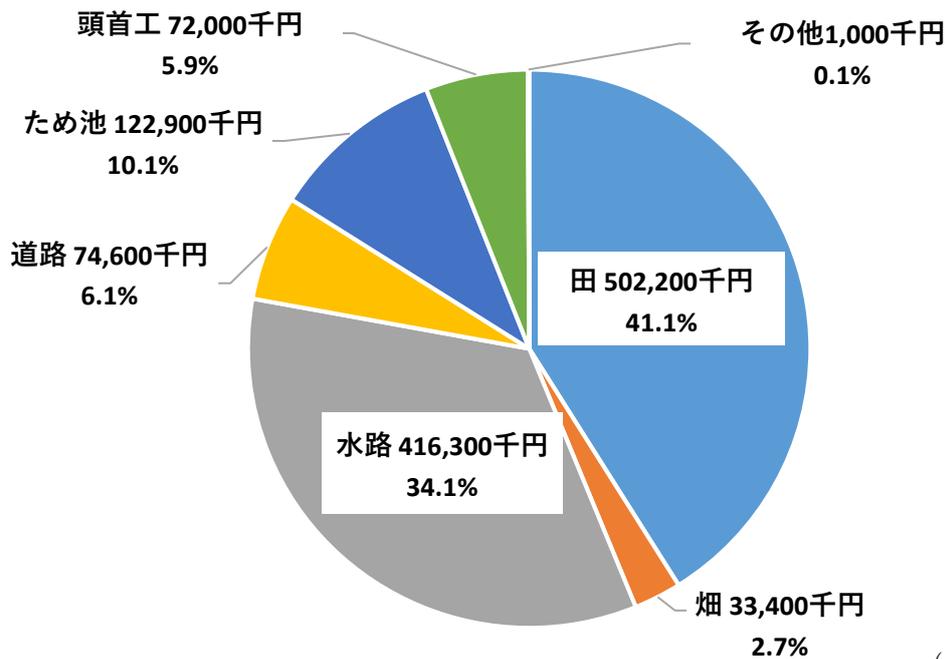
イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和5年度は、令和5年9月8日～9日の台風13号による被害を始めとして、1,222,400千円の被害が発生しました。

被害の内訳は、田の被害が最も大きく、502,200千円で被害全体の41.1%を占めました。

●令和5年度農地・農業用施設等被害額【総額 1,222,400千円】

(単位：千円)



(県農村基盤整備課調べ)

ウ 主要な自然災害の概要

(ア) 令和5年4月に発生した凍霜害

被害地域

・県北、県中、県南、会津、南会津

農作物、農地等の被害

・農作物等被害額：439,037千円

(千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	92,757	—
県中	199,237	—
県南	79,928	—
会津	50,979	—
南会津	16,136	—
相双	—	—
いわき	—	—
合計	439,037	—

(イ) 令和5年9月8日～9日に発生した台風13号

被害地域

・相双、いわき

農作物、農地等の被害

・農作物等被害額：161,956千円

・農地等被害額：976,000千円

※林業、水産業の被害を合わせた総額は1,539,140千円

(千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	—	—
県中	—	—
県南	—	—
会津	—	—
南会津	—	—
相双	23,542	395,000
いわき	138,414	581,000
合計	161,956	976,000

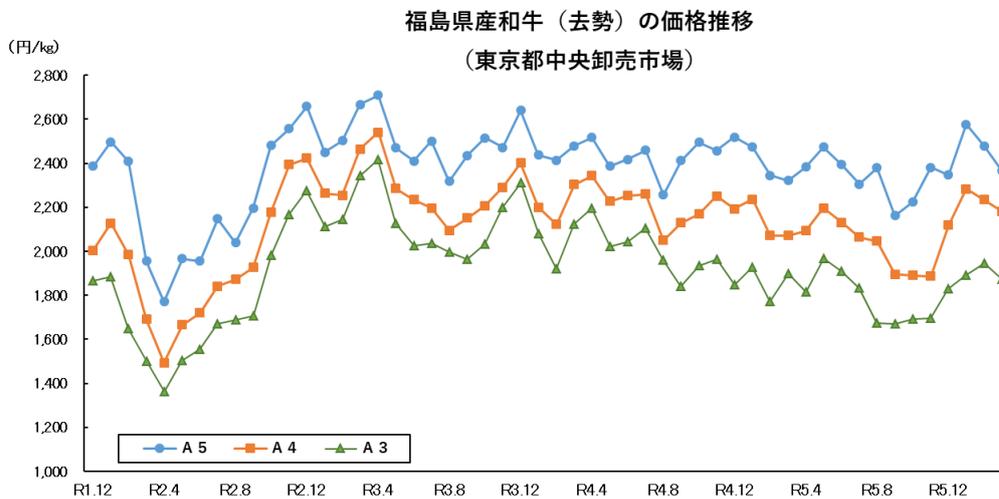
(県農業振興課、県農村基盤整備課調べ)

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応

ア 県内農林水産業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、令和2年度は飲食店や旅館等での需要低下、イベントや冠婚葬祭行事の縮小等により、県産牛肉、花き等の価格が下落するなど大きな影響を受けましたが、令和3年度以降は価格等が回復傾向にあります。

牛肉については、令和2年4月の販売価格は1kg当たり1,362～1,771円で、前年同月比で64～67%に下落しましたが、令和2年末にかけて価格は回復し、令和6年3月の販売価格は1kg当たり1,872～2,366円で令和2年同月比で121～129%となり、単価は回復しています。



(資料：東京都中央卸売市場取引情報)

令和5年産米の価格は、在庫量の減少及び主食用米の減産により米の需給環境が改善され、全国で前年比1,400円/60kg程度上昇しています。本県産米においては、前年比2,000円/60kg程度上昇していますが、一部銘柄を除き、コロナ禍前の令和元年産の価格までは回復していません。

相対取引価格の動向（令和6年4月末）

（単位：円/60kg）

産地	銘柄	R5米 出回り～ R6.4	R4米 (通年平均)	R1米 (通年平均)	R5米-R4米	R5米/R4米	R5米-R1米	R5米/R1米
福島県	中通りコシヒカリ	14,882	12,728	15,369	2,154	117%	▲ 487	97%
	会津コシヒカリ	15,375	14,468	15,392	907	106%	▲ 17	100%
	浜通りコシヒカリ	15,004	12,999	14,974	2,005	115%	30	100%
	ひとめぼれ	14,469	12,505	14,913	1,964	116%	▲ 444	97%
	天のつぶ	14,056	12,230	14,479	1,826	115%	▲ 423	97%
全国	全銘柄	15,293	13,844	15,716	1,449	110%	▲ 423	97%

イ 農業者等への支援に向けた主な対応

(ア) 支援情報の発信

「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報（令和5年7月、令和6年1月更新）」を県ホームページに掲載し、支援施策の活用方法等の情報を発信しました。

(イ) 農林漁業者の経営安定に向けた取組

農林漁業者の経営安定に向けて以下の取組を行いました。

a 畜産配合飼料価格高騰対策

- ・配合飼料価格安定制度に加入する生産者の配合飼料購入費の実質負担の一部補助（3,000円/t）

b 鉢花等栽培資材価格高騰対策

- ・鉢物類及び花壇用苗物類の栽培に使用する培養土や鉢、ポリポット等の資材の一部補助（鉢物類：70円/m²、花壇用苗物類：35円/m²、事務費：定額（1事業実施主体当たり500千円上限））

c 穀類乾燥調製施設支援

- ・地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等に対して、電力・燃油の掛かり増し経費の一部を補助

d 収入保険の加入促進

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により減収した農業者が収入保険に新規加入する際の保険料の一部を補助

(ウ) 影響の大きい品目等の消費・需要拡大

物価高騰等に直面する農林漁業者等を支援するため、オンラインストアにおける一次製品の販売促進キャンペーンを実施しました。

(5) トピックス

● 3産地・品目における「ならではプラン」の策定

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づき、令和5年度は県北・もも、会津・アスパラガス、いわき・ねぎの3産地・品目において、「ならではプラン」を策定しました。

「ならではプラン」とは、産地ごとに、精緻な市場調査等に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強み・弱みを把握した上で、県やJA等の関係者が一丸となって取り組んでいく生産から流通、販売、PRの産地戦略のことです。

県北のもも、会津のアスパラガス、いわきのねぎの3つの産地において、産地ごとに関係機関・団体と協議するワーキンググループを組織し、精緻な市場調査・産地分析を実施しました。それらの調査分析結果に基づき、ワーキンググループで戦略を検討し、それぞれの産地における生産量の拡大、出荷期間の長期化、消費者等への産地情報の発信、GAP認証農産物の拡大などに向けた取組を、産地ごとに最適に組み合わせ「ならではプラン」を策定しました。

令和6年度からは、「ならではプラン」を策定した3産地では、プランの実践に取り組んでいくこととしています。



令和5年度の「ならではプラン」策定までの取組

● EU等での輸入規制撤廃

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産食品の輸入規制は、一時55の国と地域で措置されていましたが、国と連携しながら、県産農林水産物等の安全性や魅力を海外に積極的に発信する取組を続けてきた結果、規制措置は令和5年度にEU（8月3日）、アイスランド（8月3日）、ノルウェー（8月3日）、スイス（8月15日）、リヒテンシュタイン（8月15日）で撤廃され、令和5年度末までに48の国と地域で撤廃されました。

この規制撤廃を受け、駐日欧州連合代表部等を訪問し、大使等に感謝の意を伝えるとともに、本県を代表する果物の「桃」を贈呈したほか、ベルギーにおいて欧州連合日本政府代表部が主催するガーデン・パーティにブース出展し、あんぽ柿の和菓子やカツオの加工品、日本酒等の提供を通じて県産農林水産物の魅力を発信しました。



駐日欧州連合（EU）特命全権大使への
桃の贈呈



欧州連合日本政府代表部主催
ガーデン・パーティへの出展

● 気象災害による農作物等への影響と対応

4月4日、10日及び25日に強い降霜があり、中通り、会津の24市町村において、果樹や野菜など農作物16品目で凍霜害が発生しました。3月の気温が平年よりも高く経過した影響で、果樹類の生育が平年より2週間程度進み、各樹種で凍霜害の被害を受けやすい開花～満開期に強い霜に遭遇したため、日本なし、りんご、もも等の農作物で被害が大きくなりました。各作物合計の被害面積は317ha、被害額は約4億4千万円となりました。

このため、JA等関係団体と連携し、被害のあった農作物の収量や品質の確保に向け、樹草勢回復のための肥培管理や摘果作業等の技術指導を迅速に実施しました。これらに加え、樹草勢回復のための資材購入や防霜ファンの設置にかかる費用助成等、被害を受けた農業者が安心して営農を継続できるよう支援対策を実施しました。

また、9月8日には、台風13号の影響で線状降水帯が発生し、1日の降水量が100mmを超える地点があるなど大雨となりました。浜通り3市町で風水害が発生し、施設の冠水や水田への土砂流入など、農作物21品目で被害があったほか、パイプハウスの倒壊等の農業等施設20件で被害が発生しました。被害面積は208ha、被害金額は約1億6千万円でした。

このため、JA等関係団体と連携し、被害のあった農作物の収量や品質の確保に向け、冠水ほ場の早急な排水、病虫害防除等の技術対策の迅速な実施を支援するとともに、種子・種苗の購入や生産施設復旧のための資材購入に係る費用助成等の支援対策を実施しました。

近年は、毎年のように大きな気象災害が全国的に発生しておりますが、引き続き、農業者が安心して営農を継続できるよう対応してまいります。

● 新規就農者が2年連続で300人超

令和5年5月1日現在の新規就農者数は367人となり、2年連続で300人を超えました。

就農形態では、自営就農者数は震災後大きく減少したあと回復傾向にあり、平成28年度から100人を超え、今年度は158人となりました。

また、農業法人等の雇用による就農者数は昨年度から 40 人増加し 209 人となり、このうち県が実施した雇用関連事業（ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業）を活用して就農した方は 24 人でした。雇用した農業法人数は 103 経営体（前年度比 7 経営体増）でした。

自営就農における就農区分をみると、新規学卒は 13 人（前年度比 6 人増）、Uターンは 80 人（前年度比 5 人増）、新規参入は 65 人（前年度比 18 人減）となりました。

年齢区分別は 45 歳未満が全体の 80%、男女の構成比は男性 69%、女性 31%で前年度と同比率でした。

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）出身の新規就農者数は、16 人（新規就農者数の 4%）で、このうち令和 4 年度卒は 11 人でした。

県では、5 地域における就農相談会の開催や現地見学会を開催し、各地域の特色を生かしながら新規就農者の確保に取り組んでいます。



現地見学会の様子



就農相談会の様子

●福島県農業経営・就農支援センターの開所

令和 5 年 4 月 3 日に、県と J A グループ福島、一般社団法人福島県農業会議、公益財団法人福島県農業振興公社の 4 者がワンフロア（福島県自治会館 1 階）に常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を全国に先駆けて開所しました。

初年度である令和 5 年度においては、県内外からの就農相談をはじめ、企業の農業参入や農業者の経営発展に向けた相談などが寄せられ、目標の相談件数 1,200 件に対して 1,300 件の実績となりました。



令和 5 年 4 月 3 日 開所式の様子



経営相談の様子

●県オリジナル米「福、笑い」ブランド化に向けた取組

県オリジナル米「福、笑い」の認知度向上と購買促進を図るため、田植え式（5月）・収穫式（9月）を開催するとともに、CMなど様々な広報媒体による情報発信や、県内外における販促フェア、飲食店・宿泊施設とのタイアップ、ギフト展開等、販売先、販売方法及び価格帯等を意識した戦略的なプロモーションを実施しました。

【令和5年度の主な取組】

・田植え式及び収穫式

知事や小中学生、大学生などが参加し、あだたらの里「福、笑い」研究会ほ場（大玉村）において実施しました。

「福、笑い」に対する県民の更なる認知度向上、ファンの獲得、愛着の醸成を図りました。



「福、笑い」田植え式

(5/12)



「福、笑い」収穫式

(9/27)

・販促フェア

知事によるトップセールスを含め、首都圏・福島県内で26回実施しました。喫食機会をつくり、消費拡大や販路拡大を図りました。



イオンモールいわき小名浜

(11/23)

- ・飲食店・宿泊施設とのタイアップ

首都圏及び県内の飲食店・宿泊施設等 40 か所で「福、笑い」を提供することで、実際の食体験を通じて、ファンの拡大を図るとともに飲食店等での「福、笑い」の定番化を推進しました。

●「昭和かすみ草」の地理的表示（G I）保護制度の登録

本県産品で「南郷トマト」（平成 30 年 8 月 6 日登録）、「阿久津曲がりねぎ」（令和 4 年 2 月 3 日登録）、「川俣シャモ」（令和 4 年 3 月 31 日登録）、「伊達のあんぽ柿」（令和 5 年 1 月 31 日登録）、「たむらのエゴマ油」（令和 5 年 1 月 31 日登録）に続き、新たに「昭和かすみ草」が G I に登録されました（本県 6 品目）。

〔昭和かすみ草（会津よつば農業協同組合かすみ草部会）〕

- ・令和元年 5 月 29 日申請→令和 5 年 7 月 20 日登録
- ・生産地：昭和村、柳津町、三島町、金山町、会津美里町の一部（旧会津高田町、旧本郷町）、会津若松市北会津町、会津坂下町、南会津町（旧田島町）
- ・小花数が多く出荷後の観賞期間も長い。全出荷期間において、雪の冷気を利用した貯蔵施設による予冷出荷としている。

なお、登録された G I 産品について、メディア等を活用した消費拡大 P R や販路拡大に向けた支援を行いました。

●県基幹種有牛「^{たかふくひき}隆福久」歴代最高の成績でデビュー

令和 3 年 7 月から令和 5 年 8 月にかけて、「隆福久」を交配した産子の枝肉検定を実施したところ、その成績が非常に優秀であったことから、令和 6 年 1 月 17 日に開催された福島県肉用牛改良委員会において、「隆福久」が県基幹種雄牛に認定されました。

産子の枝肉成績の平均値は、枝肉重量 504. 5kg、ロース芯面積 70. 5cm²、バラの厚さ 8. 6cm、皮下脂肪の厚さ 2. 1cm、歩留基準値 76. 1、脂肪交雑（BMS No.）9. 0 と優れた成績を記録し、そのうちロース芯面積、歩留基準値、脂肪交雑の 3 項目で福島県基幹種雄牛歴代 1 位となりました。

また、「隆福久」は、平成 30 年度より県内で初めて実施したゲノミック評価によって、非常に高い脂肪交雑育種価を有していたことから、福島県農業総合センター畜産研究所に導入されており、今後、福島県和牛改良の一躍を担う種雄牛としての活躍が期待されます。



県基幹種雄牛「隆福久」



「隆福久」産子の枝肉写真（BMS No.12）

●特定復興再生拠点における牛の出荷制限解除について

令和6年3月14日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法に基づき、県外への移動（12か月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷制限が指示されていた特定復興再生拠点区域について、解除の指示がありました。

令和6年5月には、特定復興再生拠点区域の1戸で牛の飼養が再開され、畜産業の復興が着実に進んでいます。

また、特定復興再生拠点区域から出荷される牛については、全頭、牛肉の放射性物質検査を実施しております。

牛肉の放射性物質検査体制

	令和6年3月13日まで	令和6年3月14日以降
福島県内 (帰還困難区域を除く)	廃用牛：全頭検査(※1) 肥育牛：全戸検査(※2)	廃用牛：全頭検査 肥育牛：全戸検査
帰還困難区域	出荷不可	出荷不可
<u>特定復興再生拠点区域</u>		<u>全頭検査（廃用牛・肥育牛）</u>

※1 全頭検査：経営内から出荷される牛全頭について、牛肉の放射性物質検査を実施すること。

※2 全戸検査：経営内から出荷される牛を1年あたり1頭について、牛肉の放射性物質検査を実施すること。

●ALPS処理水の海洋放出に係る風評の懸念に対応した取組

令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始されたことに伴い、風評対策の強化のため、流通事業者等を対象とした産地視察ツアーや交流会等の商談機会の拡充、オンラインストアにおける販売促進キャンペーンの強化に取り組み、水産物を始め県産農林水産物の安全安心の取組やおいしさ、魅力を発信し、販路の拡大を図りました。

また、風評への懸念に対応するため、漁業が持つ魅力や水産物のおいしさ等の情報に加え、県内水産業や水産物に関わる人々への「理解」「共感」を醸成するための漁業者の生業への思いを発信しました。震災及び原子力発電所事故の影響により打撃を受けた本県水産業の復興に向け、店舗検索・情報配信の支援ツールを用意し、常磐もの取扱店舗の集客支援・来県者の購買を促進したほか、取扱認定店登録の増加を図りました。

ア 産地視察ツアー

(ア) 実施日：令和5年11月28日～29日

(イ) 内容：

- ・相双、いわきの水産物関連生産者、加工事業者等への視察について、当初予定していた参加者数を倍増して実施
- ・復興関連施設（廃炉資料館、請戸漁港）を視察
- ・商談交流会開催、副知事によるトップセールスを実施

(ウ) 参加者：流通事業者等 41名

イ 交流会

(ア) 実施日：令和6年2月1日

(イ) 場所：八芳園（東京都）

(ウ) 内容：

- ・ 県外流通事業者と県内生産者等との交流（展示交流会）に加えて、県産農林水産物の魅力や漁業の再生状況、安全安心の取組について説明会を実施
- ・ 「常磐もの」を始め県産農林水産物の「福島ならではの」の魅力発信を目的とした「食の交流会」について、県外の流通事業者等の招待者を増員して開催、知事トップセールスを実施

(エ) 参加者：流通事業者、来賓（復興大臣、農林水産大臣）、県内生産者団体等
207名

ウ オンラインストアによる販売促進

(ア) 実施日：令和6年1月10日～3月15日

(イ) 内容：

- ・ 楽天市場・Yahoo!ショッピングが実施する「新規店応援キャンペーン」において、新たに「水産物」をキャンペーン（クーポン）の対象に追加、期間を延長し、「新規店・水産物応援キャンペーン」として実施
- ・ 楽天市場・Yahoo!ショッピング「ふくしまプライド便」特設サイトに「水産物」コーナーを新設、楽天市場のコーナーで県産水産物の生産者ストーリーを紹介
- ・ 事業者に新たな出品を呼び掛けるなど、県産水産物の取扱を増加
- ・ 楽天市場・Yahoo!ショッピング特設サイト及び「ふくしまプライド。」ポータルサイトに誘導するSNS広告を実施

エ 漁業の魅力配信

- a テレビによる発信
テレビ企画4社で延べ63回
- b 新聞による発信
新聞企画2紙で12件
- c ラジオによる配信
ラジオ企画2放送局で延べ61回
- d 情報発信サイトでの発信
情報発信サイト等で延べ58回
- e テレビCM
テレビ企画4社で延べ326回
- f 新聞広告
新聞企画2社で延べ48回
- g ラジオCM
ラジオ企画2社で延べ156回

オ ふくしま常磐ものナビによる購買促進

紹介店舗数：191店舗

●果樹園地継承の促進に向けたセミナーの開催

「くだもの王国」である福島県において、果樹産地の持続的な発展のため、「果樹園地継承促進セミナー」を開催しました。

セミナーでは、行政担当者から茨城県、栃木県及び桑折町における、地域おこし協力隊制度を活用し、地域が一体となって果樹園地継承に取り組む事例を紹介するとともに、行政、生産者等によるパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、実際に園地を継承した生産者から取組内容や課題と感ずることなどを発言いただくなど、来場者も交えた活発な意見交換が行われました。

県では産地の実情に応じた効果的な園地継承の仕組みの構築に向けて、関係機関、団体と密接に連携し、引き続き取り組んでまいります。



「果樹園地継承促進セミナー」でのパネルディスカッションの様子

●県オリジナル酒米品種「^{ふくの}か福乃香」拡大を宣言

県オリジナル酒造好適米「福乃香」の生産拡大に向け、「福乃香」の理解を深めるとともに、オールふくしまの酒造りを県内に広げることがを目的として、知事出席のもと、酒米生産者と県内蔵元が一堂に会し、「『福乃香』生産拡大の集い」を令和5年7月27日に開催しました。

集いでは、県の品種開発に携わる研究員から「福乃香」の品種特性や栽培方法を説明しました。また、生産者からは栽培事例について発表いただくとともに、醸造関係者からは、酒造りにおけるポイントや、使用した感想、酒質などについて説明していただきました。

最後には、知事、酒造協同組合、流通業者、生産者及び醸造関係者が登壇し、共通の目標として、令和8年度までに「福乃香」の作付面積を80ha、利用蔵数を30蔵に拡大することを宣言しました。

●維持管理労力の省力化に向けたほ場整備

ほ場整備では、担い手が効率的に営農を行えるよう、ほ場の大区画化と併せて維持管理に係る労力の省力化を図る整備（幅広畦畔・溝畔、自動給水栓等）を実施しています。

〔幅広畦畔・溝畔の効果〕

受益地の一部の畦畔・溝畔を、草刈り機械が走行できる幅に造成することで、通常行われる人力草刈り作業が大幅に低減されます。

〔自動給水栓の効果〕

ほ場毎に設置する給水栓の1つを自動化することで、水田水位を自動調整できることから、担い手による水管理作業が大幅に低減されます。



鶴谷地区における幅広畦畔の草刈り作業
(南相馬市原町区)



八沢地区における自動給水栓設置状況
(南相馬市鹿島区)

● 棚田の振興に向けた新たな取り組み

棚田を有する地域においては、お米などの棚田で生産された農産物の販売を始め、棚田の保全、都市住民等との交流など様々な活動が行われています。県では、「ふくしまの棚田」と称して、各地域の活動への支援、県民へのPRなどに取り組んでいます。

「ふくしまの棚田」をより多くの方々に身近に感じていただき、棚田の応援団となっていただけるよう、イメージキャラクター及びロゴを作成しました。

広く活用していただくため、地方公共団体、学校、個人等は手続きなしで使用できるほか、その他の団体においても申請手続きにより使用していただけるようにしています。



ふくしまの棚田イメージキャラクター「ふくだん様」

Ⅱ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和5年度の施策の概要

令和3年12月に福島県農林水産業振興計画が、令和4年度から令和12年度までの9か年を期間とし、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標として新たに策定されました。計画の第4章「施策の展開方向」の第1節から第6節の取組に加え、社会情勢の変化に対応するため、海外に依存している食料や高騰した生産資材に対応する取組について、令和5年度の基本方向を定め、施策を展開しました。

第1節「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」では、農地・農業用施設の復旧、被災地域における営農再開の取組を支援し、農業の面的再開を進めました。また、被災12市町村において農業への企業参入を促進するとともに農地中間管理機構のコーディネーターを配置するなど、担い手への農地集積の加速化に取り組みました。風評払拭を図るため、「福島ならでは」のブランド確立に向けた新品種の開発や機能性・食味の追求、マスメディアによるPR、戦略的なプロモーション活動により農林水産物の更なる販路拡大に取り組みました。

第2節「多様な担い手の確保・育成」では、県、JAグループ福島、一般社団法人福島県農業会議、公益財団法人福島県農業振興公社の職員がワンフロアに常駐する「福島県農業経営・就農支援センター」を開設し、就農希望者や農業者から寄せられる、就農や経営改善等に関する相談にワンストップで対応する体制を構築しました。

第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」では、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定の支援と併せてほ場の大区画化・汎用化を進め、担い手への農地集積を推進しました。また、産地の生産力・競争力強化や高付加価値化につながる「福島ならでは」のオリジナル品種の開発及び普及を推進しました。

第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」では、農林水産物のモニタリング検査の徹底と検査結果のわかりやすい情報発信を行うとともに、ふくしま県GAP（FGAP）を含む認証GAPの取得拡大と消費者や流通関係者の認知度向上のための情報発信に取り組みました。また、市場ニーズを把握した県産農産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、量販店等でのフェア等の販売促進活動や複数媒体を活用した戦略的な情報発信により「福島ならでは」のブランド力強化を図りました。

第5節「戦略的な生産活動の展開」では、産地の生産力・競争力強化を図るため、ロボット・AI・ICT等の先端技術による農林水産業のスマート化、環境保全型農業の取組拡大支援、主食用米から非主食用米等への転換、収益性の高い園芸品目の生産拠点となるモデル経営体の育成、AIを活用した肉質診断技術の開発と「福島牛」のブランド化に向けた取組を推進しました。また、キュウリで4地区とアスパラガスで1地区の計5地区で園芸品目に係る生産拠点（ギガ団地）を整備しました。

第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」では、農林水産物への理解促進や地産地消、農山漁村が有する多面的機能の維持・促進を図るため、将来を担う子供と保護者との体験活動や他地域の人々との交流イベントの開催や学校給食へ県産農林水産物を提供しました。また、快適で安全な農山漁村づくりに向け、鳥獣被害の防止対策、農業用ため池の改修やハザードマップの作成などの取組を進めました。地域資源を活用した取組として、「ふくしま満天堂」

を通じた販路拡大や商品開発など地域産業6次化を図る取組を支援しました。

社会情勢の変化に応じた取組として、食料安全保障の強化に向けて、海外からの輸入に依存している大豆・麦・そば及び飼料作物の作付面積の拡大や生産性の向上を図るため、モデル地区の設置や規模拡大に必要な農業機械の導入支援等を行いました。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 生産基盤の復旧

ア 被災農地・農業用施設等の災害復旧

(ア) 被害の概要

・総被害額 2,374 億円（※浜通りの被害額 1,987 億円（総被害額の 84%））

各工種の被害額 （平成 24 年 1 月 31 日集計）

工種	箇所数	被害額（億円）	備考
農地	1,799	943	
農業用施設	3,749	935	
農村生活環境施設	141	242	農業集落排水等
海岸保全施設	20	254	
合計	5,709	2,374	

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害復旧事業の概要

災害復旧事業の進捗状況 （令和 6 年 3 月 29 日集計）

工種	事業計画		完了		進捗率 (箇所数)
	箇所数	事業費 (億円)	箇所数	事業費 (億円)	
農地	637	259	623	211	98%
農業用施設	1,239	329	1,227	317	99%
農村生活環境施設	128	82	128	82	100%
海岸保全施設（農地）	30	284	30	284	100%
合計	2,034	954	2,008	894	99%

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(ウ) 令和 5 年度の実施結果

平成 23 年度から令和 5 年度までの事業計画 2,034 か所のうち、2,008 か所で復旧工事が完了しました。

令和 5 年度は、地震により被災した大熊町のため池（1 地区）の災害査定を実施しました。今後も、避難指示の解除等に伴い、順次、災害査定を実施していきます。

イ ほ場整備による津波被災及び原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災による津波被災地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被災 12 市町村内では、ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、福島再生加速化交付金等を活用し、平成 24 年度以降約 3,856ha（47 地区）ではほ場整備事業を

実施しております。このうち、加倉地区(浪江町)地区ほか4地区において、区画整理工事に新たに着手しました。

令和5年度末時点で、2,955haで営農再開が可能な状態まで整備が完了しました。



飯崎地区におけるブロッコリー作付状況
(南相馬市小高区)



岡田地区における田植えの様子
(南相馬市小高区)

ウ 除染の実施

(ア) 汚染状況重点調査地域の農用地等の除染の実施状況

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)の農用地等の除染は、平成30年3月末に完了しました。

○除染実施面積：水田 19,538ha、畑地 3,171ha、樹園地 5,390ha、
牧草地 2,962ha、農業水利施設 687.1ha

(イ) 除染特別地域の除染の実施状況

環境省が行う除染特別地域内の農用地等の除染は、帰還困難区域を除き、平成29年3月末に完了しました。

除染特別地域の農用地等除染の実施状況

	農用地			森林		
	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率
川俣町	610	610	100%	730	730	100%
田村市	140	140	100%	280	280	100%
南相馬市	1,600	1,600	100%	1,600	1,600	100%
楢葉町	830	830	100%	740	740	100%
富岡町	750	750	100%	790	790	100%
川内村	130	130	100%	210	210	100%
大熊町	170	170	100%	200	200	100%
双葉町	100	100	100%	25	25	100%
浪江町	1,400	1,400	100%	510	510	100%
葛尾村	570	570	100%	690	690	100%
飯舘村	2,400	2,400	100%	2,100	2,100	100%
合計	8,700	8,700	100%	7,875	7,875	100%

(環境省公表資料)

(ウ) 除染特別地域における仮置場の原状回復

除染特別地域の仮置場となっている農地の原状回復に向けて、国との意見交換を行い、国は平成 30 年 4 月、仮置場の現状回復に係る現場手順書（第 1 編：水田）を策定しました。その後の現地調査結果等を踏まえ、平成 31 年 4 月、現場手順書が改定されるとともに、畑地の現場手順書（第 2 編）が策定されました。

令和 6 年 5 月末現在、除染特別地域における仮置場等の総数 331 か所のうち、原状回復が完了（返地済み）した箇所は、237 か所（71.6%）となっています。

エ 農業用ダム、ため池の放射性物質対策

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減することを目的として対策を実施しています。

また、農業用ダム内に蓄積されている放射性物質の流失に対する評価と農業用水の安全確保に資するため、動態解析、予測解析を実施しています。

【対策の状況】

平成 24 年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、県内 27 市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。令和 6 年 3 月までに、22 市町村で対策が完了し、5 市町村で対策を進めています。

【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術を生かし、市町村の先進事例となるよう、平成 28 年度からため池放射性物質対策モデル事業を実施しており、令和 5 年度まで 21 か所のため池で対策を実施しました。

また、農業用ダムの堆積土砂の動態解析、予測解析を実施しています。



浚渫による除去工



直接掘削による除去工

(県営モデル事業の研修会の様子)

オ 農業系汚染廃棄物処理対策

新地町の農林業系汚染廃棄物の処分（40,642 千円）に要する経費を支援しました。

カ 農地土壌における放射性物質の調査

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射

性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターとともに、土壌調査を平成 23 年 3 月から継続して実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

(ア) 農地土壌調査

平成 23 年度から令和 5 年度まで、延べ 6,705 点を調査しました。令和 5 年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地の 316 地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

(イ) 農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

(2) 農業者への支援

ア 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリ肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

- ・市町村数：18 市町村
- ・対象作物：水稻、そば、大豆等

イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

福島県農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組んでいます。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の周知を行っています。

(ア) 主な研究課題

- ・放射性物質の分布状況の把握
- ・農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・放射性物質の吸収抑制技術等の確立

(イ) 主な研究成果

「農地土壌中の非交換性カリ含量の簡易測定法」、「カリ資材を投入せずにダイズを連作した場合の子実への放射性セシウム移行の変化」、「コナラ萌芽株における¹³⁷Cs 濃度の季節変化」、「シイタケ原木から子実体への¹³⁷Cs 移行に及ぼす辺材部のカリウム濃度の影響」、「松川浦近傍の堆積物¹³⁷Cs 濃度の群間差異と粒度の影響」の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

ウ 避難地域等における営農再開状況

避難指示区域等における令和5年度末現在の営農再開面積は8,599ha、再開率は49.7%となっており、市町村別の状況は、以下のとおりです。

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	合計
営農休止面積 (平成23年12月末)	375	893	7,289	269	585	861	605	936	723	2,034	398	2,330	17,298
営農再開面積 (令和5年度末)	259	541	5,038	230	422	253	357	39	4	545	151	760	8,599
営農再開率	69.1%	60.6%	69.1%	85.5%	72.2%	29.4%	59.0%	4.2%	0.5%	26.8%	37.9%	32.6%	49.7%

エ 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成28年3月25日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和5年度は11市町村26か所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は技術移転セミナー（令和5年度実績：2回、参加者：73名）や研究成果発表会（参加者：61名）等で公表するとともに、営農相談（令和5年度実績：82件）を実施するなど、積極的な情報提供を行いました。



浜地域農業再生研究センター



技術移転セミナー

(ピーマンのトンネル栽培)

オ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等においては農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成24年度補正予算以降に措置された福島県原子力災害等復興基金（営農再開）計362億円を受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和5年度は、放射性物質の吸収抑制対策に18市町村で取り組んだほか、除染後農地等の保全管理（南相馬市、大熊町、双葉町等7市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（南相馬市、浪江町、飯舘村等12市町村）、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（南相馬市、楡葉町、浪江町等10市町村）などに取り組みました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和5年度）

- 1 避難区域等における営農再開支援
 - (1) 除染後農地等の保全管理
 - (2) 鳥獣被害防止緊急対策
 - (3) 放れ畜対策
 - (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証
 - (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
 - (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
 - (7) 新たな農業への転換支援
 - (8) 家畜の導入支援
 - (9) 水稻の作付再開支援
 - (10) 除染後農地の地力回復対策
 - (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
 - (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援
- 2 放射性物質の吸収抑制対策
 - (1) 放射性物質の吸収抑制対策
 - (2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備
- 3 特認事業
 - (1) 営農再開に向けた復興組合支援
 - (2) 稲作生産環境再生対策
 - (3) 農業者の安全管理支援
 - (4) 斑点米対策
 - (5) 作付再開水田の漏水対策
 - (6) 「たらのめ」生産再開支援
 - (7) 作付再開に伴う水稻苗の供給支援
 - (8) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
 - (9) 除染後牧草の品質・生産性回復対策
 - (10) 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
 - (11) 集落単位等で作付管理する地域への支援
 - (12) 避難区域等における農業者等の確保支援
 - (13) 担い手への農地集積に向けた準備への支援
 - (14) 作付再開水田の均平化支援
 - (15) 公共牧場等の再生利用支援

カ 福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業の取組

原子力被災 12 市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に取り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

- ・ 件数：44 件
- ・ 補助金額：487,930 千円



施設の導入



農業用機械の導入

キ 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業の取組

公益社団法人福島相双復興推進機構が原子力被災 12 市町村において実施する農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費を支援しました。

(ア) 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業

a 目標

- ・ 支援件数 30件（うち新規販路開拓支援 21件）
- ・ 農業者の自立支援 10件

b 実績

- ・ 支援件数（着手）44件（うち新規販路開拓（完了） 44件）

新規販路開拓支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	※イベント	計
着手件数	4	7	9		6	7	4	2		5	1	1	-2	44
完了件数	4	7	9		6	7	4	2		5	1	1	-2	44

- ・ 農業者の自立支援（着手） 18 件、（完了） 11 件

農業者の自立支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	計
着手件数	1	1	4		2	1	2	1			2	4	18
完了件数		1	4		2	1	2					1	11

ク 県内外の避難先における一時就農の支援

原子力被災 12 市町村から避難した農業者の生活再建を図ることを目的とし、原子力被災 12 市町村外（県外を含む）の避難先で農業経営を再開する際に必要な農業用機械・施設等の導入支援を行う避難農業者経営再開支援事業について、避難者への広報活動を通じて、その周知を図りました。

ケ 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により、被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。

利子補給承認実績（令和5年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	100 百万円	0 件	0 百万円
農業近代化資金	360 百万円	20 件	256 百万円

コ 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるために制定された法律です。

震災により一定の被害を生じた地方公共団体（福島県は全市町村及び県が対象）が、復興に関する計画（復興推進計画、復興整備計画）を策定し、国に認められた場合等に、規制・手続きの特例や税制、金融上の特例を受けられる仕組みです。

（ア）復興推進計画

復興推進計画は、東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けることが可能となる計画です。適用期限はこれまで度々延長され、令和5年度までとなっていました。令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）により、特例措置の段階的な縮小と併せて令和7年度まで延長されました。

a 農林水産業関係の復興推進計画

農林水産関連産業は「ふくしま産業復興投資促進特区」という復興推進計画に含まれており、同計画において、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、新地町、飯舘村が復興特区税制の対象区域を定めています（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村は対象区域を定めていない）。

b 事業者の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。

農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

【指定状況（令和5年3月末現在）】

・ 指定件数 267 件、指定事業者数 251 件

（内訳） 農業関連産業 132 件

地域資源活用型産業（林業） 4 件

水産関連産業 131 件

※同一事業者が複数の業種に該当する場合がありますため、指定件数と指定事業者数とは一致しません。

<税制上の特例の概要>

○国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

- ・新規立地促進税制（特区法第 40 条）
再投資等準備金積立額の損失算入及び再投資時の即時償却
- ・事業用設備等に係る特別償却（特区法第 37 条）
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・法人税等の特別控除（特区法第 38 条）
被災被用者の給与等支給額の 10%を税額控除
- ・研究開発税制の特別償却（特区法第 39 条）
開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除

○地方税

- ・地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第 43 条）
施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税した場合の地方公共団体の減収を、震災復興特別交付税により補填

(イ) 復興整備計画

a 復興整備計画

復興整備計画は、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるために策定される計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

b 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 5 年度は復興整備協議会が 3 回開催され、大熊町、浪江町の都市計画の決定や都市計画事業の承認等について協議されました。

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

(1) 新たな経営・生産方式の導入

ア 福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組

平成 29 年 5 月 19 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計

画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成30年4月25日に認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

なお、重点推進計画は、令和2年6月5日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生計画に統合されました。

【「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

- ① 先端技術等の導入による新しい農業の推進
- ② 林業の再生と県産材の新たな需要創出
- ③ 水産研究の拠点の活用等による新たな水産業の確立
- ④ 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の推進
- ⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進
- ⑥ 「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立
- ⑦ 地域資源を活用した持続可能な農業の構築

さらに、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、国は令和5年4月1日に福島国際研究教育機構（F-R E I）を設立しました。県は、公募による「福島国際研究機構における農林水産研究の推進」事業において、令和5年度は下記の研究課題に参画しました。

① 育成センサーの開発と果樹栽培のスマート農業化に関する研究
② モモ及びナシに関する輸出対応型果樹生産技術の開発及び実証
③ 先端技術を用いたイノシシ・サルによる獣害低減化研究
④ 化学肥料・化学農薬に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証
⑤ プラズマ農業技術の開発と福島県浜通りでの実装
⑥ 福島から世界へ発信する新しいコンセプトの牛乳房炎ワクチンの開発

イ 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出

原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通、加工等が一体となった高付加価値産地を創出する取組を支援する福島県高付加価値産地展開支援事業を令和3年度に創設しました。

この事業は、拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の設置を支援する「整備事業」及び、機械リース、生産資材や家畜の導入等を支援する「推進事業」があります。

令和5年度は、整備事業1件、推進事業2件について交付決定しました。

- ・整備事業：「肉用牛・酪農複合牧場」

（実施主体：(株)美土里耕産、場所：田村市）

- ・推進事業：「キャベツ等生産機械リース・生産資材導入」

（実施主体：(株)つくば良農、場所：富岡町）

「タマネギ生産機械リース」

(実施主体：(株) グランファーム、場所：富岡町)

(2) 新たな担い手の確保

ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積

原子力被災 12 市町村における営農再開の加速化を図るため、市町村が作成・公告する農用地利用集積計画に加えて、県が農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、農地中間管理機構を通じた農用地の借り受けと担い手への再貸し付けを一体的に設定することにより、担い手への農地集積・集約化を促進しています。

また、農地中間管理機構では、令和 3 年度から被災地域対策室を設置するとともに、原子力被災 12 市町村に現地コーディネーター 12 名を配置し、農業者の意向把握や地域計画の策定、農地のマッチング等に取り組んでいます。

令和 5 年度、避難指示解除等地域における農地中間管理機構を通じた農地集積面積は 424ha であり、平成 26 年度から令和 5 年度までの累計で 2,726ha となり、令和 5 年度営農再開面積 8,598ha に占める割合は 31.7%となりました。

イ 農業への企業参入促進

企業の農業参入については、市町村や関係団体等による受入体制を整備するとともに、支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援しています。

また、浜通り地域等 15 市町村については、福島復興再生特別措置法に基づき、避難解除等区域への農業を含めた新規企業の参入を促進しており、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携した企業の参入支援を実施しています。

【実績】

- ・企業農業参入相談件数：51 件
- ・ふくしま企業等農業参入セミナー：参加者 102 名
- ・現地見学ツアー：7 社 10 名参加
- ・企業の農業参入フェア：東京都 17 法人 18 名、大阪府 6 法人 7 名相談対応

(3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

ア 請戸川地区管理体制整備に係る実証事業の取組

避難指示が解除された地域では、未だ避難者も多く、震災前のような維持管理を行っていくことが困難な状況にあります。

そのため、請戸川土地改良区管内をモデル地区に位置づけ、維持管理の省力化に向けた取組を実施し、新たな管理体制の構築に向けた検討を行っています。

令和 4～5 年度は、現場状況に応じた維持管理軽減対策として、水路法面へのシールコンクリート工、防草シート布設及びモルタル吹付工を実施し、管理用道路においてはプライムコート工などを実施することにより、除草作業の軽減や法面の洗掘防止などの効果を確認しました。



シールコンクリート工



防草シート布設



モルタル吹付工



プライムコート工

1.3 風評の払拭

(1) 総合的な風評対策の取組

ア 農産物等の安全・安心を確保する取組

(ア) モニタリング検査の的確な実施と計画的な出荷制限の解除

令和5年度のモニタリング検査（出荷確認検査）において、9,306 検体の検査を行いました。その結果、玄そばで基準値超過が1件あり、基準値超過割合は0.01%でした。

検査結果は、結果が判明次第、速やかに市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

令和5年度農林水産物の緊急時モニタリング実施状況(出荷確認検査)^{※1}

食品群	品目数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 以下件数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 超過件数	検査結果 件数	月 別											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
玄米 ^{※3}	1	424	0	424	0	0	0	0	18	362	43	1	0	0	0	0
穀類(玄米除く)	4	165	1 ^{※7}	166	0	0	6	43	13	5	27	37	29	3	3	0
野菜	174	1,487	0	1,487	166	150	269	278	144	67	87	159	89	24	28	26
果実	34	386	0	386	0	2	32	30	55	130	81	37	15	2	2	0
原乳	1	96	0	96	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
肉類	5	1,460	0	1,460	164	138	105	138	91	123	149	145	93	120	90	104
鶏卵	2	160	0	160	14	13	13	14	13	13	14	13	13	14	13	13
はちみつ	1	39	0	39	0	10	28	0	0	0	0	1	0	0	0	0
牧草・飼料作物	-	596	0	596	2	62	102	31	69	91	80	85	74	0	0	0
水産物(海産) ^{※4※5}	165	3,341	0	3,341	284	215	412	185	154	261	319	398	344	109	384	276
水産物(河川・湖沼) ^{※3}	14	153	0	153	5	12	29	10	6	6	14	4	2	0	0	65
水産物(内水面養殖)	4	25	0	25	4	4	4	3	2	1	2	1	0	0	3	1
山菜(野生)	16	313	0	313	126	134	39	0	0	0	0	0	1	1	5	7
山菜(栽培)	1	79	0	79	72	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きのこ(野生)	42	88	0	88	0	0	0	7	5	6	57	13	0	0	0	0
きのこ(栽培)	25	473	0	473	28	19	34	26	16	45	208	59	17	9	7	5
果実(野生)	1	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
樹実類	3	18	0	18	1	0	0	0	0	3	3	6	4	0	1	0
合 計	493 ^{※6}	9,305	1	9,306	874	773	1,082	773	594	1,122	1,093	967	689	290	544	505

※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査(出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く)
 ※2 食品衛生法における食品の基準値(セシウム134、セシウム137の合算値) (一般食品)100Bq/kg、(牛乳)50Bq/kg
 ※3 玄米のモニタリング検査は、米の全量全袋検査を実施している9市町村を除く地域で実施
 (令和5年産米の全量全袋検査実施9市町村:南相馬市、檀栗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町(旧山木屋村))
 (米の全量全袋検査の結果:ふくしまの恵み安全対策協議会 <https://fukumegu.org/ok/contentsV2/>)
 ※4 ズワイガニ(オス)、ズワイガニ(メス)はそれぞれ1品目として集計
 ※5 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巢)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」でそれぞれ1品目として集計
 ※6 シロザケ(筋肉)、シロザケ(精巢)、シロザケ(卵巣)は「海産」と「河川・湖沼」の区別なく合計ではそれぞれ1品目として集計
 ※7 基準値超過は、玄そば1件(交差汚染による超過)

なお、出荷制限等品目の解除に向けたモニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。

令和5年度に制限等が解除された品目は、ふき(野生、桑折町)など、延べ10品目でした。

(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化

a ふくしまの恵み農産物安全管理システム

県産農林水産物の風評対策として、産地が行う農林水産物の放射性物質検査結果や、流通消費段階における安全情報の情報発信を行いました。

令和5年度の検査点数は、10万6,453点(玄米8万722点、野菜・果物5,478点、穀類27点、山菜・きのこ25点、水産物2万201点)でした。(令和6年5月10日時点)



どのような検査結果を知りたいですか？

 現在の結果を知りたい

 年度別の結果を知りたい

 地域別の結果を知りたい



産地の放射性物質検査結果の情報発信（ふくしまの恵みHP）

b 地域協議会の設置及び検査機器導入状況（令和6年3月末現在）

地域協議会に対する支援として、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備などを行いました。

- ・ 地域協議会の設置状況：46 協議会（55 市町村）
- ・ 米の全量全袋検査器：22 台
- ・ NaI 等シンチレーションスペクトロメーター：121 台

c 精米袋用ラベルの作成

福島県産米を販売するにあたり、全量全袋検査による放射性物質検査を実施した玄米を使用し、安全であることを消費者に伝えるために精米袋に貼付するラベルを作成して、希望する精米業者等に配布しました。

令和5年度の配布件数は13件、配布枚数は1万6千枚でした。



(ウ) 米の全量全袋検査

平成 24 年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成 27 年産米以降、通算 5 年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和 2 年産米から、避難指示のあった 12 市町村で生産されたもののみ全量全袋検査を実施し、その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

令和 4 年産米からは、広野町と川内村、令和 5 年産米からは田村市がモニタリング検査へ移行しました。

a 検査点数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

8 万 799 点

b 検査結果（令和 6 年 3 月 31 日現在）

検査したすべての米が基準値以下でした。

放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	測定下限値未満 (25 未満)	25～50	51～75	76～100	100 超	計
点数	80,795	4	0	0	0	80,799
(割合 (%))	(99.9950)	(0.0050)	(0)	(0)	(0)	(100)

(エ) 園芸品目における対応

a 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等

(a) 直近 2 か年のモニタリング検査結果

令和 5 年度の検査では、野菜の約 98%、果実の約 92%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものはありませんでした。

		野菜				果実			
		R4		R5		R4		R5	
		点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合
合計		1877	100.0%	1487	100.0%	426	100.0%	386	100.0%
内訳	検出せず	1778	94.7%	1451	97.6%	391	91.8%	355	92.0%
	～10Bq/kg	60	3.2%	21	1.4%	24	5.6%	23	6.0%
	～30Bq/kg	35	1.9%	12	0.8%	9	2.1%	7	1.8%
	～50Bq/kg	3	0.2%	3	0.2%	1	0.2%	1	0.3%
	～100Bq/kg	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

(b) 令和 5 年度出荷制限解除品目

国の指示による出荷制限等の解除に取り組み、以下の園芸品目の摂取・出荷制限を解除しました。

- ・大熊町(特定復興再生拠点区域に限る)：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花雷類、カブ摂取・出荷制限解除(令和5年5月23日)
- ・富岡町(特定復興再生拠点区域に限る)：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花雷類、カブ摂取・出荷制限解除(令和5年5月23日)
- ・浪江町(特定復興再生拠点区域に限る)：非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花雷類、カブ摂取・出荷制限解除(令和5年5月23日)

b あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成23年度から毎年度、試験的に加工したあんぽ柿、干し柿の放射性物質検査を実施し、100Bq/kgを超過した市町村に対して、あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請してきました。

令和5年度は、前年度に引き続き福島市、伊達市、桑折町及び国見町に対して加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛が要請されている2市2町においては、幼果期検査により加工可能なほ場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数414万8,851トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは149トレーで、全体に占める割合は約0.0036%でした。また、個包装製品の総検査点数は8万3,807箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

(オ) 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷された肉牛は、必要に応じて流通前に牛肉の放射性物質検査を行いました。県内出荷については、福島県農業総合センターにおいて分析を行い、県外出荷については、と畜場又は県が指定する分析機関において分析を行いました。

令和5年度は県内3,035頭、県外1万3,668頭をと畜したもののうち県内1,257頭、県外3,318頭について検査し、基準値を超過したものはありませんでした。

また、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的に行い、基準値を超過したものはありませんでした。

イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立

(ア) 福島県農林水産物ブランド力強化推進方針の策定

震災からの復興や安全性の確保に向けて取り組んできた間に、他都道府県では農林水産物のブランド力を強化する取組が積極的に行われてきたことから、県産農林水産物は価格や地域イメージ等で他県から遅れている状況です。そのため、福島ならではの取組により県産農林水産物のブランド力を強化し、競争力強化に結びつけるため、「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定しました。

○基本方針

市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。

○策定日

令和4年9月22日



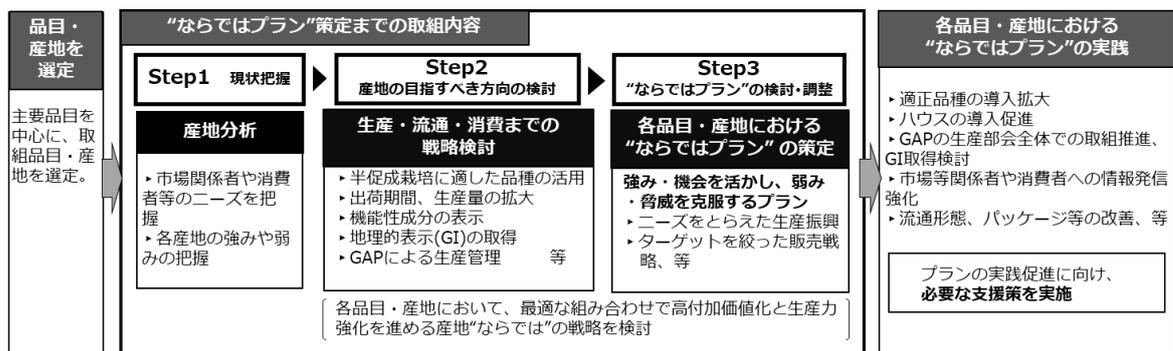
ブランド力強化の展開イメージ

(イ) ならではのプランの策定と実践

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づき、産地ごとに、精緻な市場調査に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強み・弱みを把握し、県やJA等の関係者が一丸となって生産から流通、販売、PRに取り組む産地戦略である、「ならではのプラン」の策定の検討を開始しました。

令和5年度には、ならではプラン策定産地として、県北・もも、会津・アスパラガス、いわき・ねぎの3産地・品目を選定し、産地ごとに、産地ワーキンググループを立ち上げ、精緻な市場調査・産地分析を実施の上、調査分析結果を基に戦略を検討し、「ならではプラン」を策定しました。詳細は、「I-1 令和5年度の農業及び農村の動向（5）トピックス」に記載のとおりです。

令和6年度には、新たに「あんぽ柿（JAふくしま未来・伊達果実農協）」、「ピーマン（JA福島さくら）」、「きゅうり（JA夢みなみ）」、「いちご（JA東西しらかわ）」、「昭和かすみ草（JA会津よつば）」の5産地・品目を選定し、「ならではプラン」策定を目指すとともに、令和5年度にプランを策定した3産地におけるプランの実践を進め、ブランド力強化を進めてまいります。



ならではプラン策定と実践のイメージ

ウ 産地の生産力強化、競争力強化

「II-4.2 戦略的なブランディング」に記載のとおりです。

エ 輸入規制措置の撤廃

「I-1 令和5年度の農業及び農村の動向」（5）トピックス EU等での輸入規制撤廃に記載のとおりです。

2 多様な担い手の確保・育成

2.1 農業担い手の確保・育成

(1) 地域農業の核となる担い手の育成

ア 経営体の育成

令和5年4月に、県とJAグループ福島、一般社団法人福島県農業会議、公益財団法人福島県農業振興公社の4者がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を開所しました。

令和5年度は、全体で1,300件の相談を受け付け、そのうち新規作目の導入、法人化、第三者への事業継承など農業経営に関する300件を超える相談があり、各種支援制度の活用を進めるなど、きめ細かな対応を行いました。

(ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心的な経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

a 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業）

地域計画（目標地図）に位置付けられた者等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和5年度実績】

融資主体補助型 事業実施地区数：9市町村 17地区

補助額：40,322千円

条件不利地域補助型 事業実施地区数：1町 1地区

補助額：2,805千円

b 担い手づくり総合支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む地域計画（目標地図）に位置付けられた者等の農業用機械・施設等導入を支援しました。

【令和5年度実績（繰越分）】

事業実施市町村：1市町村 1地区

補助額：10,000千円

(イ) 農業法人等の活性化

法人化の推進により農業法人は年々増加し、地域営農の中心的な担い手として期待が高まる一方で、経営課題を抱える法人も多いため、必要に応じて専門家を派遣し、経営改善や更なる経営発展に向けて、伴走型の支援を実施しました。

【取組の結果】

- ・事業実施主体：福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者：33件
- ・助成額：6,045千円

イ 集落営農の推進

集落営農組織が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって農地を継続的に活用し

て営農が継続できるよう、関係機関・団体と連携したサポート体制を構築し、集落営農の活性化に向けた集落ビジョンの作成や、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立などを総合的に支援しました。

また、集落営農セミナーを開催し、集落営農を推進しました。

【令和5年度実績】

- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業実施組織数：6市町8組織
- ・補助額：10,153千円
- ・集落営農セミナーの開催：令和6年1月31日

ウ 地域計画の推進

(ア) 経緯

農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、人・農地プランが「地域計画」の名称で法定化され、市町村基本構想を策定している県内58市町村において、策定が義務付けられました。

市町村における策定作業を支援するため、関係機関・団体が一体となって推進を行う「地域計画及び農地中間管理事業推進調整会議」の開催や、計画策定に向けた話合いの進め方に関する研修会の実施、先行事例等を掲載したマニュアルの配布などに取り組みました。

(イ) 地域計画の策定状況（令和6年3月末現在）

	策定を予定している地域数		
	うち令和5年度中に策定済み	うち令和6年度中に策定予定	
地域数	1,174	24	1,150
割合(%)	—	2.1%	97.9%

エ 女性農業経営者の確保・育成

(ア) 女性の認定農業者

家族経営における仕事と生活の調和がとれた環境整備、さらには女性の起業活動を促進するため、家族経営協定の締結、経営への参画等を推進しました。

女性の認定農業者数は年々減少傾向にあり、令和5年3月末時点で256人となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
家族経営協定締結数（戸）	1,092	1,096	1,123	1,124	1,155	1,090	1,085
女性認定農業者数（人）※	542	564	555	564	277	287	256
認定農業者数（経営体）	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,036	6,982

※女性認定農業者数：令和2年度から女性が役員となっている法人を除いた数

(イ) 福島県生活研究グループ連絡協議会

本協議会は、農村生活の向上を目指し、特産品の加工や販売などを行う「生活研究グループ」の地域協議会を総括する組織として昭和 55 年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきました。

令和 4 年に引き続き、令和 5 年 11 月 6 日に県内会員を対象として有名日本料理店の総料理長を講師に招き、全体研修会を開催しました。

・会員数（令和 5 年度）：111 名（4 協議会）



令和 5 年度全体研修会

オ 家族経営協定締結数

農業委員や市町村、県が連携して家族経営協定の締結を推進しています。

令和 4 年度に新規で締結された農家数は、34 件でしたが、全体では前年度と比べ 5 件減少し、1,085 件となりました。

本県においては、経営者夫婦で協定を結ぶケースが最も多くなっています。



家族経営協定締結式

(2) 次代を担う新規就農者の確保・育成

ア 就農に関する相談受付

令和 5 年 4 月 3 日に、県と J A グループ福島、一般社団法人福島県農業会議、公益財団法人福島県農業振興公社の 4 者がワンフロア（福島県自治会館 1 階）に常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を開所しました。

令和 5 年度は、全体で 1,300 件の相談を受け付け、そのうち就農に関する 900 件を超える相談に対応しました。

(ア) 農業経営・就農相談件数（センター本所＋県農林事務所サテライト分）

所 属	R5 実績 (R5.4月～R6.3月)				前年件数 (R4)	
	A	就農	経営	企業 参入	B	差 A-B
センター（自治会館）	581	370	165	46	411	+170
サテライト（地域）小計	719	560	154	5	538	+181
センター相談件数	1,300	930	319	51	949	+351

- a 新規就農関連に係る相談件数 930 件（前年度同比 111%）
- b 農業経営全般に係る相談件数 319 件（前年度同比 287%）
- c 企業の農業参入等に係る相談件数 51 件（前年度同比 - ）
- 計（4～3月12か月分の件数） 1,300 件（前年度同比 137%）

イ 農業高校生の就農誘導

農業高校生の就農への誘導を図るため、若手農業者による農業高校生の農家体験研修や各地方の就農相談会への参加誘導に取り組みました。

【令和5年度実績】

活動区分	取扱学校	取扱内容
農業体験研修	福島明成、会津農林、会津農林（耶麻校舎）、磐城農業	分校を含む4校延べ21名の生徒が先進農家での農業体験を実施。
フレッシュ農業講座	福島明成、二本松実業、小野、岩瀬農業、修明、白河実業、会津農林、会津農林（耶麻校舎）、南会津、相馬農業、ふたば未来、磐城農業	分校を含む12校延べ415名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察を実施。
就農相談会への参加支援	岩瀬農業、修明、白河実業、磐城農業	4校延べ117名が就農相談会へ参加。



学生向け就農相談会の様子

ウ 農業短期大学の機能充実と農業者育成

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）では、令和2年度に「農業短期大学の機能強化に関する基本構想」を策定し、それに基づき、令和3年度から構想実現に向けて事業を実施しています。

ドローンやオートトラクター等のスマート農業機器を導入し、令和4年度から「スマート農業」及び「農業生産工程管理（GAP）」の科目を新設しました。

また、農業短期大学の施設統合整備については、令和7年の供用開始に向けて、令和5年10月に新施設整備工事に着工しました。また、長期就農研修者向けの環境制御装置等を備えたパイプハウス（計10棟）を整備しました。

（令和5年度卒業生の実績：自営就農5名、法人就農16名、JA2名、農業関連企業・団体13名）。



（仮称）ふくしま農業人材育成センター完成予定図



長期研修生用パイプハウス

エ 就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、南会津において現地見学会、県内5地域において就農相談会「ふくしま農業人フェア」を開催するとともに、農業経営・就農ポータルサイト「ふくのう」及びインスタグラム「fukunou」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等で就農するために必要となる実務を身に付ける研修の実施や、就農希望者と農業法人とのマッチングを支援しました（令和5年度実績：法人等での実習生28名、法人等への就職24名）。



就農相談会の様子

オ 新規就農者育成総合対策事業の活用

(ア) 経営発展支援事業

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者等で、一定の要件を満たす者に対し、機械・施設等の導入を支援しました。

(イ) 経営開始資金（旧経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者で、一定の要件を満たす者に対し、12.5 万円／月（150 万円／年）の資金を最長 3 年間交付しました。

(ウ) 就農準備資金（旧準備型）

就農予定時の年齢が原則 50 歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、一定の要件を満たす者に対し、12.5 万円／月（150 万円／年）の資金を最長 2 年間交付しました。

区 分	交付人数（人）	交付金額（千円）	備 考
経営発展支援事業	64 人	259,317 千円	令和 4 年度補正含む
経 営 開 始 資 金	延べ 314 人	372,607 千円	令和 5 年度補正・ 農業次世代人材投資 事業（開始型）含む
就 農 準 備 資 金	延べ 105 人	121,000 千円	令和 4 年度補正・ 令和 5 年度補正含む
合 計	延べ 483 人	752,924 千円	

カ 新規就農者の受入体制の整備

研修受入施設として県内 128 施設を認定し、45 市町村におけるサポート体制と連携して就農を支援しました。

また、県内 9 地区において、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

- ・ 国見町地域農業再生協議会（国見町）
- ・ 郡山市
- ・ 田村地域就農支援プロジェクト（田村市、三春町、小野町）
- ・ 白河市
- ・ 鮫川村
- ・ 喜多方市農業振興協議会（喜多方市）
- ・ 金山町
- ・ 只見町農業再生協議会（只見町）
- ・ いわき地域農業再生協議会（いわき市）

(3) 多様な働き方への対応

農村地域と多様な形で関わる農村関係人口の創出・拡大を図るため、取組意欲のある 3 地区において、コーディネーターを派遣し、地域内対話の促進や都市住民等とのオン

ライン交流イベントを実施しました。また、2地区において農村関係人口の受入実践ツアーを実施しました。



竹のチップ化作業



看板作り

2.2 経営の安定・強化

(1) 経営安定に向けた支援

ア 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通

原油価格・物価高騰、凍霜害、台風13号の影響により被害等を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援するために、農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金、令和5年4月凍霜害資金、令和5年台風13号災害資金）の融通を実施するとともに、農業経営の改善・展開を図る農業者等を支援するため、農業近代化資金（一般）の融通を実施しました。また、高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、家畜疾病経営維持資金利子等補給事業を予算措置しました。

※農家経営安定資金に係るJA取扱いにあっては無利子。

利子補給承認実績（令和5年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	121百万円	3件	10百万円
農業近代化資金	1,270百万円	135件	1,092百万円
家畜疾病経営維持資金	1,521百万円	0件	0百万円

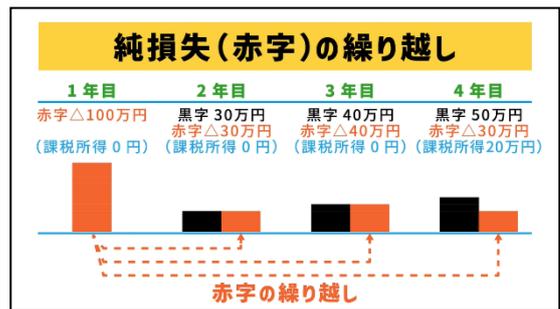
イ 収入保険や農業共済の加入促進

収入保険について、説明会の開催や普及指導員による戸別訪問、さらには新規加入時の保険料の一部を助成し加入促進を図るとともに、加入要件である青色申告への移行を促進するため、会計ソフトの演習を行う青色申告セミナー開催や青色申告普及促進動画を作成しました。

また、園芸施設共済の目的や仕組みをラジオ広報により周知し、加入促進を図りました。



青色申告セミナー



青色申告普及促進動画

ウ 経営所得安定対策

a 野菜価格安定制度

青果物の販売価格の著しい低落に予め備え、生産者の経営に及ぼす影響を最小限にとどめ、経営の安定を図るとともに生産意欲の減退を防止することを目的に交付される価格差補給金等について、その交付に必要となる資金（交付準備金）を造成しました。

【令和5年度実績】

公益社団法人福島県青果物価格補償協会に対し補助金を交付し、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地価格差補給事業の交付準備金を造成した。

- ・ 指定野菜価格安定事業
補助額：113,196千円（債務負担行為含む）
- ・ 特定野菜等供給産地価格差補給事業
補助額：10,442千円

b 肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用

肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等については、原材料費の高騰等により事業の重要性が増しており、パンフレットや事業啓発資材を製作し、生産者、団体へ配付をすることで制度の周知に取り組み、加入を推進しました。

エ 農作業事故の防止と啓発

農業者の農作業安全確保に関する意識啓発を図り、農業機械の運転操作等によって生ずる事故の発生を防止するため、福島県農作業安全運動推進本部を設置し、チラシやラ

ジオ等を活用した安全意識向上のための広報活動や大型特殊免許取得に向けた講習会（受講者数 25 名）等の農作業安全運動を展開しました。

令和 5 年 農作業死亡事故 8 件（過去 10 年間の平均年間死亡者数 8 件）

**大型特殊免許取得
に向けた講習会**

～公道を走行するには、大型特殊免許が必要です！～

農耕トラクタについては「道路交通法」に基づき保安基準が緩和され、条件や制限を遵守することにより、農作業用農耕トラクタに搭載したまでの公道走行が可能となりました。農作業を安全に行うため、必要となる大型特殊免許を取得しましょう。

■開催日時・場所

第1回	令和5年6月21日（水） ～22日（木）	会津若狭地区運転講習コース 大田町会津若狭市外川原4260-1
第2回	令和5年10月25日（水） ～26日（木）	会津若狭地区運転講習コース 大田町会津若狭市外川原4260-1

■募集期間
令和5年5月22日（月）～6月2日（金）
※定員と抽選がある場合は、抽選となります。
※キャンセルは一方のみとなります。

■参加資格
運転免許の取得に必要となる農業者、農業法人の社員等
（運転免許をお持ちの方に限ります。）

■主催
福島県、福島県農業機械協会の組合、会津若狭地区交通安全協会福島本部

■参加費
5,000円（税別）※現地で現金でお支払いください。

■申込方法
受講申込書と福島県農業団体の課金カード（ペーパードレス）を、必要事項を記入の上、福島県農業団体の課金メール（F.A.）または郵送にてお申し込みください。

■問い合わせ先
福島県農業団体の事務局（担当：角田・山崎） 電話：024-227-116
F.A.：024-227-2811 FAX：024-227-2982
メールアドレス：nougounimate@pref.fukushima.jp

※この講習会では免許取得できません。
加えて、免許取得には、福島県免許センターで技能試験を受ける必要があります。



講習会の様子

（2）雇用人材の安定確保

ア 労働力確保システムの運用

大規模経営体の増加や農業者の高齢化、後継者不足等により農業労働力が不足しており、令和元年度「福島県における農業労働力の現状に関するアンケート調査結果」では、単純作業・補完的作業の労働力確保を希望する割合は 77.0%と高く、生産現場での労働力不足が大きな課題となっています。このことから、令和2年度に福島県農業労働力確保・調整協議会を設置し、「ふくしま農業求人サイト」の開設、利用促進を図っています。「ふくしま農業求人サイト」を広く周知し、労働力が不足している農業者と求職希望者のマッチングを支援しました。

また、農業生産現場では農繁期における農業労働力の確保・供給が求められているため、特に慢性的な人手不足深刻な状況となっている浜通り地域等を対象として、農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業を実施しました。

（ア） 農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を、農作業を請け負う事業者を活用して、確保・供給するモデルの構築に取り組みました。

また、農業分野における首都圏の若者等との地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図るため、農業体験と地域交流を併せたツアーを実施しました。

a 農ワーカーこらんしょモデル事業

- ・実施経営体数：5 件
- ・参加作業人数：延べ 1,288 人

b 農ワーク旅

- ・開催回数：2 回
- ・参加人数：40 人

イ 畜産経営における雇用労働力の確保

本県の生乳生産基盤は、原発事故により大きく毀損しており、乳用牛頭数の回復が必要となっていることから、被災地域の2か所で大規模酪農施設の整備計画が進められ、令和7年～8年に稼働されることとなりました。本施設の整備にあたり課題となる労働力の確保に向け、生産者団体が実施する雇用確保のための活動を支援しました。



就農ブースへの出展①



就農ブースへの出展②

(3) 農福連携等の促進

農福連携の取組については、福島県農業労働力確保・調整協議会において、農業関係団体、福祉団体、行政機関などと情報を共有するとともに、農福連携推進チラシ等を作成し、農業側と福祉側の相互理解の促進を図りました。

また、県保健福祉部では、障がい者の社会参画と自立支援、作業工賃向上を目指し、同部の委託事業として、福島県授産事業振興会にワンストップ窓口とコーディネーターを配置し、障がい者の就農を促進しました。

さらに、福島県農業経営・就農支援センターでは、総合相談窓口として、福祉事業者等に対し、農業参入に関する相談対応や支援を行いました。

3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

(1) 担い手への農地集積の推進

ア 地域計画の策定（再掲）

「Ⅱ-2-2.1-(1)-ウ 地域計画の策定」に記載のとおりです。

イ 意欲ある担い手への農地の集積・集約化

県では公益財団法人福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積を進めています。

令和5年度の農地中間管理事業の実績は、借入農地2,438ha、貸付農地3,001haとなりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で562,993千円となり、このうち出し手個人に対して交付する「経営転換協力金」は11市町村47,171千円、地域に対して交付する「地域集積協力金」は21市町村338,732千円、「集約化奨励金」は6市町村177,090千円となりました。

(2) 農業生産基盤の整備

ア 農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備

ほ場整備事業では、農地の大区画化と併せて暗渠排水工事（農地から深さ60cm～100cmのところ穴の空いたパイプを敷設して農地の「水はけ」を改善する工事）を行うなど、汎用化水田を整備しています。

また、一部地域では、盤上げ客土や表土厚確保等を行う等、作付する作物にあわせた畑地整備を実施しています。

これにより、子実用トウモロコシ等飼料作物やアスパラガス等の高収益作物の作付が開始され、所得向上に寄与しています。



子実用トウモロコシの収穫状況
(南相馬市原町区)



田部地区におけるアスパラガス作付状況
(南会津町)

イ ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化

ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、経営体育成基盤整備事業を活用したほ場整備を7地区で実施しました。

また、ほ場の大区画化や農用地利用集積に加え、ほ場整備を契機として高収益作物の導入により地域農業の活性化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備を10地区で実施しました。

令和5年度までに整備が完了した農地の一部では、ねぎや花き等の高収益作物が生産拡大するなど、地域農業の活性化が着実に進んでおります。



トルコギキョウの定植状況



トルコギキョウ開花状況

(会津若松市高野地区)



ねぎの生育状況

(いわき市山田地区)

(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

ア 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定と施設の長寿命化

基幹的な農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコスト低減を図るため、機能診断により施設の状況把握と機能評価を行い、それを踏まえた予防保全、補修及び更新に向けた機能保全計画を策定するとともに、適切な保全管理と計画的な補修、更新を行っています。

令和5年度は県内の4管内で9施設の機能保全計画を策定しました。

管内	基幹的農業水利施設						策定不要 ※1	策定対象施設	R5まで 策定済
	ダム ため池	頭首工	揚排水 機場	用排水路	その他				
県北	87	7	16	7	52	5	13	74	73
県中	56	2	14	2	29	9	25	31	28
県南	42	3	15	0	22	2	3	39	38
会津	135	7	26	10	86	6	41	94	65
南会津	2	0	0	0	1	1	0	2	1
相双	174	22	38	21	84	9	61	113	47
いわき	16	1	4	2	8	1	0	16	12
計	512	42	113	42	282	33	143	369	264

※1 施設の重複、未特定、廃止、及び国、民間会社所有等の施設を除外。
改修(災害復旧)後10年以下、帰還困難区域内等の施設を策定不要とした。

イ 土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化

(ア) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施

土地改良区が管理する農業水利施設については、造成から相当の年月が経過し、老朽化が進行している施設が多いことから、施設管理における長寿命化対策が求められています。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の保全管理に係る資金を積立てすることにより計画的な整備補修や施設の更新が実施可能となります。令和5年度は、28施設で整備補修を行いました。

(イ) 土地改良区の運営基盤の強化

貸借対照表作成が義務づけられた土地改良区に対し、複式簿記化を支援するため、会計指導員を有する福島県土地改良事業団体連合会による巡回指導を実施することに対し補助を行いました。



水門整備補修（開閉機電動化、扉体交換）
（施工前）
泉崎水門（いわき市）



水門整備補修（開閉機電動化、扉体交換）
（施工後）
泉崎水門（いわき市）

3.2 戦略的な品種・技術の開発

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

ア オリジナル品種の開発

県の農業総合センター及び林業研究センターでは、地球温暖化等の気象変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オリジナル品種の開発を進めています。これまでに 14 品目・48 品種を育成しました。

令和4年度には県オリジナルイチゴ新品種「ゆうやけベリー(品種名:福島 ST14 号)」がデビューしました。



品種名：福島 ST14 号
商標名称：ゆうやけベリー
(いちご)



福乃香
(酒造好適米)



キビタンイエロー
(カラー)

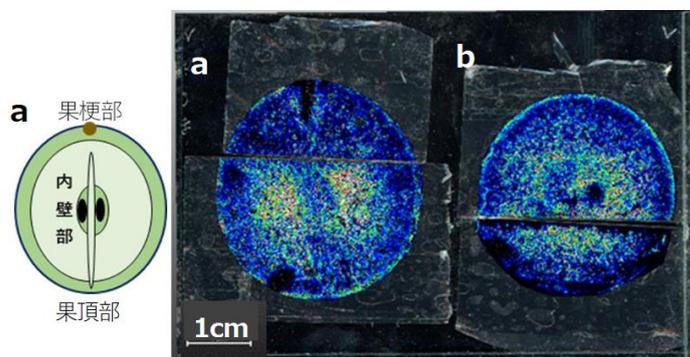


ぺにこはく
(りんご)

イ 見える化技術の開発

福島県農業総合センターでは、高品質化による福島牛のブランド強化に向け、サシの細かさや和牛特有の香気成分等のおいしさを見える化し、ゲノム情報と合わせて、福島牛の総合的評価技術を確立し、次世代に向けたゲノム選抜種雄牛の造成に取り組んでいます。

また、県育成ブドウ品種「あづましずく」のアミノ酸の一つで抗ストレス作用等をもつ GABA の含有量と局在を明らかにしました。今後も県産農産物に含まれる機能性成分などの含有量及び局在を明らかにし、その成分を維持した調理・加工法を明らかにします。



検出強度：弱  強
「あづましずく」の GABA の局在 (a：縦断面、b：横断面)

ウ 試験研究の効率化や生産現場への速やかな普及

福島県農業総合センターでは、現場と密着した実用性の高い技術開発と迅速な技術移転を図る目的で、センター本部、会津地域研究所、浜地域研究所、果樹研究所及び畜産研究所ごとに農業者(指導農業士等)、団体、市町村を構成員とした「試験研究推進会議」を設置しています。この会議で得られた意見を踏まえニーズを捉えて試験研究に取り組み、研究の効率化を図るとともに、農業者や農業関係団体を対象とした技術移転セミナーや成果発表会を通じ、得られた成果の速やかな技術移転を図っています。

エ スマート農業等の省力的・効率的な生産技術の開発

鳥獣被害対策において、行政や捕獲実施隊はメモリ型センサーカメラを活用していますが、定期的なデータ回収や画像から加害獣種を特定する作業が負担となっています。また、地図情報は紙媒体による集約が一般的であり、リアルタイムでの情報共有や効率的なデータ整理が求められています。そのため、ICT機器である通信型センサーカメラによる巡回回数の削減などの省力化を検証するとともに、導入しやすいGIS(地理情報システム)アプリケーションの利用方法を検討し、有効な手法と活用例をまとめ、導入支援マニュアルを作成しました。



鳥獣被害対策への ICT 機器導入支援マニュアル

t 4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

ア 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-ア-(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化」に記載のとおりです。

イ 農薬の適正使用の推進

(ア) 農薬適正使用推進会議の開催

農業者の食の安全性に対する意識を高め、安全な農産物の安定生産が図れるよう、病害虫・雑草の効率的かつ適正な防除と、農薬適正使用の推進を目的として農薬適正使用推進会議を開催しました。

【令和5年度実績】 県全体1回、地方7回

(イ) 農薬危害防止運動の実施

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等を推進するため、農薬危害防止運動を実施しました。

【令和5年度実績】

- ・運動期間：令和5年6月10日～9月10日
- ・農薬危害防止講習会：参加者259名
- ・ラジオ広報：令和5年6月17日

(ウ) 福島県農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの育成

主に農薬購入者に対する農薬の適正使用に関する助言指導を行う農薬管理指導士、生産組織内の農業者に対する助言指導を行う農薬適正使用アドバイザーの更新・認定を実施しました。

【令和5年度実績】

- ・農薬管理指導士認定者数：320名（令和6年3月31日現在）
- ・農薬適正使用アドバイザー認定者数：758名（令和6年3月31日現在）

(エ) ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会の開催

ゴルフ場における農薬の適正かつ安全使用に関する資質向上を図るため、ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会を開催しました。

【令和5年度実績】 参加者42名

ウ 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造業者等に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、対象となった54か所全てで適正であることを確認しました。

エ 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和5年度は、94件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

オ 死亡牛BSE検査の推進

「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、県内の死亡牛（平成15～26年：24か月齢以上、平成27年～：48か月齢以上、平成31年～：96か月齢以上）について、BSE（牛海綿状脳症）検査を実施しました。

令和5年度は、304頭の検査を行い全頭陰性であることを確認しました。

（単位：頭）

年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
頭数	2,247	1,871	1,845	1,647	1,556	1,454	1,536	1,740	1,678	1,749

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	合計
頭数	1,553	1,375	956	980	967	993	448	384	350	310	304	25,943

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

ア 県産農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトにて公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

また、水産物のモニタリング検査を実施し、検査結果は福島県水産課のホームページ及び福島復興情報ポータルサイトで公表しました。

令和5年度検査検体数：3,884検体

（海産物：3,621検体、河川・湖沼の魚介類238検体、養殖魚（内水面）25検体）

イ GAPの推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針」に基づき、GAPの普及を図るとともに、第三者認証GAPや「ふくしま県GAP（FGAP）」（以下「第三者認証GAP等」という。）の取得を積極的に推進しました。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信に取り組みました。

【令和5年度実績】

・第三者認証GAP等に取り組む経営体数：774経営体

- ・第三者認証GAP等の取得状況
 第三者認証GAP：190件（GLOBALGAP:23件、ASIAGAP:9件、JGAP:158件）
 FGAP：226件
 計 416件

ウ 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

【令和5年度実績】

生鮮食品180件、加工食品25件、米穀販売店4件、卸売市場4件

エ 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対する調査を行いました。

【令和5年度実績】

101件

4.2 戦略的なブランディング

（1）ブランド化の推進

ア 「ふくしま」ならではのブランドの確立（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立」に記載のとおりです。

イ 県オリジナル品種などのブランド力の強化

（ア）県オリジナル水稻品種のプロモーション活動

県オリジナル水稻品種でトップブランド米である「福、笑い」を始め「天のつぶ」「里山のつぶ」のプロモーション活動を展開しました。

a 福島県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催

- ・構成員：JA福島中央会、JA全農福島、福島県米穀肥料協同組合、福島県観光物産交流協会、株式会社むらせなど 計13団体
- ・検討内容：「福、笑い」「天のつぶ」「里山のつぶ」の生産振興及び販売推進対策等を検討。「福、笑い」については、新たな生産・販売戦略（令和6年～令和8年（3か年））を策定しました。
- ・開催回数：3回

b 県産米の販路拡大

- ・県産米取扱業務として、県産米紹介パンフレットの製作、関西米穀店への「福、笑い」のサンプル米配布、県産米新規取扱支援策周知のためのチラシ作成を行いました。

- ・県産米購買促進首都圏・中京圏・関西圏の米穀店において、県産米購入者を対象にプレゼントキャンペーンを実施しました。
- ・県産米の認知度向上のため、首都圏の県産米取扱飲食店とタイアップして、キャンペーンを実施しました。
- ・上記業務を通じて確認された米穀店の情報を元に、県産米紹介サイト「ふくしまの米」の米穀店リストに反映させました。
- ・dancyu 食堂にて「天のつぶ」を使用したメニューを提供し、公式 Web サイトに記事を掲載しました。

ウ 地理的表示（G I）保護制度の活用促進

（ア）G I 製品の P R 及び販売促進

本県の G I 製品について、メディア等を活用した P R や販路拡大への支援を実施しました。

※地理的表示（G I）保護制度について

- ・地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれた品質、社会的価値等の特性を有する製品の名称を、地域財産として保護する農林水産省の制度。
- ・平成 27 年 6 月の制度開始以来、令和 6 年 1 月末現在で計 145 製品が登録。
（43 都道府県並びにイタリア、ベトナム及びタイ）
- ・本県の登録状況：6 品目
（南郷トマト、阿久津曲がりねぎ、川俣シャモ、伊達のあんぽ柿、たむらのエゴマ油、昭和かすみ草）

a 消費拡大 P R

- ・県内メディア（新聞、雑誌）を通じて、写真家が各 G I 製品を始め、福島ならではの製品を取材し、福島を巡る紀行文形式で魅力を訴求しました。また、取材した内容を「ふくしまプライド。」ポータルサイトに掲載し、消費者向けに情報発信を行いました。
- ・リビング新聞とタイアップし、令和 5 年 11 月に郡山市内のレストランにおいて川俣シャモ・阿久津曲がりねぎ等を使用したランチ会を開催し、30 名の参加がありました。

b 販売促進

- ・「ふくしまプライド。」フェアにおいて伊達のあんぽ柿や川俣シャモを販売するとともに、産地視察ツアーで川俣シャモを紹介しました。
- ・令和 5 年 11 月の産地視察ツアーにおける商談交流会、及び令和 6 年 2 月の「食の交流会」にて、G I 紹介コーナーを設置し、G I 製品の魅力を紹介するとともに、一部を食材として提供しました。

c 「地理的表示（G I）保護制度」研修会の開催

県産農林水産物等のブランド力強化のため、「福島ならではの農林水産物等ブランド

力強化研修会」を開催し、機能性表示食品制度とともに地理的表示（G I）保護制度について関係者に説明しました。また、終了後にG Iの個別相談会を実施しました。

- ・開催日：令和5年10月26日（木）
- ・会場：福島県農業総合センター
- ・参加者：県関係課、市町村、J A関係団体、一般参加者（農業従事者、6次化関係事業者等）49名、個別相談会は2組

（2）県産農林水産物の魅力発信

ア メディアなどによる安全性の発信や魅力の発信

（ア）マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力のPRを行いました。

a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

（a）テレビCM

- ・桃篇 7月14日～8月11日【県内・関東・関西・北海道】
- ・夏野菜篇 7月14日～8月20日【県内・関東・関西】
- ・水産物篇 10月25日～11月30日【県内・関東・関西・中京】
- ・お米篇 10月25日～11月30日【県内・関東・関西・中京・北海道・沖縄】
- ・牛肉篇 11月1日～12月15日【県内・関東】

（b）パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内での県産農林水産物の紹介を16回実施。

b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせてポスターの駅貼り広告及び中吊り広告を実施しました。

7月：桃、8月：夏野菜、10月：お米、11月：牛肉

12月：県産農林水産物総合版（キービジュアル）、水産物

c その他PR

（a）各施設での放映

- ・7月24日～8月20日
イオン店頭サイネージでの夏季CM放映
- ・8月～9月
東京都庁、豊洲市場等の都営施設での夏季CM放映
- ・11月～1月
東京都庁、豊洲市場等の都営施設での秋季CM及び「福、笑い」CMの放映

（b）WEBメディアでのCM放映

- ・8月8日～8月31日
TVerでのCM放映

(イ) マスメディアを活用した漁業の魅力配信

水産業関係者が漁業生産拡大に継続して取り組んでいけるよう、県産水産物の消費・生産・流通の拡大に向けて、情報発信を行いました。

a テレビによる発信

テレビ企画4社で延べ63回放送

b 新聞による発信

新聞企画2紙で12件掲載

c ラジオによる配信

ラジオ企画2放送局で延べ61回放送

d 情報発信サイトでの発信

情報発信サイト等で延べ58回

イ トップセールスやフェアによる県産農産物の認知度向上

(ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に向けて活動を実施しました。

a 知事、副知事によるトップセールス【合計17回】

- ・令和5年7月14日 市場トップセールス（東京都大田市場）
- ・令和5年7月14日 イトーヨーカドーアリオ北砂店におけるトップセールス
- ・令和5年7月18日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
（JAふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜べ）
- ・令和5年7月22日 市場トップセールス（大阪市中央卸売市場）
- ・令和5年7月22日 イオンりんくう泉南店におけるトップセールス
- ・令和5年7月22日 万代渋谷店におけるトップセールス
- ・令和5年7月25日 市場トップセールス（札幌市中央卸売市場）（副知事）
- ・令和5年7月25日 イオン北海道表敬訪問（副知事）
- ・令和5年7月28日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
（ヨークベニマル南福島店）
- ・令和5年10月21日 イオンスタイル板橋店におけるトップセールス（副知事）
- ・令和5年10月27日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
（ヨークベニマル横塚店）
- ・令和5年11月18日 イトーヨーカドーアリオ亀有店におけるトップセールス
（副知事）
- ・令和5年11月23日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
（イオンスタイルいわき小名浜）
- ・令和6年1月19日 「ゆうやけベリー」トップセールス（副知事）
（JAふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜べ）
- ・令和6年1月20日 玉川高島屋におけるトップセールス
- ・令和6年2月17日 サンエー那覇メインプレイスにおけるトップセールス
（副知事）
- ・令和6年3月9日 イオンレイクタウンにおけるトップセールス（副知事）

b 農林水産部長によるトップセールス【合計3回】

- ・令和5年7月21日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会（イオンいわき店）
- ・令和5年7月29日 新宿高島屋における意見交換会
- ・令和5年10月13日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会（イオンいわき店）

(イ)「ふくしまプライド。」フェアの開催

福島県産の桃や夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】26企業、67回、延べ1,138店舗

(ウ) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】17企業、延べ648店舗



東京都大田市場
知事トップセールス(7/4)



J Aふくしま未来直売所 未来百彩館 め〜べ
知事トップセールス(7/18)

4.3 消費拡大と販路開拓

(1) 国内における販売強化

ア オンラインストアによる販売促進

(ア) オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天市場、Amazon、Yahoo!ショッピングにおいて、販売促進キャンペーンを4回実施しました。

【共通キャンペーン】

- ・第1回 令和5年6月19日～8月4日
- ・第2回 令和5年9月1日～10月24日
- ・第3回 令和5年11月7日～12月26日

【新規店・水産物応援キャンペーン】

- ・令和6年1月10日～3月15日

(イ) 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、講座や勉強会の開

催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

- ・オンラインストア活用セミナー（1回）
- ・個別相談会（4回）
- ・各オンラインストアが実施したセミナー（18回）

（ウ）ふくしま常磐ものナビによる購買促進

震災及び原子力発電所事故の影響により打撃を受けた本県水産業の復興に向け、店舗検索・情報配信の支援ツールを用意し、常磐もの取扱店舗の集客支援・来県者の購買を促進しました。

紹介店舗数：191 店舗

イ 商談会等による多様な販路の確保

販路の回復・拡大のため、首都圏等のバイヤーと県内の生産者等とのオンラインでの商談や対面での交流を実施し、マッチングの促進を図りました。

（ア）商談会

a オンライン商談会

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等をターゲットとして、オンラインによる商談会を開催しました。

- ・日時：令和5年10月4日、10月18日
- ・参加者：30事業者が出展（バイヤー56社参加）

b セミナー

商談会に参加する県内農林水産物生産者等に対して、商談状況に合わせたテーマの研修を実施し、営業力の強化を図りました。

- ・事前セミナー（3回）
- ・フォローアップセミナー（1回）

c 飲食店とのタイアップフェア

飲食店において、商談会に参加した生産者の県産農林水産物を活用したタイアップフェアを実施しました。

- ・日時：令和5年9月～令和6年2月
- ・実施店舗：外食企業5社 63店舗

（イ）産地視察ツアー

県内外の流通・小売・宿泊・飲食事業者等を対象として、県内産地等を紹介する産地視察ツアーを実施しました。（5コース）

- ・日時：令和5年8月～令和6年2月
- 第1回 令和5年8月29日 「会津・喜多方の極上食材」
- 第2回 令和5年9月28日～29日 「ふくしまのミートにミートする旅！」
- 第3回 令和5年11月28日～29日 「来て。見て。たしかめて。ふくしま常磐もの！」
- 第4回 令和6年2月7日 「いわきのめぐみに出会う旅」
- 第5回 令和6年2月27日 「みちのくの玄関しらかわの多彩な食材」
- ・参加者：延べ99名

(ウ) 交流会

本県と関係の深い卸・小売事業者や飲食関係事業者等を招待し、県内生産団体等と共に、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など、福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をP R しました。

また、令和5年度は「3部構成」として、例年開催している立食形式の交流会に先立ち、県産農林水産物等に関する説明会や、県内事業者による展示商談会を新たに実施、交流会も招待者を倍増するなど、県産農林水産物の魅力発信や商談マッチングを強化しました。

・実施日：令和6年2月1日

・場 所：八芳園（東京都）

・内 容：

【第1部】説明会

流通事業者の仕入担当者等を対象に、県産農林水産物を産んだ歴史的・地理的背景や、「ふくしまプライド。」のコンセプト、その誇りを体現する福島ならではの取組（安全安心の取組、G A P、オリジナル品種等のブランド力強化）などについて県（農産物流通課・水産課）から説明した。

＜参加者＞流通事業者の仕入担当者等 76名

【第2部】展示商談会

県内の生産・加工事業者らによる試食・展示ブースを設置し、流通事業者の仕入担当者等と商談を実施した。

＜参加者＞県内生産・加工事業者等 30社

流通事業者の仕入担当者等 143名

【第3部】食の交流会

知事を先頭に、県内生産者団体等とともに流通事業者と交流し、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をP R した。

＜参加者＞流通事業者、来賓（復興大臣、農林水産大臣）、県内生産者団体等

207名

ウ 販売・消費拡大のためのP R等活動への支援

県内の農業者団体等が風評の払拭に向けて国内で実施する県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのP Rを行う活動を支援しました。

(ア) 募集期間

・第1期募集：令和5年4月6日～4月28日

・第2期募集：令和5年6月9日～6月30日

・第3期募集：令和5年9月8日～9月25日

(イ) 補助件数等

・民間団体事業 121件

・県域等農業団体事業 14件

・採択合計 135件

うち廃止 3件

・交付実績 132件

※廃止理由：人員不足による事業中止等

(2) 地産地消の推進

ア 直売所等と連携した消費拡大

地産地消の推進に向け、県内の直売所及び道の駅の利用者を対象としたプレゼントキャンペーンを実施しました。

【令和5年度実績】

- ・キャンペーン：夏期・秋期・冬期にそれぞれ1回ずつ合計3回。
- ・合計2,800通/4,582口の応募がありました。

また、これまで構築されていなかった農産物直売所等間のネットワークを新たに構築することを目的に「ふくしま産直倶楽部ミーティング」を令和6年1月に開催し、講師を招いて先進事例等の紹介や情報交換会を実施しました。直売所関係者20名程度が参加し、商品や運営に係るテーマについて情報交換することで、課題の共有や関係性の構築を図りました。

イ 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

県産農林水産物の地産地消を促進し、風評払拭、消費拡大を図るため、量販店等における販売促進キャンペーンを行い、県内の消費者に直接、県産農林水産物のおいしさ等の魅力をPRしました。

【令和5年度実績】

a 本庁実施分

- ・販売促進キャンペーン

県内4地域（伊達市、福島市、郡山市、いわき市）で知事等によるトップセールスを含む量販店等でのキャンペーンを4回実施しました。キャンペーンでは、パネル展示やクイズ、クッキングステージ等を行い、県産農林水産物のPRを実施しました。



ヨークベニマル南福島店
知事トップセールス(7/28)



イオンモールいわき小名浜
パネル展示(11/23~25)

- ・県産米増量キャンペーン

県内8企業（計219店舗）が5kgあたり500gを増量して販売する増量キャンペーンを各企業1か月程度実施することで、県産米の家庭内における消費拡大を図り、地産地消を推進しました。

- ・ハッシュタグ投稿キャンペーン

SNS (Instagram) を活用し、一般消費者が自ら「#ごちそうさまふくしま」のハッシュタグを付けて県産農林水産物の魅力を発信し、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを年4回実施しました。

b 各農林事務所実施分

地域の特色を活かし、県産農林水産物の魅力発信や地産地消を促進するキャンペーン (オリジナルレシピSNS投稿コンテスト、SNSを活用したフォトコンテスト、直売所等でのスタンプラリー、プレゼントキャンペーン) などを各農林事務所で開催しました。

- ・実施回数：県内7地域 合計28回実施

ウ 「ふくしま大豆マルシェ」の開催

県産大豆の生産振興と需要確保を目的として、地産地消に係る優良事例のPRと、需要拡大を図るためのイベントを開催しました。

(ア) 県産大豆の地産地消に係る優良事例のPR

生産者3団体と、実需者3団体の大豆の地産地消の取組について、「CJ Monmo 3月号」と「CJ Monmo Web」に掲載し、消費者に紹介しました。



CJ Monmo 及び Web へ掲載された内容

(イ) 県産大豆の需要拡大イベントの開催

令和6年3月3日にビッグパレットふくしまにおいて「ふくしま大豆マルシェ」を開催しました。県内の豆腐や豆菓子等の大豆加工品を製造する8団体が出展し、県産大豆を使用した商品の直接販売を始め試食やゲームなどを通して県産大豆に関する消費者の理解促進を図りました。



大豆つかみ取りゲーム



県産大豆の豆腐試食

エ 学校給食における地元食材の活用推進

学校等給食提供施設が考案する地元産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を募集し、給食に係る県産食材購入費を支援しました。

【令和5年度実績】

(ア) 旬の県産農林水産物を活用した給食メニューの考案とそのメニューに使用した県産食材の支援

・支援対象

県内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設

・支援上限額

児童・生徒等1人当たり500円

（「福島ならではの農産物等」を活用した場合は児童・生徒等1人当たり600円）

・支援総額

37,627千円

・支援実績（令和6年3月31日現在）

小学校：187校 3万7,831人

中学校：124校 2万9,497人

保育所等：35施設 2,025人

(イ) 食育推進に活用できる活動事例集の作成

・支援を行った施設の中から5施設を選定し、事例集を作成。

・県内の全ての対象施設へ配布。

(ウ) 給食提供施設関係者（栄養士等）と生産者・加工事業者等を対象とした情報交換会を県内3地方で開催。

・道の駅や直売所と連携し、給食への地場産物の活用を進めている県内の先進事例を紹介。

・「福島ならではの農産物等」を中心とした県産食材の生産者・加工事業者による商品PR、学校等給食への県産食材の活用促進に向けた意見交換などを実施。

オ 食育活動や農林漁業体験への支援

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等の要請に応じて派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

(ア) 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

- ・登録人数：247名（令和6年3月31日現在）
- ・令和5年度実績：サポーター延べ117名を派遣

(イ) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、県内の地域団体等が行う食育や地産地消に関する活動等に対し、支援しました。

- ・令和5年度実績：17事業

(ウ) 漁業体験への支援

漁業体験への支援として、地元小学生等の水産関係施設等の見学、本県漁業に関する講演等を実施しました。福島県の漁業・水産物へ興味を持ってもらい、漁業を将来の選択肢として選んでもらえるよう、県内水産関係施設等の見学や本県漁業に関する講演、漁業体験イベントを実施しました。

(エ) 長期研修

新たに就業した漁業担い手に対して、自立した漁業者としての育成が必要であることから、漁業の実際の操業等による^{ぎょうろ}漁撈技術の習得のため、若手漁業者を対象とした漁業長期研修を支援しました。

(3) 海外マーケットへの展開

ア 映像等による海外への情報発信

輸入規制措置を継続している韓国に対し福島のみ及び和牛肉を題材に、食材の魅力を最大限に訴求する動画を制作しました。また、台湾・香港・韓国に対し、動画の制作及び発信を通じて、福島県の現状や安全を確保する取組、県産農林水産物の魅力を伝え、県産農林水産物の風評払拭及び販路拡大を図りました。さらに台湾及び日本在住の台湾人インフルエンサー計6名を本県へ招へいし、福島県農業総合センター視察や雪下キャベツ収穫体験を通じて、県産農林水産物の安全を確保する取組や魅力等を台湾に向けて広く発信しました。



動画のシーン



インフルエンサーツアーの様子

イ 海外における展示会出展やPR

(ア) EU

知事がドイツ連邦共和国を訪問し、レセプションにおいて連邦政府の各省庁等に本県の復興の状況等を説明するとともに、交流会では米・桃の加工品、日本酒等を提供し、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和5年4月）。

また、8月に輸入規制が撤廃されたことを受け、EU日本政府代表部主催のガーデン・パーティにおいて福島県ブースを出展し、知事メッセージ動画の放映、あんぽ柿の和菓子や県内で水揚げされたカツオの加工品、日本酒・ウイスキー・リキュールや桃ジュースを提供し、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和5年9月）



知事によるプレゼンテーションの様子



ガーデン・パーティの福島県ブース

(イ) 香港

香港のアイランド・シャングリラで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、県産果物を使用したドライフルーツ及び桃蜜ポップコーンの提供や日本酒を始めとしたアルコール類や桃ジュースの提供のほか、花きの展示、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和6年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

(ウ) 台湾

台湾のグランドハイアット台北で開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、県産果物を使用したドライフルーツ及び桃蜜ポップコーンの提供や日本酒を始めとしたアルコール類や桃ジュースの提供のほか、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和6年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

(エ) 韓国

韓国のグランドハイアットソウルで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、本県産日本酒の提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和6年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

ウ 農産物等海外販路開拓支援事業

県産農林水産物及びその加工品等の輸出の回復と拡大を通じて、本県農林水産業の復興を図ることを目的に、輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行いました。

【令和5年度実績】

助成件数 11 団体、補助額 16,852 千円

5 戦略的な生産活動の展開

5.1 県産農林水産物の生産振興

(1) 土地利用型作物

ア オリジナルふくしま水田農業推進事業

(ア) 県オリジナル米産地力強化支援事業

県オリジナル水稲品種の生産振興と流通販売の強化に向けて、県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催や推進活動を実施したほか、良食味・高品質米の生産技術確立のための実証ほを 22 か所設置するとともに、生産に必要な機器等の導入等を支援しました。

【令和 5 年度実績】

助成件数 12 件 補助額 14,070 千円

(イ) 県オリジナル酒米産地力強化支援事業

「福乃香」等の県産オリジナル酒米の生産拡大に向けて実証ほの設置やイベントを開催するとともに、県内の蔵元が県産酒米の使用を増やして日本酒づくりをするために必要な醸造機器の導入等を支援しました。

【令和 5 年度実績】

助成件数 7 件 補助額 6,358 千円

イ 水田農業改革支援事業

(ア) 経営所得安定対策等推進事業

米の需給調整に関する事務や経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び各市町村に対し、現場における推進活動や要件確認に要する経費を助成し、経営所得安定対策等の制度周知、加入推進、需要に応じた米の生産推進等、制度を円滑に進めるための支援を行いました。

【令和 5 年度の実績】

・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議外 57 市町村、補助額 241,202 千円

【令和 5 年度の成果】

・加工用米・新規需要米の面積 1 万 3,439ha

・主食用米面積 5 万 3,100ha（生産数量の目安 5 万 1,900ha）

(イ) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議負担金

米の需給調整に関する事務の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に対し必要な経費を負担し、県推進会議は、水田農業構造改革や水田を活用した作物づくりを推進する活動を行いました。

【令和 5 年度の実績】

・負担金として 1,000 千円を交付。

ウ ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業

輸入依存度の高い畑作物（麦・大豆・そば）の安定供給により食料安全保障の確立に

寄与するため、畑作物生産・供給に係るモデル地区を設定し、その成果を全県に波及させるとともに、作付拡大を支援しました。

【令和5年度の実績】

a 県推進事業

- (a) モデル地区の設置 16 か所
- (b) 大豆、子実用トウモロコシセミナーの開催 1 回

b ハード事業

- ・トラクター、ブームスプレーヤー、高速播種機の導入
(事業費 16,711 千円、補助金額 7,595 千円)
- ・排水対策及び栽培用管理の農業機械、収穫用の農業機械の導入
(事業費 30,031 千円、補助金額 8,141 千円)
- ・乾燥施設及び汎用コンバインの導入
(事業費 11,950 千円、補助金額 5,146 千円)

c ソフト事業

- (a) 収量・品質確保対策
 - ・国庫事業 1 事業実施主体 (事業費 934 千円)
 - ・県事業 10 事業実施主体 (事業費 15,938 千円)
- (b) 作付拡大支援事業
40 事業実施主体 161ha の拡大 (事業費 8,051 千円)

(2) 園芸作物

ア 「福島県園芸振興プロジェクト」の推進

本県農業の成長産業化を推進するためには、収益性の高い園芸品目をけん引役として一層推進していくことが重要であり、福島ならではの主要 10 品目（もも、日本なし、ぶどう、きゅうり、トマト・ミニトマト、アスパラガス、さやいんげん、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう）を重点品目として、持続的に発展する揺るぎない産地づくりを進めるため、令和3年3月に「福島県園芸振興プロジェクト」（計画期間：令和3年度～7年度）を策定しました。

プロジェクトを推進するため関係機関・団体に構成する県段階の「福島県園芸振興推進会議」（令和3年5月10日設置）、地方段階の「地方推進会議」を設置し、活動を行いました。

また、「福島県園芸振興プロジェクト」の対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を開催し、産地の課題を整理し、品目別の振興戦略の検討や産地相互の情報交換を行いました。

併せて、強い産地づくりや戦略的な生産活動に向けた取組等を各種事業により支援しました。

農業産出額（令和4年）

（単位：億円）

合 計	H30	R4	R7 目標	目標対比 (R4/R7)
	430	466	475	98.1%
もも	110	152	124	122.6%
日本なし	42	40	41	97.6%
ぶどう	23	33	24	137.5%
きゅうり	129	100	145	69.0%
トマト・ミニトマト	70	88	75	117.3%
アスパラガス	15	15	21.5	69.8%
さやいんげん	28	24	26.9	89.2%
りんどう	1.5	1.3	2.5	52.0%
トルコギキョウ	4.9	4.9	7	70.0%
宿根かすみそう	6.5	8.0	8	100.0%

（農林水産省「生産農業所得統計」、花き類生産状況調査（県園芸課調べ））

（3）畜産物

本県畜産業の生産振興のため、東日本大震災により減少した生産基盤の回復に取り組んでいます。

酪農については、生乳生産基盤の回復を図るため、乳用牛の増頭や生乳生産能力向上に取り組むとともに、次世代の人材育成のため、若手酪農家が実施する飼養技術や経営管理能力向上の取組を支援しました。併せて、大規模酪農施設の整備を支援するとともに、飼料価格の高騰対策や生産コストの低減が期待できる泌乳持続性の高い経営への転換を推進する等、総合的に支援しました。

肉用牛については、優良繁殖雌牛の導入等への支援やゲノミック評価技術の活用による改良により生産基盤の再生を図るとともに、AIを活用した肉質診断技術の開発により高品質な「福島牛」を定時・定量出荷することにより、ブランド力の向上を図りました。

飼料作物については、草地・飼料畑等の除染による自給飼料生産基盤の復活や、自給飼料生産機械の導入支援による大規模化、効率化を図



若手酪農家向け牛の見方研修会



AI肉質評価のための画像撮影

りました。

また、輸入飼料価格が高止まりし、畜産農家の負担が長期的に続いていることから、畜産農家の負担軽減のための支援を行いました。



飼料用とうもろこしの収穫

5.2 産地の生産力強化

(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

ア スマート農業の普及拡大

農業は担い手の減少や高齢化等、労働力不足が進んでいる中で、「もうかる」農業の実現に向け、作業の省力化や効率化、規模拡大に貢献する技術として、ロボットやIoT、AI等を活用したスマート農業技術や高性能機械を始めとする先端技術が注目されています。

本県では、平成26年度からスマート農業技術等の実証に取り組んできたほか、被災地域の農業再開に向け、先端技術の研究開発と社会実装を進めてきました。これら技術を現場の課題や導入費用を考慮しながら普及し、活用を一層推進していく必要があります。

令和5年度は、令和3年度から継続して実施しているスマート農業プロセスイノベーション推進事業の中で、研究機関における実証研究のほか、スマート農業技術等の現場実装に向け、メーカーや関係団体等と連携して県内23か所で実証ほを設置するとともに、現地検討会の開催により技術普及に取り組みました。

令和3年12月に策定した福島県農林水産業振興計画においては、「スマート農業技術導入経営体数」を指標として、令和2年度の525経営体から令和12年度には950経営体となることを目指しており、令和5年度は前年度から209経営体増加し、990経営体となるなど、スマート農業技術の普及が確実に進んでいます。

今後も、スマート農業技術等の実証を通じ、社会実装促進に向けた取組に積極的に取り組んでまいります。



プラウ耕・グレーンドリル播種体系による乾田直播栽培



ぶどうの盛土式根圏制御栽培

イ 園芸用施設や高性能機械の導入推進

園芸作物の農業生産性の向上や生産の低コスト化には、園芸用施設の導入や高性能機械の導入が重要であることから、各種補助事業により農業者団体等の取組を支援しました。

【令和5年度実績】

- ・産地生産力強化総合対策事業
19件 受益面積 281.05ha
- ・風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業
13件 受益面積 28.53ha
- ・園芸生産拠点育成支援事業
5件 受益面積 5.10ha

ウ 果樹の計画的な改植や規模拡大の推進

ももや日本なし、りんごなど主要品目を対象に、ジョイント栽培や低樹高栽培等の省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法の導入と併せて、果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）の活用推進を行い、老朽化園など生産性の低下した果樹園における生産性向上や品種構成比率の改善のために計画的な改植や規模拡大を推進しました。

【令和5年度実績】

- ・果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業（果樹先導的取組支援事業）による改植
地域：福島、伊達、郡山、須賀川、石川、白河、相馬、会津
樹種及び面積：もも、日本なし、りんご、ぶどう等 約 3.8ha

エ 花きにおける先端技術の活用や施設化等の導入支援

福島県園芸振興プロジェクトにおける重点品目であるトルコギキョウや宿根かすみそう、りんどう等を中心に園芸重点品目専門部会において、花き生産の省力化技術について協議・検討を行うとともに、産地生産力強化総合対策支援事業を活用して、以下の導入支援を行いました。

【令和5年度実績】

- ・2件（2町村） 受益面積 3.77ha
（トラクター、アタッチメント、動力噴霧器、移植機、パイプハウス（0.79ha））

オ 新たな国産濃厚飼料の生産推進

輸入飼料価格の高止まりにより畜産経営は圧迫されており、濃厚飼料、特に子実用とうもろこしの国内生産のニーズが増加したことから、令和5年度から子実用とうもろこしの現地栽培実証、給与実証及び収穫機の導入支援に取り組みました。

【令和5年度実績】

- ・実証実績 実証ほの設置 南相馬市小高区 1か所
現地検討会 3回
給与実証 1か所（福島県農業総合センター内）
- ・収穫機械導入実績 南相馬市小高区 1台

カ 地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換等の推進

畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組のため、中心的な経営体の機械導入及び整備事業を推進しました。

- ・畜産クラスター協議会設立状況：33 協議会

【令和5年度の事業取組】

- ・13 協議会 49 件

5.3 産地の競争力強化

(1) 認証を活用したPR

ア GAPの認知度向上

GAPに対する流通業者や消費者の認知度を高めるため、生産者情報を掲載したポータルサイトの運営、SNSやテレビ等のメディアを活用した情報発信、県内の量販店でのGAPフェア、各種イベントや学校給食でのGAP認証農産物の提供、GAPへの理解を深める冊子の作成等を実施しました。

また、福島県が進める「GAPチャレンジ」に賛同する生産者や小売業者がその農産物や加工品に貼付する統一マークを作成し、セブン-イレブンの商品で活用されるなど、GAPの取組を広くPRしました。



SNSを活用したPRのデザイン



学校給食へのGAP認証農産物提供



ふくしま。GAPチャレンジ マルシェの様子



GAP統一マーク

イ 有機農産物や特別栽培農産物のPR

県産有機農産物の更なる理解促進や消費拡大を図るため、令和5年9月9日にイオンタウン郡山にて、『オーガニックふくしまマルシェ 2023』を開催しました。

出展者13者による有機農産物・加工品等の販売、有機はちみつを使用した石鹸づくりなどのワークショップの他、県産有機野菜を使用したレシピ紹介・試食や有機農業に係わる企画展示ブースの設置を行いました。

ショッピングモールで開催したことによって、様々な消費者にPRすることができ、定期的に開催してほしいとの意見等が寄せられました。



マルシェ会場の様子



企画展示ブースの様子

(2) 「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組推進

ア 米どころふくしまの評価を高める取組

県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向けの「里山のつぶ」など県オリジナル品種の普及拡大等を通じ、米どころふくしまの評価を更に高める取組を推進しました。

また、県と米の生産・出荷に関わる関係団体等で構成する福島県オリジナル米生産販売推進本部が令和5年9月に「福、笑い」の生産・販売戦略を策定し、令和8年度の生産面積500haを目指し、良食味・高品質な生産や販路開拓・拡大等を図ることとしております。

良食味・多収生産に向けて、実証ほの設置や補助事業の活用を推進した結果、オリジナル品種の作付は前年より増加しました。

【令和5年度実績】

◎県オリジナル米(うるち米)作付割合 約27% (前年26%)

- ・「福、笑い」作付面積 77.4ha (前年比:157%)
- ・「天のつぶ」作付面積 12,249ha (前年比:100%)
- ・「里山のつぶ」作付面積 2,314ha (前年比:101%)

※配布種子量等から算出

イ 酒造好適米の生産拡大

良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等の県産酒造好適米の生産拡大を図るため、生産振興に向けたイベントの開催や現地実証ほの設置・運営等の取組を行い、推進した結果、県オリジナル米（酒米）の作付面積が増加しました。

【令和5年度実績】

◎県オリジナル米(酒米)作付割合 約64% (前年61%)

・「夢の香」作付面積 247 ha (前年比:136%)

・「福乃香」作付面積 46 ha (前年比:124%)

※配付種子量等から算出

ウ 機能性成分・うまみ成分の見える化と販売促進・PR

県産農産物の機能性成分やうまみ成分の調査・分析による見える化を活用した県産農産物の販売促進・PRを行いました。

えごまやおたねにんじんなどの機能性成分等の高さを活かした地域特産物について、生産拡大への支援とともに消費者向けの利用促進・PRイベント等を実施しました。

【令和5年度実績】

・飲食店フェアのメニュー提供数1,355食

(会津地方21店舗1,103食、福島市・郡山市8店舗252食)

・小売店フェアでの販売数量計667個(会津4店舗、中通り6店舗)

・給食での提供数約1万520食(延べ47校)

エ ゲノミック評価技術を活用した種雄牛の造成と繁殖雌牛の能力向上

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、福島牛の能力と品質をより一層向上させるため、先端技術であるゲノミック評価を活用した種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施し、かつ県内でのゲノミック評価実施体制整備を図りました。

【令和5年度実績】

・県内約600頭の繁殖雌牛から採材を実施し、ゲノミック評価を実施しました。

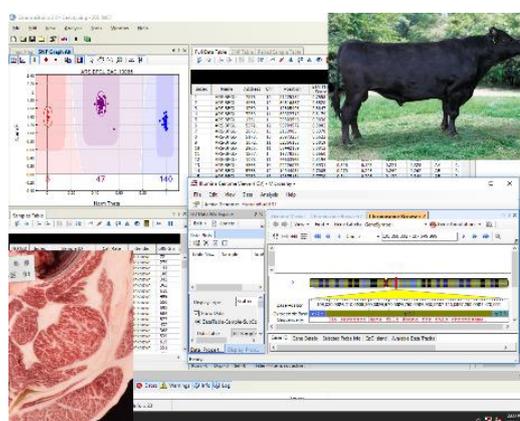
・県内約30頭の基礎雌牛候補牛調査を実施し、体型や推定育種価、ゲノミック評価結果を活用して県内基礎雌牛を10頭選定しました。

・基礎雌牛から生産された種雄牛候補牛の産子調査を実施し、1頭導入しました。

・種雄牛候補牛5頭の直接検定が終了し、3頭の取得交配を実施しました。



繁殖雌牛のゲノム解析



ゲノミック評価を活用した肉用牛の改良

オ 輸出に適応した品質保持技術の開発・実証

輸出相手国のニーズにマッチした鮮度保持技術や輸送技術の開発・実証を確立し、県産農産物の輸出量回復・拡大と輸出再開を取り組み、風評払拭と産地再生を図りました。

【令和5年度実績】

・りんどう

輸出を想定した収穫適期等の調査を実施

・トルコギキョウ

輸出に向けた品種適正の比較調査を実施

・宿根かすみそう

品質保持剤の影響や効果（開花進行や日持ち）について調査

今後、県産花きの輸出に向けて鮮度保持技術を確立するとともに、産地への普及を図ります。

(3) 環境と共生する農業の推進

ア 有機栽培及び特別栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定）誘導や有機栽培、特別栽培の取組を推進しました。

令和5年度は、環境保全型農業の取組や地域社会に貢献する農業者団体の活動を奨励する「みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト2023」を昨年度に引き続き、実施しました。上位3団体においては「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会2023」で表彰式を行うなど県内に広くPRを行い、環境保全型農業を推進しました。



「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会2023」表彰式

特別栽培の面積は、原子力災害による米の作付制限等により栽培を取りやめた地域があったことなどから、平成23年以降は減少し、令和5年度の取組面積は2,720haとなっています。平成26年度からは、特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに進めています。

有機農業は、原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、有機栽培に取り組む面積は大きく減少しましたが、近年は微増に転じています。有機農業は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて、県内6か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、

首都圏米穀店を対象とした産地見学会や商談会を実施したほか、食物栄養を専攻する学生や地元小学生等を対象にしたセミナーや現地交流会を開催し、有機農産物の流通消費拡大に努めています。

【エコファーマー作物別認定状況】 (令和5年3月末現在)

項目	穀類	果樹	野菜	花き	合計
計画認定件数 (件)	4,201 (61%)	529 (8%)	1,989 (29%)	160 (2%)	6,879
認定面積 (ha)	9,318 (92%)	323 (3%)	370 (4%)	66 (1%)	10,077

※「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の廃止に伴い、新規認定は令和4年度で終了。

【有機栽培・特別栽培の面積】

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
有機栽培 (ha)	282	265	232	219	193	187	187
特別栽培 (ha)	7,363	3,889	3,849	3,927	3,628	2,852	3,421
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
有機栽培 (ha)	185	177	157	180	174	199	208
特別栽培 (ha)	3,267	3,173	2,725	2,777	2,699	2,619	2,720

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。



産地ツアーの様子
(白河市生産者ほ場)



ふくしまオーガニックフェア
(東京都内飲食店)

6 活力と魅力ある農山漁村の創生

6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

ア 福島県農林水産部 F A 宣言に関する取組

農林水産部公式 YouTube チャンネル「1400 のネタばらし」において、旬の県産農林水産物、農林水産業、生産現場や農林水産部の取組を職員自らが自由な発想で企画、取材し、動画を制作、公開することで、県産農林水産物の魅力や本県の取組を県内外に対して発信しました。

【「1400 のネタばらし」累計動画公開本数】342 本（うち令和 5 年度公開本数：155 本）

併せて、農林水産部公式 YouTube チャンネル「ふくしま旬物語」において、産地における生産者の努力や長年にわたる創意工夫、県オリジナル品種等に関する動画を作成、公開することで、「福島ならではの」の魅力を県内外に対して発信しました。

【「ふくしま旬物語」累計動画公開本数】10 本（うち令和 5 年度公開本数：8 本）

また、クックパッドを活用して県産農林水産物を利用した郷土料理やオリジナル料理のレシピを公開することで、県産農林水産物の魅力を県内外に対してわかりやすく発信するとともに、職員自らが生産者に取材し、生産におけるこだわりや生産者ならではの食べ方、産地情報等をクックパッド内のブログに公開しました。

さらに、これらの取組を X (エックス)、Instagram、Facebook を活用して県内外に発信しました。

(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

ア 地域資源の活用促進

棚田を魅力ある資源として地域振興への活用を図るため、指定棚田地域の指定への働きかけや活動計画認定に向けて支援を行った結果、「大木戸の棚田」（国見町）、「西谷棚田」（二本松市）、「猪苗代地区の棚田」「長瀬地区の棚田」（猪苗代町）が指定となり、11 地域となりました。

○指定棚田地域

- ・東和の布沢棚田（二本松市旧太田村）
- ・上堰棚田（喜多方市旧相川村・旧早稲谷村）
- ・舘西地区の棚田（郡山市旧片平村・旧河内村）
- ・所部棚田（石川町旧山橋村）
- ・大木戸の棚田（国見町旧大木戸村）【新規】
- ・西谷棚田（二本松市旧二本松町・旧岳下村）【新規】
- ・猪苗代地区の棚田（猪苗代町旧猪苗代町）【新規】
- ・長瀬地区の棚田（猪苗代町旧長瀬村）【新規】

また、棚田を核とした地域振興のモデル事例を育成するため、5 棚田地域の案内看板の設置や 6 次化商品の開発、先進地への視察研修、広報等の取組を支援しました。

○支援地域

- ・西谷棚田（二本松市）
- ・東和の布沢棚田（二本松市）
- ・にほんぶなの棚田（石川町）
- ・上堰棚田（喜多方市）
- ・川前棚田（北塩原村）※指定地域申請検討地区

さらに、令和5年7月15日～9月18日にかけて、県内の棚田9地区が参加した「ふくしまの棚田推し活スタンプラリー」を開催し、棚田地域への訪問のきっかけ作りを支援しました。（スタンプラリーへの参加者：340人）



デジタルスタンプラリー

イ 農業・農村への理解促進

農業・農村に対する理解を深めるため、小学生等を対象に、農地、土地改良施設及び周辺の自然環境等を学びの場として活用した農作業等の体験活動や土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしている役割等を工事現場等の見学を通して学ぶ活動に取り組みました。

- ・「田んぼの学校・畑の学校」実践モデル事業 2校 (56人)
- ・「生きもの調査」事業 7校 (195人)
- ・「ふくしまの農村学びの場」事業 7か所 (185人)



ため池工事現場でのコンタクトクレアの貼り付け作業体験（大玉村）



田んぼ学校における田植え体験（二本松市）

ウ 花にふれあう活動の支援

県産花きの認知度向上と利用拡大のため、地方ごとに「フラワーネットワーク」を設置し、花き利用施設、生花店、花き農家による相互交流を行うほか、県産花きを使用したイベント開催により、県民等が花と触れ合う活動を展開しました。

【令和5年度実績】

各フラワーネットワークで生花店、花き利用施設、生産者による意見交換やほ場視察等が行われました。

- ・花き利用施設（旅館・ホテル）や駅や商業施設、観光施設 47 施設に県産花きを使用したアレンジメントを展示しました。
- ・郡山市、いわき市の2会場で県産花きを使用したフラワーアレンジメント体験教室を開催し、88組の参加者に県産花きのPRを行いました。
- ・二本松市、会津若松市、いわき市の3会場で宿泊施設や商業施設等の花き担当者 34名を対象に、県産花きを使用したフラワーアレンジメントの講習会を開催しました。

6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援しました。

【令和5年度実績】

- ・取組市町村数 56市町村
- ・取組面積 6万8,359ha



農道の維持管理（白河市）



花の植栽による景観形成活動（矢吹町）

6.3 快適で安全な農山漁村づくり

(1) 農山漁村の定住環境の整備

ア 農業水利施設における転落事故防止等の啓発普及

農業水利施設の転落事故防止に向けたパンフレットやホームページ、ラジオ放送により事故防止のための安全対策について啓発普及を行いました。



安全対策のパンフレット

(2) 鳥獣被害対策の推進

「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に集落ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

【令和5年度の取組】

農作物等の被害軽減に向けて、住民が主体となって行う対策を推進するため、農林事務所が中心となり、集落ぐるみの総合的な対策を行うモデル集落を14か所設置し、取組の実証と他地域への普及拡大に取り組んできました。

また、地域の対策を進める上で中心的役割を担う人材を育成するため、市町村職員、農業団体職員等を対象に、専門的な知識や技術研修（侵入防止柵整備や獣種ごとの対策、有害捕獲に関する技能・安全研修）を計7回実施しました。

加えて、市町村の協議会等が取り組む鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策事業やイノシシ等有害捕獲促進事業により、わなや侵入防止柵の設置、イノシシ等の捕獲及びドローンやGIS等の新技術活用による対策を支援しました。さらに、地域に密着した効果的な対策を推進するため、専門的知識を有する鳥獣被害対策市町村専門職員の確保・育成や市町村への配置を支援しました。

旧避難指示区域等においては、営農再開を円滑に進めるため、市町村と連携しながら、地域で課題となっているニホンザル等の生息状況調査や対策技術研修会を開催しました。

また、農作物被害が発生している地区を対象に被害の状況把握を行うとともに、地区の実態に応じた効果的な対応策について市町村に提案しました。



市町村専門職員確保・育成の取組
(モデルツアーの様子)



地域で鳥獣害対策を担う人材の育成
(技術研修の様子)

(3) 災害に強い農山漁村づくり

ア 流域治水対策

(ア) 防災重点農業用ため池の整備

農業用ため池は、多くが明治以前に築造されており、老朽化・劣化が進んでいることに加え、近年の頻発化、激甚化する豪雨等により決壊し、下流域の家屋等への被害発生が懸念されています。

このため、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池工事特措法」という。）が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な対策を講ずることとなりました。

ため池工事特措法に基づき、令和3年2月に「防災重点農業用ため池」を指定し、

同年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。推進計画では、ため池工事特措法対象期間の前半となる令和7年度までに、ため池の劣化状況等を把握するための調査等を行い、防災対策の必要性を確認することとしています。

また、劣化状況評価等の調査結果を踏まえ、令和12年度までに124か所の防災工事に着手することとしており、令和5年度は4か所のため池で防災工事に着手し、累計の着手数は12か所となりました。



防災工事施工前
湊地区（会津若松市）



防災工事施工後
湊地区（会津若松市）

（イ）田んぼダムによる洪水被害の軽減

田んぼダムとは、水田が元来持つ、雨水を一時的に貯留する機能（雨水貯留機能）を活用して、雨水が水路等へ一気に流出することを抑制し、下流での急激な水位上昇を抑えることで洪水被害の軽減を図る取組です。

本県においては、10市町村、532.7ha（令和5年7月時点）の水田で実施されていますが、県全域での取組には至っていません。

このため、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデル、取組の目的や仕組み、効果、方法、資材選定・設置、支援制度などを分かりやすくまとめた技術マニュアルを作成し、農業者等の理解促進に取り組んでいます。

令和5年度は、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデル、田んぼダムに取り組む水田において水田水位や流下先水路の流量等の観測を行い、田んぼダムによる水田貯留水位変化や排水量のピークカット率を算出する取組効果観測業務を行いました。

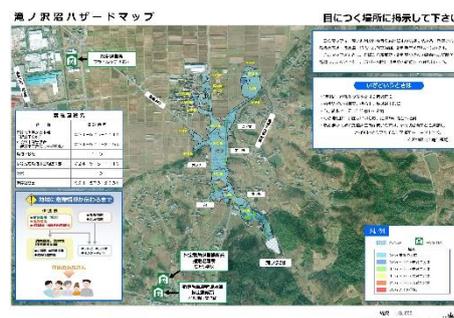


田んぼダム取組効果観測業務で設置した排水調整堰板
（猪苗代町）

イ ハザードマップの作成と啓発活動

ため池決壊時のソフト対策として、防災重点農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域を表示したハザードマップを作成し、地域住民に周知することにより、住民の安全確保を図っています。

令和5年度は、2市町の4か所のため池において、ハザードマップを作成・公表しました。



ハザードマップ（イメージ）

6.4 地域資源を活用した取組の促進

(1) 地域産業6次化の促進

ア 地域産業6次化の推進プロジェクト

(ア) ～担い手の本気～ 人材の確保と加工技術の発展

a ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、6次化を通じた農林漁業者等の経営改善を支援しました。

(a) サポートセンターの設置

(b) 企画推進員（6次化コーディネーター）の配置4名（県北・県中・会津・いわき）

(c) 専門家（イノベーター）の登録・派遣

登録イノベーター数 53名、派遣回数 151回

(d) 個別相談会、交流会等の開催

・6次化マッチング交流会

講演会：8月30日（75名参加）、実践者報告会：1月22日（103名参加）

・個別相談会（各農林事務所の地方ネットワーク活動交流会と合同開催）

いわき：9月20日、県南：10月6日、相双：2月5日、県北：2月21日、
会津：2月29日

(e) 農林漁業者等の経営改善支援

・地域支援検証委員会の設置・開催 計7回

・重点支援対象者 4者

(f) 補助事業の実施

・6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）

補助件数（補助額） 17件（計3,660千円）

・地域産業ビジネスモデル推進事業

補助件数（補助額） 2件（計1,636千円）



交流会

b ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、起業等を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成しました。

(a) 実施時期

令和5年11月～令和6年2月

(b) 開講内容（卒塾生数計45名）

- ・6次化創業コース（起業・実践コース、全9回、卒塾生30名）

6次化で起業したい、現在取り組んでいる6次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコース。

- ・6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース全9回、卒塾生15名）

農林漁業者や商工業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行いたいと考えている方向けのコース。



入塾式



塾生による現地視察



講義風景

(イ) ～商品化の熱気～ 地域産業の連携強化と販路拡大

a 地域産業6次化ステップアップ強化事業（ハード事業）

競争力のある新商品づくりを支援しました。

補助件数（補助額） 5件（計11,423千円）

b 6次化商品販路拡大事業

福島県の6次化商品のオリジナルブランド「ふくしま満天堂」を通じた6次化商品の県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良等（延べ108回）の支援などを行い、売れ続ける6次化商品のブランド化を推進しました。

令和5年度の登録商品数は、前年度より26事業者75商品増えて、142事業者475商品となりました。

また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た10商品を「ふくしま満天堂グランプリ2023」において表彰しました。

(a) 販売店舗の拡充

新規2店舗を含めた30店舗で販売を実施しました。

(b) 首都圏等での販売実績

首都圏で展開しているスーパーマーケットにおいて特設ブースを設けて販売を

実施しました。(令和5年6月～令和6年1月 延べ12店舗)

(c) 「ふくしま満天堂グランプリ2023」審査委員会・表彰式

- ・開催日 令和6年1月31日
- ・場所 エルティ(福島市)



審査委員会



表彰式



受賞商品

(d) 研修会等の開催

物価高騰下における高付加価値商品の開発をテーマに、商品改良手法や市場状況を共有する研修会を2回開催するとともに、新たな商品開発を行うための「地域産業6次化商品開発ゼミ」を全6回実施し、7つの6次化商品が開発されました。

(ウ) ～ネットワークの活気～「しごと」と「ひと」、「地域」を結びつけるプラットフォームの形成

a ふくしま地域産業6次化ネットワーク

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

(a) 県北(けんぽく6次化ミーティング)会員数334名

【主な活動内容】けんぽく6次化ミーティング交流会開催、売れる6次化商品フルシーズン販路創出事業(委託事業)

- ・県北産野菜や果物の加工品を県北地方の製菓店や飲食店で販売。

(b) 県中(県中地方・地域産業6次化ネットワーク)会員数439名

【主な活動内容】ふくなかすい一つ及び開発事業者のPR、こおりやま産業博出展支援

- ・ふくなかすい一つを開発した事業者及びその商品を、県中農林事務所主催のイベント等で紹介。こおりやま産業博で会員による6次化商品をPRする場を提供し、バイヤーや来場者との交渉を通じて販路開拓等を支援。

(c) 県南(しらかわ・地域産業6次化ネットワーク)会員数163名

【主な活動内容】しらかわ食・人フェア2023の開催

- ・管内の量販店で6次化商品の販売会を実施。

(d) 会津・南会津(あいづ“まるごと”ネット)会員454名

【主な活動内容】首都圏における6次化商品販売会の開催

- ・首都圏を中心とした県外への販売拡大を目指し、神奈川県の小売店において6次化商品の販売会を開催し、委託事業により販売戦略に係る顧客意向調査を実施。

(e) 相双（そうそう・6次化ネットワーク）会員数 113 名

【主な活動内容】 そうそう・6次化ラボ（委託事業）

- ・地域の特産品を活用した6次化に関する実践的な学びを提供する講演と加工実習を含む研修会を実施。

(f) いわき（いわき地域産業6次化ネットワーク）会員数 277 名

【主な活動内容】 高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう（委託事業）

- ・いわき市の農林産物の新たな魅力発信を目的に、高校生を対象としてメイン食材を指定したレシピを募集し、飲食店等に採用されたレシピを基に共同でいわきならではのグルメ5商品を開発。

b 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

(a) 補助事業者：一般社団法人東の食の会

(b) 主な活動内容

生産者と消費者の交流会の開催（計9回）、販路拡大支援としてシェフツアーの開催や商談会によるマッチング（計6回）、県産農林水産物の情報発信（インフルエンサーによる情報発信 計2回）、販売力・商品ブランド力の向上や生産者同士の情報交換を行う研修会の開催（計2回）、高付加価値商品の開発（3商品）

(2) 特色ある地域資源の活用促進

ア 地域特産物の産地づくり

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮した栽培技術の普及、省力機械による大規模に生産できる栽培体系の普及等と併せて、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行うため、おたねにんじんの初期生産資材やエゴマの成分分析に係る費用、食用需要喚起を目的に飲食店や量販店で、おたねにんじんフェアの開催を支援しました。

(ア) 生産振興事業（整備事業）

おたねにんじんの生産拡大のため初期生産資材の導入経費を補助しました。

- ・補助率：定額
- ・令和5年度実績：1,376千円（認定農業者1戸、農業法人1戸）

(イ) 種子確保事業

おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助しました。

- ・補助率：定額（60千円/a）
- ・令和5年度実績：600千円（認定農業者1名）

(ウ) 需要拡大・地域連携事業（食用需要喚起事業）

飲食店や小売店、宿泊施設等と連携した食用需要喚起、マスメディアやSNSを活用したPR活動、学校給食で提供する食育事業等、利用拡大と認知向上のためにかかる経費を補助しました。

【令和5年度実績】

- ・飲食店フェアのメニュー提供数
1,355食（会津管内21店舗1,103食、福島市・郡山市8店舗252食）
- ・小売店フェアでの販売数量
計667個（会津地方4店舗、中通り6店舗）
- ・給食での提供数 約1万520食（延べ47校）

イ 県が開発したブランド畜産物の高品質化

福島県固有の品種である会津地鶏は、昭和62年に県が会津地方で発見し、福島県農業総合センターが改良を重ね、平成4年度より会津地方を中心に飼育されています。鶏肉は適度に歯ごたえがあり、脂がのってコク・旨味に優れて、鶏特有の臭みも少なく、和風・洋風を問わずどんな料理にも合う鶏肉で、本県を代表するブランド地鶏となっています。

近年、食肉の「おいしさ」が注目され、平成30年度にはアミノ酸や脂肪酸組成等の成分測定を実施し、会津地鶏のムネ肉には抗疲労性成分であるイミダゾールジペプチドが多く含まれていることを明らかにしました。

令和5年度は会津地鶏肉の味を味覚センサーによって数値化し、併せて人による官能評価と比較することで、会津地鶏の「おいしさ」を総合的に検証するため、通常肥育と長期肥育を行った会津地鶏雄ムネ肉及びモモ肉を用いて、出荷日齢による差を調査しました。

その結果、長期肥育した雄ムネ肉は、通常肥育と比較して、旨味、塩味が強く酸味が弱いことがわかりました。また、長期肥育したモモ肉は、通常肥育と比較して、歯ごたえが強いことがわかりました。



会津地鶏

ウ 農村活性化をけん引する地域リーダーの確保・育成

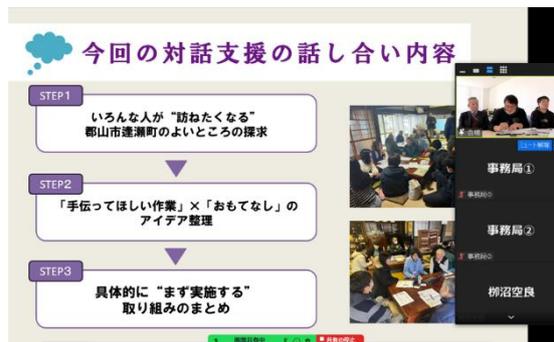
農村の活性化をけん引する地域リーダーの育成・確保に向けて、多面的機能支払の活動組織の代表者や市町村職員等を対象に、メイン会場とサテライト会場4か所を設け、農村関係人口の活用をテーマとしたセミナー（参加人数363名）を開催しました。

また、農村関係人口の受入実践を行っている2地域と、これから受入を実践したいと

考えている3地域の各代表者による意見交換会を行い、意識の変化や地域の連携により、今後の活動へつながる内容となりました。



農村地域振興セミナーの様子



ワークショップの様子

(3) 都市との交流の促進

ア 農山漁村と都市住民との交流活動推進

農村地域の維持・活性化に関わる地域外人材(農村関係人口)の受入体制強化のため、県内3地区(川内村高田島、郡山市中田町、郡山市逢瀬町)でコーディネーターを交えた地域資源の魅力発掘や地域課題の解決に向けた話し合いの促進、都市住民とのオンライン交流イベントを実施しました。

また、石川町所部及び三春町北成田で農村関係人口受入実践ツアーを実施し、県内外から35名の参加がありました。



地域内での話し合いの様子
(逢瀬町多田野)



オンライン交流イベントの様子

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

ア 農業用水を活用した小水力発電の導入支援

福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会を設置し、農業用施設への小水力発電設備の導入を検討している市町村や土地改良区を取組を支援しています。令和5年度は、研修会を開催し、農業用ダムを活用した小水力発電の導入をテーマに、大柿ダム(浪江町)での発電事業に参入した民間企業による事例発表などを行いました。



研修会の様子

「大柿ダムの農業用水を活用した水力発電事業について」

7 各地方における取組

(1) 県北地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 5 年には 69.1%の 259ha で営農が再開されました。作物別では、水稲 88ha、牧草 81ha、飼料用トウモロコシ 59ha、そば 9 ha、野菜・花き類 8.4ha、その他 13.6ha となっています。特に、地域の担い手法人である農事組合法人ヒュッテファームを中心として保全管理終了後の農地が活用され、水稲、牧草、飼料用トウモロコシの作付面積が拡大しています。

水稲においては担い手不足を省力化によりカバーするため、鉄コーティング直播の導入・拡大と安定生産に向けた技術支援を行いました。

また、野菜・花き等については、新規栽培者の確保等により栽培面積が拡大しています。

山木屋地区の営農再開拡大に向け、平成 26 年度から水田暗渠排水及び付帯する用・排水路整備を一体的に進めており、令和 5 年度までに 135ha が完了しました。

(イ) 農林産物の安全性の確保

a モニタリング検査の実施

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング検査」という。）等を徹底し、農産物の安全性の確認及び消費者に対する正確な情報を提供する取組を行いました。令和 5 年度は、穀類 120 件、野菜 230 件、果樹 107 件、畜産物 237 件、きのこ 81 件、山菜 91 件、樹実類 3 件の検査を行い、基準値以下であることを確認し公表しました。

b 農林産物の出荷制限解除に向けた取組支援

県北地方の特産品であるあんぼ柿については、県北 4 市町村において加工自粛要請が出されており、全量非破壊検査で安全性が確認されたものが出荷が可能となっています。令和 5 年度の出荷実績は 1,093t（前年比 99.7%）となりました。

加工自粛解除による産地の回復に向け、リスクの高い柿樹の伐採や改植等を進め、安全・安心な出荷に取り組みました。

県北地方のあんぼ柿出荷量の推移

年 度	震災前	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
出荷量	1,542t	1,091t	1,313t	978t	1,096t	1,093t

（福島県あんぼ柿産地振興協会）

イ 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 農業担い手の確保・育成

農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化された「地域計画」の策定に向けて、市町村の地区における話合いの実施等を支援しました。また、青年農業者等の確

保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和5年度調査における新規就農者数は96名と、県内の26%を占めています。

また、令和5年度末における認定農業者数は1,515経営体となっています。

(イ) 持続的な農業生産基盤の確保

農業・農村の基盤を支え、地域の防災・減災の役割を担う土地改良施設においては、施設の老朽化に伴う事故や機能低下を未然に防止するとともに、長寿命化を図るため、令和5年度は基幹的水利施設等5地区において、県営事業により補修・更新を行いました。

ウ 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

(ア) 園芸産地の生産力の強化

県北地方の農業産出額600億円(令和4年)は、県産出額の約31%を占め、そのうち園芸品目が364億円と、県の園芸品目全体の45%を占めています。

産地生産力の一層の強化を図るため、施設化を推進しており、令和5年度は昨年度に引き続き国の事業を活用して伊達及び安達地域にきゅうりのパイプハウス(90a)が導入されたほか、省力・低コスト化、高品質化のための灌水設備等の機械・施設の導入などが進みました。

一方、令和5年4、5月の降霜、11月及び令和6年2、3月の風害により、県北地方では果樹を中心に大きな被害が発生し、延べ108haで約1億円の被害額となりました。このため、JA等と連携した技術対策を徹底するとともに、樹勢維持・回復のための農薬・肥料に対する支援や、凍霜害発生時の未然防止のために補助事業を活用して防霜ファン等の導入を緊急的に進め、農業とブランド力の維持、農業経営の安定化を図りました。また、令和6年2月5日には「県北・もも」ならではのプランを策定し、令和6年度からの3年間で実践することとしています。

(イ) 輸出を含む農林産物の販路拡大

a 認証GAPの取得支援

農業経営の改善や販路を拡大するため、販売品の安全・安心の指標である認証GAPの取得を進めており、関係機関・団体等が連携して認証GAPの普及・定着を図る取組を進めています。令和5年度末における県北地方の認証GAPの取得件数は、77件(前年比+1件)となっています。

(GLOBALG. A. P: 3件、ASIAGAP: 3件、JGAP: 41件、FGAP: 30件)

b 農林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR

本県の旬な果物やお米などの販売促進と消費拡大を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、ももや米「福、笑い」の魅力について消費者に直接PRするとともに、きゅうりのレシピを公募し、関連したPR動画を制作・配信しました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、民間団体38団体に対し県内外において実施するイベント等でのPRや販売等の取組を支援しました。

エ 豊かな農山村の形成と活性化

(ア) 農業・農村への理解促進

「ふくしまの棚田」活性化モデル育成事業により、2団体の交流活動や棚田の保全活動等の取組を支援しました。

(イ) 地域の活性化及び生産者の所得向上

6次化サポートセンターと共催で、地域産業6次化ネットワーク組織「けんぽく6次化ミーティング」(令和6年3月31日現在 会員数334名)会員を対象に交流会を開催し、「効果的なPRと販売方法」の視点からSNSを活用した情報発信について、講演や個別相談会を実施しました。

●「農山村における地域活性化のための輝く女性サミット」の開催

農山村に関わる女性がもっと輝き、さらに地域を盛り上げることを考える機会として、令和6年1月16日(火)、福島市パルセいいざかにおいて、「農山村における地域活性化のための輝く女性サミット」を開催し、農業者や関係機関76名が参加しました。

福島大学食農学類教授の原田英美氏による「女性の活躍で農山村地域はもっと輝く」をテーマとした講演や、県北地域の農山村地域で活躍する女性農業者3名によるパネルディスカッション「女性が輝くと、地域が元気に！」を実施し、やりがいや課題・家族等の理解や役割・地域のリーダーとなり得る女性の育成等について、活発なディスカッションが行われました。



講演する原田英美教授



パネルディスカッションの様子

●【女性農業者の組織活動支援「^{のうぎょう ふじょしかい}ふくしま農業富女子会」の設立】

「ふくしま農業富女子会」は指導農業士の大内美千代氏(福島市)が新規参入した女性農業者を集めて情報交換会を開いていることを農業振興普及部で伝え聞き、果樹の勉強会を提案したのが設立の発端です。

令和5年度は4回の農業の基礎技術を中心に勉強会を開催しています。会員数の増加

とともに活動発展に向け組織化を誘導し、大内氏と相原晴美氏（桑折町）を発起人とした「ふくしま農業富女子会」が令和6年3月4日に設立されました。設立総会では『明日の自分をもっと好きになる』を合言葉に更なる飛躍を目指して活動することを決意表明されました。

令和6年4月現在、会員は福島市、伊達市、桑折町、国見町のもも栽培を主とする女性農業者28人で、Uターンによる家業継承者や地域おこし協力隊員等からのIターン者で構成されています。

令和6年度は福島市観光コンベンション協会が主催するふくしまピーチホリデイ2024キャンペーンに協力し「ももまみれ図鑑&MAP」に監修として参加する等、新たな取組がなされています。10月からは栽培技術や経営、販路開拓に向けた研修と併せ、女性ネットワークによる交流を目標に活動を予定しています。



ふくしま農業富女子会設立総会



ふくしま農業富女子会が監修した

「ももまみれ図鑑&MAP」(R6.7月発刊)

●【県オリジナル品種「福乃香」の生産とオール本宮の酒造りの取組支援】

本宮若手農業団は、若い力で農業を盛り上げ農業者の所得向上を図り、本宮市の発展に寄与することを目的に令和2年に設立されました。本宮市の若手農家ら計15名で活動しており、令和4年から「オール本宮の酒」を目指し、令和元年にデビューした県オリジナル酒造好適米「福乃香」の栽培を開始しました。収穫された酒米は地元の大天狗酒造株式会社で杜氏を務める小針沙織氏の全面的な協力を得て醸造され、団員が仕込み作業や瓶詰め作業等に参加した純米吟醸酒は「なないろ」と命名されています。

安達農業普及所では、令和4年から継続して高品質な「福乃香」生産のため、現地実証ほを設置しながら生育調査と調査結果に基づく栽培管理指導を行い、地産地消の取組を支援しております。また、「なないろ」醸造のためのタンクやPR資材等の導入に際し、県オリジナル酒米産地力強化支援事業の活用を支援しています。

この取組については、酒米の生産や日本酒醸造の様子を収めた動画を作成し、農林水産部のYouTubeチャンネル「1400のネタばらし」で公開しました。



取組をPRする動画(R6. 3. 27 公開)

「なないろ」と小針杜氏

(2) 県中地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

田村市都路町など旧避難指示区域等においては、牧草における放射性物質の吸収抑制対策の実施をはじめ、稲WC S生産組織による地域の水田管理、鳥獣被害対策、公共牧場の草地の機能・生産性の回復などの取組を推進するとともに、さつまいも貯蔵施設（令和3年竣工、福島再生加速化交付金）を核とし、更なる栽培者の確保・育成を目的として、都路町地見城地区に栽培実証ほ（10a）を設置しました。

これらの取組等により、令和5年度の営農再開面積は合計 539ha（震災前(H22)の60.3%）まで回復しました。

(イ) ほ場の大区画化

避難指示区域の復興・再生の加速化に向け、農地の大区画化・汎用化の整備と併せて担い手への農地集積・集約化を図るため、田村市において、福島再生加速化交付金を活用し、7地区（約200ha）のほ場整備を進めています。

●大型乳肉複合畜産施設の整備

田村市都路町では、株式会社美土里耕産が大型乳肉複合畜産施設（約30ha、2,600頭規模）を整備する計画が進んでいます。第1期事業期間は令和5～6年度で、完成後は搾乳牛約1,200頭を飼養し、搾乳ロボットの導入等により年間1万トン以上の生乳を生産・出荷する予定です。

また、和牛繁殖雌牛や肥育素牛、堆肥の供給基地として周辺地域の畜産振興に寄与されることが期待されます。



復興牧場完成予想図（イメージ）

イ 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

(ア) 担い手の育成・確保

意欲ある農業者や認定新規就農者の個別推進のほか、認定農業者を再認定に向けた誘導支援などにより地域の担い手を育成し、令和5年度末における認定農業者は1,722経営体となりました。

なお、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、令和5年度に設立した福島県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しながら、就農希望者への相談対応や就農相談会の開催、経営開始資金等各種施策の活用に向けた計画づくり、技術支援などを行い、新たに59名が就農しました。

また、持続的な地域農業の生産体制の確立を図るため、未来の設計図となる地域計画の作成誘導と支援等により、地域計画作成予定数は220地区（郡山14地区、田村86地区、須賀川120地区）となりました。

(イ) 農業生産基盤の計画的な整備

農業用排水路等の基幹的な農業水利施設の効率的な機能保全を図るため、新安積三期地区で管水路の更新工事を実施しました。

また、作業の効率化等による生産コストの低減や収益性の向上を図り、安定した農業経営を確保するため、地域農業の展開方向や生産基盤の状況に即した農地の大区画化等の営農条件整備と経営体の育成・支援を一体的に推進しています。令和5年度は、郡山市ほか1市3町で7地区のほ場整備を実施しました。

●就農相談会「ふくしま農業人フェア in 郡山」

令和5年11月4日（土）、郡山市のビッグパレットふくしまで県中地方就農相談会を開催しました。

フェアでは、先輩農業者を交えて相談対応を行うブースを設置し、市町村や法人等31団体が出展して自営での就農を目指す方や法人での雇用を希望する方など、農業に関心のある方111名が来場しました。

参加者は、自営就農のために必要な技術習得の進め方や、農業法人が営む経営の特徴、雇用条件などの説明に耳を傾け、就農に向けた理解を深めました。



就農相談会場の様子

●きゅうり基礎力アップ研修会の開催

須賀川・石川地方では、栽培経験が浅い生産者（概ね5年以下）を対象とした「きゅうり基礎力アップ研修会」を平成30年から開催し、きゅうりに関する知識・技術の習得や他の生産者との交流を図っています。

令和5年度は、座学や現地研修を計5回実施し、延べ60名が参加しました。座学では、ベテラン生産者の作業動画を活用するなど、参加者の理解が深まるような工夫を重ねながら実施しました。



現地研修の様子

ウ 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

(ア) 農産物の安全性の確保

モニタリング検査については、玄米124点、穀類(玄米除く)32点、野菜236点、果実67点、飼料作物119点を実施し、基準値超過はありませんでした。

また、安全性や信頼性の高い認証GAPの取得に取り組む生産者を支援し、新たに9経営体が認証を取得し、令和5年度末時点の累計で68件となりました。

(イ) 生産の拡大・産地体制の強化

水田農業については、県オリジナル米「福、笑い」等を始め、各地の産地ブランド確立の取組を支援するとともに、飼料用米等の作付拡大や大豆の安定生産等、水田の収益力強化に向けた取組を推進しました。

園芸品目については、「福島県園芸振興プロジェクト」に関係団体等と連携して取り組み、きゅうり、トマト、いちご等の施設や先端技術の導入促進を始め、就農後間もない新規就農者等の生産安定と技術力向上など、園芸産地の生産基盤強化や高品質化を推進しました。

畜産については、水稻生産者等と連携した稲WCSの生産を始め、ICTの活用など効率的な飼養管理に資する技術の導入、AI肉質評価システムを活用した肥育管理技術の改善を支援しました。

(ウ) 農林水産物の魅力向上・発信

管内の各方部において、県産農林水産物の販売促進と地産地消を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、旬の農産物の試食やパンフレットの配布等を通して、消費者に魅力やおいしさ、安全性を伝え、県産農林水産物への評価の向上と販売促進等に寄与するとともに、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、県中管内の民間団体18団体が県内外において実施するイベントでのPRや、商品価値を向上させる取組等を支援しました。

●たむら地区園芸ギガ団地組合設立総会

J Aグループでは、「ふくしま園芸ギガ団地」構想を掲げ、収益性の高い園芸品目の生産のほか、新たな担い手の育成と新規就農者の受入れも可能なモデルとなる生産拠点の育成を推進しています。

J A福島さくらたむら地区では、令和5年4月にたむら地域園芸ギガ団地組合を設立し、ピーマンのギガ団地育成の取組を開始しました。令和5年度は7名が補助事業を活用し、農業用ハウス等30aが新たに導入されました。



設立総会の様子

●令和5年度須賀川・石川地区きゅうり振興大会の開催

須賀川地区は、全国有数の夏秋きゅうりの産地ですが、露地栽培が中心であるため、気象災害や天候不順の影響を受けやすく、収量の安定化が課題となっています。また、生産者の高齢化や病害虫被害により産地規模が縮小傾向にあり、担い手確保が急務となっています。

そこで、産地の維持拡大に向けて、きゅうりの長期安定出荷のための施設化や環境制御技術など、「儲かるきゅうり栽培」をテーマとしたきゅうり振興大会を開催しました。

当日は、生産者を含む関係者95人が参加し、防虫ネット被覆栽培開発秘話や施設きゅうり栽培の事例発表等を熱心に聞いていました。



事例発表の様子

エ 豊かで活力ある農山村の形成

(ア) 豊かな農山村の形成

中山間地域等の食料供給や県土保全、水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した農業生産活動の維持や集落ぐるみでの農地等の保全活動の支援を行いました。

また、高止まりする農作物の鳥獣被害の防止に向け、地域ぐるみで総合的な対策に取り組むモデルとなる集落を設置し、取組成果の取りまとめや、普及・啓発を図りました。

(イ) 農村地域の防災・減災対策

国土強靱化や流域治水への取組は喫緊の課題であり、ため池の適正な管理・保全・

改廃を含む農村地域の防災減災対策を効率的かつ一体的に推進する必要があるため、管内の防災重点農業用ため池 292 か所について、令和 5 年度は、ため池の耐震性検証を 20 か所で実施し、累計 272 か所で検証を完了しました。

(ウ) 地域産業 6 次化の推進

6 次化商品の知名度向上及び販路拡大に寄与するため、6 次化に関連する事業等の情報を県中地方・地域産業 6 次化ネットワーク会員に提供し、首都圏などで開催するイベントへの出展に対して支援しました。

(エ) 食育・地産地消の推進

農業体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する食育活動の促進を図るため、様々な分野の方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等の要請に応じたサポーターを派遣して食育活動等を支援しました。

(オ) 農村関係人口の創出・拡大

都市と農山村の交流を促進し地域活性化を図ることを目的に、グリーン・ツーリズムの実践者や市町村等を対象とした先進地視察及び交流会等を開催し、参加者のスキルアップや意欲の向上、連携強化、情報共有などを行いました。

●「田んぼの学校」実践モデル事業の実施

「ふくしまの農育」推進事業の一環として、農業・農村への興味・関心を持つ子供たちを育成することを目的に、小学生を対象とした「田んぼの学校」を郡山市の西田学園で実施しました。地元農家の協力を得ながら、田植えから収穫まで年間を通じた体験活動を行い、食・命の大切さや農業・農村地域の大切さについて理解促進を図りました。



田植えの様子



稲刈りの様子

●石川地方の秋を体験モニターツアーの開催

石川地方グリーン・ツーリズム推進協議会では、石川地方の魅力を周知し、地域活性化を促進するためにモニターツアーを令和 5 年 10 月 15 日（日）に開催しました。ツアーには、近隣市町村から 21 名の親子が参加し、様々な体験活動を行いました。

木工体験では、木目を活かした木のストラップ作りを始め、薪割り体験を経験しました。続いて、収穫体験ではりんご狩りを予定していましたが、雨天のため体験内容を変

更し、アップルパイづくり体験を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響から都市・農村の交流は減少していましたが、5類感染症移行後は人の動きが回復基調であり、協議会員と連携して、地域資源を活かした都市住民との交流等の促進に向けた活動に取り組みました。



薪割り体験



アップルパイづくり体験

(3) 県南地方

ア 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

(ア) 担い手の確保・育成

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。また、新規就農者育成総合対策事業等を活用し、8市町村34名に対して資金を交付することで、若い世代の就農を促し、認定新規就農者を新たに10名確保することができました。

(イ) 多様な担い手組織等への支援

関係機関と連携し、大規模経営体の育成や農業法人の確保・育成に取り組み、加えて、青年農業者組織における農業の生産性向上に向けた生産環境モニタリング装置の設置及び実証に向けた支援を行いました。その結果、新規農業法人と大規模経営体が増加し、さらに青年農業者組織の生産技術の向上やスマート農業に向けた取組を進めることができました。

(ウ) 担い手への農地の集積

担い手への農地の集積・集約化を図り、令和7年3月末までに地域計画の策定を進めるため、令和5年度は、各市町村が実施する地域計画策定に向けた地区説明会の開催等の支援を行いました。その結果、泉崎村においては、令和6年7月に地域計画が策定・公告されました。他の市町村においても、令和6年度内の地域計画策定に向けた作業が進められております。

(エ) 農地の大区画化による農業経営基盤の強化

農地の大区画化を推進し、担い手への農地の集積・集約化による農業経営基盤の強化を図るため、事業実施に向けた調査を4地区（白河市泉田、泉崎村原地区・踏瀬長峯、埴町板庭）で実施しました。

イ 安全で質の高い農林産物の供給

(ア) 緊急時環境放射線モニタリング

緊急時環境放射線モニタリング検査を、園芸作物 264 点、米 40 点、山菜・きのこ類 122 点など合わせて 788 点実施し、全てにおいて基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

(イ) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（西郷村、泉崎村）、大豆（白河市、西郷村）を対象にカリ資材の施用を支援しました。

(ウ) 第三者認証 G A P 等取得支援

G A P 認証の取得を推進するため、事務所内に設置した G A P 推進プロジェクトチームで推進対象者リストを作成し、個別担当制による継続的な支援を行いました。令和 5 年度末での、県南地方の第三者認証 G A P 等の認証件数は累計で 67 件となりました。

(エ) 売れる米作りの推進

水田農業については、県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、飼料用米や W C S 用稲等の多様な米作りの取組を進めました。また、県トップブランド米「福、笑い」が管内の農業者 12（農業短期大学校含む）経営体で作付けされました。

(オ) 園芸作物の安定生産

「福島県園芸振興プロジェクト」に基づき、園芸産地の育成のため、トマト、きゅうり、さやいんげん、もも、日本なし、ぶどうにおいて、一層の省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関と連携した作付け推進活動を行い、きゅうり、日本なしで新たな栽培者を確保しました。

(カ) 畜産の収益性向上

畜産振興では、優良な肉用繁殖牛の導入を支援したほか、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。また、特に管内の肉用牛繁殖農家の高齢化・担い手不足が大きな課題となっているため、2つの J A 管内の畜産農家に対して経営継続に係る意向調査を行い、鮫川村では地域内外からの新規就農者の確保を目的とした第三者継承型受入モデルの検討について支援を行いました。

(キ) 農林産物の販売拡大

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、県南管内の 10 の民間団体及び 1 J A に対して県内外で実施する販売活動等を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

(ク) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所等において地域の農林産物の特色を活かし

た消費拡大キャンペーン（直売所スタンプラリー、県産米・6次化商品の配布等）を実施しました。

（ケ）持続性の高い農業の推進

環境と共生する農業の推進を図るため、有機農産物の生産拡大や技術の改善、みどり認定の申請、堆肥を活用した耕畜連携の整備等を支援しました。

ウ 活力と魅力ある農山村の形成

（ア）農村環境の維持保全

中山間地域等直接支払事業を活用して、生産条件が不利な農地において農業生産活動を行う農業者を支援し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図りました。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行う地域ぐるみの共同活動を支援しました。このほか、源流の里にふさわしい農村環境を維持するため、老朽化した農業集落排水施設について施設の更新整備を6か所で進めました。

（イ）農業用ダムやため池などの防災・減災対策

老朽化や機能低下しているため池や水路等の農業用施設の補強・整備を15か所で行い、防災対策を進めました。

（ウ）地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、モデル集落を設置し、勉強会・検討会を実施して地域ぐるみによる総合的な被害防止対策を推進しました。

（エ）地域産業6次化の推進

地域の農産物を活用した地域産業6次化の推進に向け、事業者からの相談への対応や6次化商品開発の支援や販路拡大に向けた販売会を実施しました。

（オ）都市住民との交流拡大推進、農業体験による農山村地域の活性化

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、会議を開催し関係者間の連携を強化するとともに、各会員の取組について、Instagramを活用し、情報発信を行いました。

●水稲におけるスマート農業の推進について

令和3年度から「スマート農業社会実装事業」により可変施肥田植機による収量及び品質の向上（実証ほ：泉崎村）の実証に取り組んでいます。令和5年度は、肥料削減の効果を分かりやすくするため、慣行区と土壌に応じた施肥を行う可変施肥区を設置し試験を行った結果、可変施肥区の実刈り収量が慣行区と同等となり、食味値も慣行区の77に比較して80～83と向上しました。生産コストでは、可変施肥区の肥料費が慣行区と比較して21%削減となり可変施肥田植機導入の有用性を再確認することができました。

令和6年度以降は、これらの成果について、管内の農業者に周知して、良質米の安定生産につなげてまいります。



可変施肥田植機による田植

(令和5年5月17日)

●園芸におけるスマート農業の推進について

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）東北農業研究センターが開発した生産環境モニタリング装置（通い農業支援システム）を導入した青年農業者組織（果樹等若手生産者 10 名）を対象に農研機構の職員による検討会を行い、測定したデータを活用して降霜被害を免れた事例（防霜ファン稼働温度の設定、燃焼資材の点火作業タイミングの判断）を共有するなど導入効果を確認しました。

また、県南地方新規就農者交流会に参加した新規就農者等 10 名に対し、青年農業者組織会員（果樹等若手生産者）が生産環境モニタリング装置を紹介・解説した結果、新たに導入希望者を確保することができました。



導入効果検討会

(令和6年2月6日)



新規就農者交流会

(令和6年2月15日)

●しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による「農業体験」を支援

令和5年4月20日と27日に、国立那須甲子少年自然の家を利用する小中学校 19 校に対し、しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による農業体験プログラムなどの受入体制を説明したほか、5月24日に白河市で東京都墨田区隅田小学校5年生 67 名の田植え体験の受入を支援しました。

都市・農村の交流人口は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しております

が、令和5年5月の5類感染症移行により、今後回復が期待されます。引き続き、協議会員と連携し、首都圏と隣接した立地と地域資源を活かした都市住民との交流等の促進に向けた活動を進めてまいります。



小中学校への農業体験受入説明
(令和5年4月27日)



田植え体験
(令和5年5月24日)

(4) 会津地方

ア 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 多様な担い手の育成・確保

地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定を推進するため、市町村等の活動経費を補助するとともに、関係機関・団体と連携し地域における協議の場の設定や話し合いを支援し、令和5年度末までに会津若松市と磐梯町の5地区で地域計画が策定されました。

また、効率的・安定的な農業経営に取り組む認定農業者を確保・育成するため、市町村等と連携し、既認定者のフォローアップや新たな候補者の掘り起こしに取り組むとともに、地域を担う経営体等の経営発展に必要な機械・施設の導入支援や農地中間管理機構を活用した農地集積への協力金の交付を行い、新たに42経営体が認定農業者の認定を受け、管内の認定農業者数は1,636経営体となりました。

さらに、将来の地域農業を支える新たな担い手の確保・育成を図るため、福島県農業経営・就農支援センター、市町村等と連携し、新規就農者の掘り起こしや就農相談を始め、就農直後の機械・施設の導入支援、経営開始資金の交付などに取り組んだ結果、56人の新規就農者を確保することができました。併せて、研修受入農家を新たに7戸（JA生産部会2部会含む）確保し、管内の受入農家は32戸となりました。

(イ) 生産基盤の確保・整備

大型機械の導入による省力化や、高収益作物の導入による競争力強化を図るため、会津若松市の高野地区外1地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しました。

また、農業生産の基礎となる農業用水の確保と安定供給などを図るため、会津若松市の吉ヶ平1期地区でかんがい排水事業を、基幹的な農業水利施設の老朽化対策のた

め喜多方市の会津北部地区外 2 地区で基幹水利施設ストックマネジメント事業等を実施しました。

イ 収益性が高く競争力のある産地づくり

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

会津身不知柿の輸出促進を図るため、生産量の確保と品質の向上に取り組むとともに、会津みしらず柿販路拡大促進協議会により、タイ及びシンガポールに向け 537.5kg が輸出されました。

また、奥会津地域の食や自然、風景などの地域資源を P R するため、福島市内及びいわき市内の大型量販店において、奥会津の農林産物及び加工品などを販売する「奥会津物産フェア」を 5 日間開催し、15 事業者が 131 商品の対面販売を行い、6 次化商品の販路拡大を図りました。

さらに、県産農林水産物の販売促進を図るため、管内のイベントや宿泊施設と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを 5 回実施しました。キャンペーンでは、各種イベント会場等での県産農林水産物等へのアンケート調査を実施しました。アンケートに御協力いただいた方へ会津産農産物のプレゼントを行うとともに、県トップブランド米「福、笑い」や G A P 認証農産物の提供により、県産農林水産物の安全性や魅力を P R しました。

加えて、県産農産物の安全性を確保するため、米 97 検体、山菜・きのこ類を除く農産物 310 検体、飼料作物 69 検体のモニタリング検査を実施するとともに、産地が行う農林産物の放射性物質検査の取組等を支援しました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

県オリジナル米品種の作付拡大を図るため、栽培指導や実証ほの設置、食味・品質向上のための機器整備の支援を行い、令和 4 年度と比較して、「天のつぶ」では 1 ha 増加し 1,898ha となり、「福、笑い」は 6 つの栽培研究会が取り組み、栽培面積は 26.2ha (+8.7ha) になりました。

みどりの食料システム戦略の実現に向け、喜多方市、北塩原村、湯川村、会津坂下町において、水稻やさつまいもを対象品目としたグリーンな栽培体系への転換サポートに取り組み、環境にやさしい農業技術と省力化に資する先端技術を組み合わせた現地実証と栽培マニュアルの作成を行いました。また、有機栽培面積の拡大を目指し、有機 J A S の認証や生産規模拡大のための施設・機械の導入支援等を行った結果、有機 J A S 認証を受けた栽培面積は、水稻で 71.4ha、野菜で 20ha となりました。

令和 3 年度にスタートした福島県園芸振興プロジェクトにおいては、品目毎の地方別計画を策定し、パイプハウスの導入など園芸生産拠点の育成を支援するとともに、関係機関・団体と連携して、もも、ぶどう、アスパラガス、きゅうり、トマト・ミニトマト、さやいんげん、宿根かすみそう、トルコギキョウ、りんどう産地の生産力と競争力の強化に取り組みました。令和 5 年度の主要 4 品目における作付面積と販売額は、アスパラガスが 95.0ha・546 百万円、きゅうりが 38.6ha・1,168 百万円、トマト・

ミニトマトが 22.4ha・669 百万円、宿根かすみそうが 31.5ha・698 百万円となっており、宿根かすみそうなど 3 品目で販売額が前年を上回りました。

福島県スマート農業等推進方針に基づき、防除作業の省力化と生産性の向上のため、大規模稲作経営体にスマート農機の導入を推進し、41 経営体がドローンによる効率的な病虫害防除を実施しました。

また、省力化や新たな所得確保を目指すため、ドローン活用による水稻栽培や水稻育苗ハウスを利用したぶどうの栽培、ICT活用による環境測定装置やミスト冷房によるきゅうり栽培の現地実証及びセミナーを開催し、地域の課題に対応したスマート農業技術の普及拡大を図りました。

さらに、安全で高品質な県産農産物の生産と風評払拭に向け、第三者認証GAP等の取得拡大を図るため、個別の取組進度に合わせたきめ細かな支援に加え、ふくしま県GAPの新たな認証基準や先進事例となる農場をオンライン中継で紹介するなどの工夫を凝らした研修会の開催、認証取得等に係る経費への助成を行った結果、認証取得者が取組を継続するとともに、前年より 3 件増加し 117 件が認証を取得しました。併せて消費者を対象としたイベント等でPR活動を行い、GAPの理解促進を図りました。

ウ 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

(ア) 活力と魅力ある農山漁村の創生

災害の未然防止や老朽施設の機能回復のため、会津美里町の大窪地区外 1 地区で、ため池等整備事業等を実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、400 組織（対象面積 2 万 476ha）に対し、農地や農業用水の保全管理など地域が共同で行う活動を支援しました。

奥会津地域の特産である「昭和かすみ草」は、「昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設（通称：『雪室』）」から市場までの完全な低温流通体制により、令和 5 年の猛暑の中でも鮮度保持が徹底されたことで、「JA 会津よつばかすみ草部会」の販売額は、過去最高の 6.5 億円となりました。また、地理的表示保護制度（GI）登録、「第 53 回日本農業賞」受賞など、対外的にも評価が得られ、更なるブランド力強化が図られました。

また、地域特産物であるおたねにんじんの生産振興に向けて、生産拡大に必要な資機材の導入支援、地元産種子確保の体制整備、栽培研修会の開催等の取組を行い、栽培面積は 3.0ha、生産者数は 11 戸となりました。

(イ) 農業災害への取組

令和 5 年 4 月 10、25 日に会津地方の果樹や露地野菜において、凍霜害が発生しました。管内の被害は 6 市町村 7 品目で、被害額合計 50,979 千円となりました。

また、梅雨明け以降の記録的な高温・少雨により、水稻や畑作物、果実を中心に、減収や品質低下等の甚大な影響を受けました。

被害発生時の初動対応や被害状況調査に万全を期すとともに、資料配付や現地対応による事後対策指導、さらには被害作物の応急対策に必要な肥料・農薬等の購入支援

を行いました。高温・少雨に係る対応としては、9月6日に「高温等に伴う会津地方農作物技術対策担当者会議」を開催し、市町村、JA、共済組合と情報共有を図り、技術対策や農業者への周知等について確認しました。

●鳥獣被害防止対策の取組強化

会津地方における野生鳥獣による農作物の被害を低減させるため、管内4か所に「鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落」（会津若松市門田町北・南御山集落、北塩原村大久保集落、昭和村両原集落）を設置し、専門家の助言をいただきながら、電気柵や物理防護柵等の被害対策資材を用いた防除対策や生息環境管理、有害捕獲と組み合わせた、集落ぐるみによる対策の実証を行いました。また、これらの取組を地域内外に周知し、対策技術の普及を図るため、会津地方有害鳥獣被害防止対策会議による担当者会議や研修会を開催しました。

また、会津地方（南会津含む）の17市町村で構成する「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」では、令和4年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して「ライフル・スラッグ弾射撃場（会津総合射撃場）」を整備し、稼働初年目となる令和5年度は、7～11月の稼働期間に327名（うち会津管内が約3／4）が利用するなど、鳥獣の捕獲従事者の確保と捕獲技術の向上に取り組んでいます。



集落での検討会の様子（北御山）



会津総合射撃場の全景

●新規就農者の確保に向けた取組

将来の農業の担い手の確保のため、関係機関・団体と連携しながら、新規就農希望者が就農しやすい環境の整備等に取り組みました。

・就農促進に向けた研修機関の整備

農業振興普及部管内では、就農準備資金を活用した研修を行える「認定研修機関」の整備に取り組み、令和4年度までに6研修機関の認定を支援してきましたが、研修機関数が少なく、研修品目も限られていました。そこで、JAの生産部会や指導農業士・青年農業士に研修機関認定を働きかけたところ、JA生産部会2件を含む7件が新規認定となりました。新規就農希望者の要望に応えられるよう研修品目にアスパラガス、ミニトマト、ねぎ、リンゴ、ぶどう、もも、有機野菜などが加わり、幅広い品目の研修体制を整備しました。

・会津農林高等学校との連携

会津農林高等学校の1年生2学科54名の生徒を対象に、「フレッシュ農業講座」を開催し、農業関連施設やほ場見学による現地学習会を行いました。

生産科学科の生徒は、猪苗代町のトマト部会長のほ場、会津若松市湊地区の集落営農法人の水稻乾燥調製施設、会津若松市河東の先進的果樹園地を視察し、地域創生科の生徒は、会津坂下町のそばほ場、昭和村の新規就農者が取り組むか宿根かすみそうほ場、宿根かすみそうの雪室予冷施設を視察しました。

生徒からは栽培方法や農業施設の構造等について質問が出され、授業では知ることの出来ない知識が深まった様子でした。

今後も会津農林高等学校と連携して、新規就農者確保に向けた取組を実施してまいります。



トマトほ場見学の様子（生産科学科）



宿根かすみそうほ場見学の様子（地域創生科）

●スマート農業の推進に向けた取組

・きゅうりの環境測定実証ほ

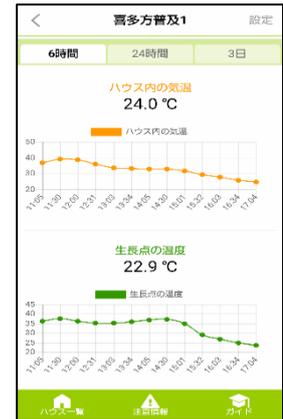
喜多方農業普及所管内では、きゅうりの栽培技術や収量向上に向けて、環境測定機器の実証ほを設けています。環境測定とは、温度、湿度、日照、土壌水分、二酸化炭素等の栽培環境を測定して、数値として捉える技術です。近年では、環境測定機器の改良やスマートフォン等の普及により、生産ほ場から離れている場所からでも、アプリ等で測定値を確認することができます。

例えば、1日の夜温の最低温度や、日中の温度の上がり方など温度変化を確認できると、きゅうりに適した栽培環境づくりに繋げることができます。

環境測定を通して、地域の更なる栽培技術や収量向上を目指していきます。



環境測定装置



スマートフォン表示画面

・ドローンを利用した水稻の栽培体系の実証

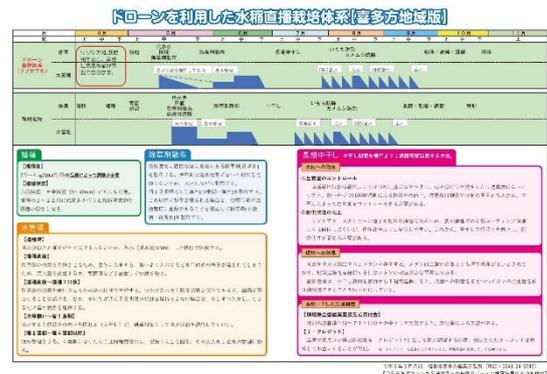
喜多方農業普及所管内では、「みどりの食料システム戦略推進交付金事業（グリーンな栽培体系への転換サポート）」を活用して、水稻におけるドローンを利用した栽培体系を実証しています。

令和5年5月19日に現地検討会を開催し、ドローンでの播種作業や除草剤散布作業を実演しました。その時に播種した水稻は順調に生育し、移植栽培と同等の収量が得られ、作業時間の削減につながりました。

また、今回の実証を基に栽培マニュアルを作成し、普及推進を図ってまいります。



現地検討会



ドローンを利用した水稻直播栽培体系
(喜多方地域版)

・未来の農業を担う農業高校生のスマート農業等視察研修

令和5年7月7日に、会津農林高等学校耶麻校舎2年生14名を対象にフレッシュ農業講座を開催し、農業への関心を高めてもらうためにスマート農業の事例などを視察しました。

株式会社五十嵐ファームでは、ICT技術を活用した分娩監視カメラによる素牛繁殖の労力負担軽減技術を視察しました。

その他に、ヤンマーアグリジャパン株式会社の協力の下、産業用ドローンとラジコン除草機の操縦を体験しました。

生徒たちは興味・関心を持って楽しく学んでいる様子でした。今回の講座が就農を考えるきっかけとなることを期待しています。



株式会社五十嵐ファームへの視察



ラジコン除草機の作業

●「昭とかすみ草」がG I登録、販売額過去最高更新、「日本農業賞大賞」受賞

昭和村を中心に柳津町、三島町、金山町の生産者で構成されるJA会津よつばかすみ草部会（部会員92名）が生産する「昭とかすみ草」が令和5年7月20日に地理的表示保護制度（G I）に登録されました。花きでは全国で2番目の登録となります。

また、令和5年度は春の雪解けが早く、夏季の高温・乾燥など、宿根かすみそうにとって厳しい気象条件となりましたが、JAと連携した栽培技術指導を実施し、良品生産に努めるとともに、「昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設（通称：『雪室』）」を活用し、市場まで外気に触れない完全低温輸送をすることで、猛暑の中でも出荷物の品質を落とさずに出荷・販売し、6.5億円と過去最高販売金額を更新しました。

さらに、過疎・高齢化が進む特別豪雪地帯の中山間地域での約40年にわたる「昭とかすみ草」の産地の活動や取組が高く評価され、「第53回日本農業賞（集団組織の部・大賞）」を受賞しました。

今後も夏秋期の宿根かすみそうの中心産地として、百年産地を目指し、関係機関・団体と連携しながら技術支援を継続してまいります。



知事への「日本農業賞」受賞報告（令和6年3月14日）

●高収益作物導入に対応した農地整備

農地中間管理機構関連農地整備事業により、高野地区では、事業を契機に法人化した担い手が、水稻単作の営農体系から会津若松市の振興作物であるトルコギキョウの栽培に取り組む計画としており、農地整備においても計画を踏まえた土層改良等を行っています。

高野地区は埋蔵文化財の包蔵地が広く分布しており、分布深が浅いことから既存の耕作土を表土扱いする事ができないため、純盛土工法により保護層を確保した施工を行うこととなりました。粘土質の土層を改良して排水性を高めた農地とするため、盛土材の配合については、担い手の意見を参考に検討を重ね、粘土質：砂質土=7：3に決定して盛土を行いました。

また、地区外からの客土を主体とした農地整備となったことから、土作りへ向けて近傍の畜産農家より牛糞堆肥を確保し、工事に合わせて投入し、さらに営農段階で緑肥栽培を組み合わせることで良好な土作りを進めています。

農地整備を契機とした高収益作物の導入は、最重要の取組として推進していく必要がありますが、担い手の栽培経験や整備後の土層等による耕作条件を十分に検討し、将来の営農計画の実現に向けて検証と工夫を繰り返し行う事業展開を今後も継続してまいります。



高収益作物（トルコギキョウ）栽培状況

(5) 南会津地方

ア 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

(ア) 持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

基幹的農業従事者の約78%が65歳以上の高齢者で、県平均より約4ポイント高い状況となっており、農家戸数については令和2年には2,171戸と平成27年から21%ほど減少しております。また、高齢化や後継者不足が進み、担い手の確保が困難な状況にあります。

新規就農者の確保に向けては、各町、関係機関・団体が連携して就農促進に取り組めるよう「南会津地方新規就農者等担い手確保・育成連絡協議会」を2回開催したほか、生産者から直接話が聞ける「南会津地域農業相談会」や地域の特性を活かした「スキー場での就農相談会」を実施するとともに、「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関」の認定を受けた当地方の主要な園芸品目であるトマト、アスパラガス、花きの生産者団体と連携した就農希望者の研修実施等により、新規就農者10人を確保しました。

認定農業者は、青年等就農計画満了者や人・農地プランにおける中心経営体等に対

する農業経営改善計画の認定申請を誘導したことにより、197 経営体（うち新規認定農業者数：7 経営体）となりました。

（イ）生産基盤の整備と農地の集積促進

事業実施中のほ場整備地区を中心に農地利用集積を推進した結果、ほ場整備地区における農地集積面積は約 215ha となりました。

●持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

新規就農及び移住等の希望者が実際に生産者から話が聞ける「南会津地域農業相談会」やウインタースポーツをきっかけに移住した新規就農者が多いということに着目して「スキー場での就農相談会」を開催しました。



スキー場での就農相談会

●生産基盤の整備及び農地集積の促進

農地中間管理機構関連農地整備事業荒海地区（南会津町）において、受益者の方々へ翌年度以降の工事着手に向けた地元説明会を行いました。



工事着手に向けた説明会

イ 安全で魅力的な農林産物の供給

（ア）戦略的な生産活動の展開

安全・安心で環境に配慮した農産物の需要が高まる中、地域団体商標と地理的表示登録（G I）を取得した「南郷トマト」を始め、水稻等の各生産部会を中心にG A Pの団体認証取得を推進したほか、栽培技術の助言・指導を通じて、産地の維持・発展を推進しました。

これらの活動を通じて、令和5年度は第三者認証G A P等の新規取得（団体認証の追加認証含む）2件、継続10件を支援した結果、南会津地方の第三者認証G A P等の取得状況は、22件・108経営体となっています。

また、当地方の冷涼な気象条件を活かした園芸産地を育成するため、「福島県園芸振興プロジェクト」の地方別計画に基づき、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうの施設化や優良品種の導入支援、栽培技術の助言・指導を通じた生産・品質の安定化と収益性の向上を図った結果、アスパラガスの10a当たり収量が406kgと前年より4%向上したほか、南郷トマトでは、12億2,900万円と過去最高の販売額を記録しました。

(イ) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

林産物については、野生きのこの出荷制限解除に向けてモニタリング検査を継続して実施し、下郷町の「ムキタケ」及び只見町の「マツタケ」については、重点的な検体採取及びモニタリング検査により、令和5年度に出荷制限が解除されました。

下郷町や只見町においては、未だ多くの野生きのこの出荷が制限されていることから、引き続き、出荷制限解除に向けた取組を進めます。

●南郷トマトの販売額が過去最高

南会津地方の主要な農産物である南郷トマトは、新品種「桃太郎みなみ」が本格導入され、作付面積の約8割を占める状況となったほか、JGAP認証を12農場が新たに取得し、認証農場が南郷トマト生産組合の105経営体中約83%の87経営体となるなど、ブランド力の強化に取り組みました。このような継続した生産・販売体制の強化が実を結び、販売額が12億2,900万円と昭和37年に栽培を開始して以来、過去最高を記録しました。



南郷トマト講座の開催

新品種「桃太郎みなみ」の品種特性研修

ウ 活力と魅力ある農山村の実現

(ア) 快適で安全な農山村づくり

南会津地方全域で農作物等の鳥獣被害が深刻化し、農業者の生産意欲の低下が懸念されることから、地区の話し合いを通じた集落ぐるみの鳥獣被害対策を進めています。

このため、地域住民等による除間伐や刈払い等の里山林整備活動の支援と、侵入防止策の設置等の集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を併せて推進しました。その結果、管内の鳥獣被害対策取組数は、前年より4集落増え47集落の取組となりました。

(イ) 農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業水利施設の計画的な保全・更新を行うため、関係町等と合同で施設の機能診断や点検を管内15か所で実施しました。

(ウ) 地域資源の活用促進と交流人口の拡大

第3期ふくしま地域産業6次化戦略に基づき、南会津地方における農林水産業の6次産業化や農商工連携を推進するため、関係部局と連携して農業者や加工業者等を構成員とした地域産業6次化の方部別ネットワークである「あいづ”まるごと”ネット」を運営し、交流会の開催を通じて会員相互の連携強化と資質向上を図ったほか、6次化商品のパッケージ作成や販売促進活動を支援しました。

一方で、教育旅行における農家民泊年間受入者数については、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行されたことに伴い、需要が回復しつつあるものの、235人と伸び悩んでいるため、農家民宿経営者や新規開設に興味を持っている方を対象とした意見交換会を開催し、宿泊受入の意欲向上を図りました。

また、農家民宿の開設支援を行った結果、新たに1軒が農林漁業体験民宿業の許可を取得することができました。

●農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業用施設「^{ならとせき}櫛戸堰」の施設管理者である只見町と農業用施設合同点検を実施しました。



櫛戸堰の点検状況

●地域資源の活用促進と交流人口の拡大

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンにより、会津田島アスパラ、南郷トマト、県オリジナル米「里山のつぶ」、6次化商品等の販売促進を行いました。

また、農家民宿の開設支援において、農家民宿経営者や新規開設に興味を持っている方を対象とした意見交換会を開催しました。



「おいしい ふくしま いただきます！」

キャンペーン



農家民宿経営者意見交換会

(6) 相双地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

被災した農地・農業用施設等の復旧を進めた結果、復旧対象箇所 878 か所のうち、令和 5 年度までに 852 か所で復旧が完了しました。

津波被害のあった農地については、県営事業により復旧と併せてほ場の大区画化の整備を実施し、令和 5 年度までに 1,483ha の整備を実施しました。

また、担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制の確立が必要となることから、津波被害のなかった農地においても大区画化や汎用化を目的とした県営のほ場整備を 28 地区、1,838ha で実施しており令和 5 年度までに 1,122ha の整備が完了しました。

これらの地域においては、農用地利用改善団体が令和 5 年度までに新たに 39 地区設立されるなど、所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に進めています。

●未来へつなぐ生産基盤づくり検討会

生産基盤づくりにあたっては、持続的に発展する地域農業計画に基づく生産性の高いほ場づくりが農業者の経営安定等に資することから、「未来へつなぐ生産基盤づくり」としてモデル地区（2地区（令和6年3月末現在））を設定し、関係機関、団体と連携して、地域計画の策定やスマート農業の導入が可能な基盤整備を推進しました。



第5回検討会の様子

●現場で活躍する「福耕（ふっこう）支援隊」

相双地方の農地・農業用施設の復旧工事にあたっては、「福耕（ふっこう）支援隊」として、全国の道府県から多くの農業土木技術職員の派遣協力をいただきながら、被災後の平成23年から現場の測量や設計を行い、国からの補助を受けるための災害査定を受け、様々な現場条件に対応しながら工事を進めています。



ご支援いただいた福耕支援隊の皆さん

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

相双地方では、基盤整備を契機に57地区（計画含む）を対象に集落営農を推進するとともに、法定化された地域計画の策定を支援しました。地域計画の作成地区数は、相馬地方62地区、双葉地方48地区で、市町村の地域計画推進チームに参加し、作業スケジュールの共有、説明会開催に向けた支援及び説明会への参加等を行い、令和5年度中に2地区で策定されました。

地域の中心的経営体における大規模化や収益性の向上を図るため、集落営農地区においてスマート農業技術を活用したモデル構築に取り組み、令和3年度から5年度まで、農林事務所と福島県農業総合センターが連携してブロッコリーの機械収穫体系の実証を行いました。また、基盤整備事業に取り組む地区の一部においては、園芸品目導入に適した水田の大規模な畑地化が検討されており、その効果検証のため畑地化工事前のブロッコリーの生産性を調査しました。

また、新たな担い手を確保するため、関係機関を構成員とした相双地域新規就農・企業参入推進検討会議において、相双地域就農支援ポータルサイトやInstagramによる情

報発信、就農希望者を対象とした現地見学会及び農業研修、雇用就農の受け皿となる農業法人等への研修会、県内学生を対象とした管内農業法人等との交流会、新規就農者の定着のための「新規就農者交流会」等に取り組みました。これらの活動により、新規就農者は、令和5年度は、相馬地方12名、双葉地方40名確保され、うち雇用就農が37名となっています。

●農業法人における新規就農者定着に向けた取組支援

設立直後の法人や経営規模の拡大意向のある法人における雇用就農を円滑に進めるため、令和5年11月27日に「働きやすい職場づくり～選ばれる農業経営体になるために～」、令和6年1月15日には「農業法人における従業員の雇用・育成・定着～未来につなぐ人材育成～」をテーマとして農業法人経営者のスキルアップを目的とした研修会を開催しました。

また、雇用就農者の定着促進のため、令和6年2月21日に相双地方新規就農者交流会を開催し、新規就農者間での意見交換及び先輩農業者との交流により、互いに研鑽しあえる体制づくりを支援しました。

さらに、農業が就職先の候補の一つの選択肢となるよう、9月と12月に、福島県農業短期大学1年生及び管内農業高校2年生を対象に、農業法人等への視察相談会を開催し、交流及び雇用就農後の農業への理解醸成を図りました。



農業法人等向け研修会の様子

(令和6年1月15日)



農業短大生の農業法人等への視察相談会

(令和5年9月15日)

ウ 地域の特性をいかした産地づくり

相双地方の特性をいかした産地づくりに向け、収益性の高い土地利用型園芸品目とスマート農業を組み合わせた生産性の高い複合経営モデル(水稻+ネギなど)の創出や、新たな土地利用型作物として有望な子実用トウモロコシの実証栽培に取り組みました。また、大規模な畜産施設や園芸施設、水稻育苗施設等の地域農業の拠点施設整備を支援するとともに、拠点施設を核とした産地づくりを関係機関・団体等とともに推進しております。

●広域的な産地づくりに向けた取組

市町村を越えた広域的な産地形成に向けて、福島県高付加価値産地展開支援事業による穀類乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設及び加工処理施設など地域拠点施設の整備を支援しました。また、市町村及び関係機関・団体等と連携し、効率的な流通体制の構築を支援しました。

整備市町村	事業実施主体	事業内容	実施年度
相馬市	ふくしま未来農業協同組合	穀類乾燥調製施設及びラック式倉庫	R 3～5
檜葉町	株式会社 相馬屋	無菌化包装米飯（パックご飯）製造工場	R 4～5
富岡町	株式会社 彩喜	野菜集出荷貯蔵施設及び農産物加工処理施設	R 4～5



穀類乾燥調製施設・ラック式倉庫
(相馬市)



無菌化包装米飯製造工場
(檜葉町)



野菜集出荷貯蔵施設・農産物加工処理施設
(富岡町)

土地利用型園芸作物の作業性向上や生産安定のため、ねぎの省力化・機械化体系の実証に取り組み、手作業と比較し収穫作業時間を約6割まで省力化できることを確認しました（手作業：1,995分/10a→機械収穫：808分/10a）。

子実用トウモロコシ実証ほを設置し、相双地方へ波及させるため、播種作業、糊熟期の生育、収穫及び調製作業について、現地検討会を開催しました。当地方では、水稻・麦・大豆栽培が実施されており、子実用トウモロコシが輪作体系の新たな作物として定着が図れるよう、引き続き実証を続けます。



ねぎの機械収穫



子実用トウモロコシ実証ほ現地研修会

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

安全・安心に暮らせる農山漁村を形成するため、342か所の農業用ため池を「ため池工事特措法」に基づく防災重点農業用ため池に指定、劣化状況の調査が必要な329か所のうち、令和5年度までに326か所のため池で調査が完了しました。また、地震や大雨等によりため池が決壊した場合の浸水範囲等を示したハザードマップを337か所のため池において作成し、ホームページ等で住民への周知を図っています。

●関係者連携によるため池合同施設診断

令和5年5月11日から23日に、管理者である市町、土地改良区及び管理組合等と農林事務所が合同で、管内の主要な防災重点農業用ため池の施設合同診断を行いました。診断では、堤体の変形、漏水の有無、取水施設の健全性及び管理状況などを関係者で確認しました。

今後ため池から安定的に農業用水を供給し、受益地で安心した農業が営めるよう、関係者が一丸となって、ため池の適切な維持管理を推進していきます。



ため池合同診断の状況

(7) いわき地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

(ア) 風評の払拭

県産農林産物の消費拡大及び販売促進を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを、市内量販店等におけるイベントやいわき市内の直売所・農林産物をテーマとしたフォトコンテスト開催により計4回実施し、県産農林産物の安全性やおいしさをPRしました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を実施し、民間団体における県産農林産物の販売促進活動等に対して支援を行いました。

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

(ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

a 意欲のある農業者の新規認定及び再認定のため、農業経営改善計画書作成を支援しました。また、認定を受けて3年目となる認定農業者に対しては、中間フォローアップを実施しました。

・認定農業者数 269 経営体（令和5年度新規認定5件）（令和6年3月末）

b 新規就農者及び新規認定農業者に対しては、関係機関との連携強化を図り、相談窓口における情報共有や巡回指導等の強化により生産技術の安定へ向け支援しました。

・新規就農者数（自営・雇用） 54名（令和4年5月2日～令和5年5月1日）

・新規就農者数（重点支援） 2名（令和6年3月末）

(イ) 生産基盤の整備

農地中間管理機構関連農地整備事業により、担い手への農地集積・集約化を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しました。

●令和5年台風13号による被害への対応

令和5年9月8日の台風13号接近により、本県で初の線状降水帯が観測され、9日までの総降水量はいわき市山田194mm、いわき市平189mmと記録的な大雨となり、農林業に甚大な被害をもたらしました。

1 農業等

(1) 被害状況

河川や用水路が氾濫した災害では、農作物や農業用施設に甚大な被害が発生しました。農作物は、水稻の冠水のほか、トマト、ねぎ、花き類、イチジク（樹体含む）など様々な品目で被害がみられました。また、農業等施設についてはパイプハウスや種苗生産施設等に被害がありました。

区分	被害面積（件数）	被害額
農作物	171.34ha	118,610千円
農業等施設	20件	19,804千円

(2) 復旧に向けた取組

これらの被害に対し、樹草勢回復や追加防除に必要な肥料・農薬、被害を受けた農作物の改植に必要な種苗、被害を受けたパイプハウス等の資材（骨材）の購入に対する支援を行いました。



トマトハウス内への浸水（赤井地区）



水田への土砂流入（藤原川周辺）

2 農地等

（1）被害状況

区 分	被害箇所	被害額
農 地	田：169 箇所、畑：15 箇所	300,000 千円
農業用施設	水路：318 箇所、道路：87 箇所、 ため池：3 箇所、頭首工：12 箇所	281,000 千円
合 計	604 箇所	581,000 千円

（2）復旧に向けた取組

区 分	工種及び査定地区数	査定決定額
農 地	田：13 箇所	85,447 千円
農業用施設	水路：5 箇所	22,227 千円
合 計	18 箇所	107,674 千円

被災したいわき市へ県農業土木職員を派遣し、市と合同で防災重点農業用ため池の緊急点検(161 箇所)や被害状況調査へ支援するとともに、被災した農家が営農意欲を無くさないよう関係機関と連携し、堆積土砂撤去の応急工事など、生産基盤の迅速な復旧に向けた技術的支援を行いました。

いわき市で復旧工事を進めた結果、令和6年度の営農開始までに水路5箇所と農地2地区が完了しました。



農地の法面崩落（金山地区）



頭首工の閉塞（瀬戸地区）

●農地中間管理事業関連農地整備事業による生産基盤整備と営農指導

ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備と併せて、新たに導入する高収益作物の営農に適した畑地の造成を行いました。

特に、畑地整備においては、担い手農家と相談しながら導入する高収益作物の営農方法に見合った基盤整備を進めました。

また、基盤整備後は、高収益作物の育苗、定植、病虫害対策などの現地指導、説明会及び先進地研修などを行い、大規模団地における畑作物の品質向上と収益性向上に取り組みました。



神谷地区畑団地造成



山田地区営農指導



ねぎ育苗期防除指導会

ウ 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

- a 放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、米 36 点、その他穀類 4 点、野菜・果樹 37 点、飼料作物等 18 点、山菜・きのこ類 32 点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。
- b 農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、安全・安心な農産物生産のため、認証GAPの取得を支援しました。新たに取得した認証GAPは1件、取得件数は50件（50農場）となりました。
- c 市内量販店等でのイベントやSNSでのフォトコンテストを活用してGAP認証農林産物のPRを行い、GAPの認知度向上に努めました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

福島県園芸振興プロジェクト対象品目にトマト（ミニトマト）、日本なし、りんどう、トルコギキョウを、普及指導計画の重点推進品目として、いちご、ねぎを位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

(ア) 農林業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

県内外の大学生等を対象とした「Do you 農林業？人と自然が好きになる農林業キャンプ in いわき三和&田人」を実施し、管内の中山間地域での農林業体験や地元の農家等との交流を通じて、中山間地域の魅力や課題への理解を深める契機とするとともに、新たな交流人口の創出に努めました。

(イ) 快適で安全な農山漁村づくり

鳥獣被害防止対策については、総合的な対策を行うモデル集落（小川町西小川）を設置して被害対策の実証を行うとともに、電気柵の整備やイノシシの捕獲活動を支援しました。

(ウ) 地域資源を活用した取組の促進

地域産業6次化の推進を目的とし、地元農林水産物を活かした商品開発などをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、外部講師より管内の事業者に対するアドバイスや講演をいただきました。

また、6次化商品販路拡大事業では、いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝えるとともに、その魅力を活かして新たな6次化商品を創出するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材とした商品を共同開発しました。

●高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝え、若者のアイデアを通して更なる魅力を発信するため、いわき産農林産物（トマト・ねぎ・きのこ・米）をテーマ食材として高校生が考案したレシピを基に、高校生と飲食店等5者が共同で商品開発を行い、期間限定で販売しました。

レシピの募集にあたっては、テーマ食材の生産者から高校生に向け、いわき産農林産物のPR動画を公開するなど、生産者との連携も意識し、市内の6校から44作品の応募がありました。

当事業は平成29年に高校生レシピコンテストとして始まり、コロナ禍の期間は「高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発」を実施してきました。毎年の恒例行事として授業やクラブ活動で取り組む高校もあり、地域に根付いた取組となりつつあります。



商品開発の様子



開発商品①



開発商品②



開発商品③



開発商品④



開発商品⑤



開発商品お披露目会

開発商品名

- ① 4種のきのこガーリックバター
- ② いわき野菜たっぷりトマキムチ丼
- ③ サク！うま！トマトパイ♡
～さわやかな香風と共に～
- ④ 土鍋で炊いたいわきのホカホカ
ハンバーグ丼
- ⑤ 長ねぎぐるっとローストポーク

参 考 资 料

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）

※網掛けは福島県総合計画と共通する指標です。

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化					
1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 %	R5 57 %	75 %以上
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	R5 86.9 %	93 %以上
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha	R4 5,325 ha	8,000 ha以上
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円	R5 40 億円	100 億円以上
2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化					
5	避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	福島県高付加価値産地展開支援事業に位置付けられた農畜産物の販売額及び整備した加工施設の製品の出荷額の合計	R1 - 億円	R5 - 億円	80 億円以上
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円	R4 286 億円	400 億円以上
3 風評の払拭					
7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43	R4 95.56	100 以上
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97	R5 92.46	100 以上
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58	R5 92.65	100 以上
第2節 多様な担い手の確保・育成					
1 農業担い手の確保・育成					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体	R4 6,982 経営体	8,500 経営体以上
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人	R4 765 法人	1,100 法人以上
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業従事を予定している者	R3 233 人	R5 367 人	400 人以上
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 %	R4 95.3 %	100 %
2 林業担い手の確保・育成					
14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人	R5 118 人	140 人以上
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均(参考)	R2 66 %	75 %以上
3 漁業担い手の確保・育成					
16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考)	累計51 人	累計100 人以上
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 577 経営体	R5 579 経営体	500 経営体以上
4 経営の安定・強化					
18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件	R5 3,633 件	5,120 件以上

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 %	R5 41.7 %	75 %以上
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 %	R5 75.5 %	78 %以上
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	- ha	R5 累計23,300 ha	累計63,356 ha以上
2 林業生産基盤の整備					
22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km	R4 7,241 km	8,860 km以上
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m ³	R3 954 千m ³	1,350 千m ³ 以上
3 漁業生産基盤の整備					
24	復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件	R5 累計17 件	累計20 件以上
4 戦略的な品種・技術の開発					
25	農林水産試験研究機関が開発した技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考)	累計86 件	累計315 件以上
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 %	R4 27 %	30 %以上
27	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種	R5 21 魚種	50 魚種以上

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
28	第三者認証GAP等を取得した経営体数	第三者認証GAP(GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体	R5 774 経営体	1,800 経営体以上
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人	R4 51,604 人	56,000 人以上
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 %	R5 89.7 %	100 %
2 戦略的なブランディング					
31	「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	- %	R5 112 %	100 %以上
32	ももの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ももの平均単価	484 円/kg (H28～R2平均値)	R5 627 円/kg	589 円/kg以上
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	R5 2,552 円/kg	3,008 円/kg以上
3 消費拡大と販路開拓					
34	県産米の県外での定番販売店舗数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	R5 2,567 店舗	3,000 店舗以上
35	県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	R4 24 %	100 %以上
36	県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 %	R5 56.2 %	70 %以上
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円	R4 336 百万円	300 百万円以上

第5節 戦略的な生産活動の展開					
1 県産農林水産物の生産振興					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円	R4 1,970 億円	2,400 億円以上
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円	R4 596 億円	765 億円以上
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円	R4 860 億円	993 億円以上
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円	R4 487 億円	616 億円以上
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体	R5 2,400 経営体	3,500 経営体以上
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円	R4 138.9 億円	152 億円以上
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	R4 5,401 t	7,100 t 以上
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円	R4 102 億円	200 億円以上
2 産地の生産力強化					
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稲(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体	R5 990 経営体	950 経営体以上
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体	R5 194 経営体	240 経営体以上
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	R5 619 経営体	570 経営体以上
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	R5 177 経営体	140 経営体以上
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 %	R5 55 %	60 %以上
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	R5 1,840 kg/10a	1,900 kg/10a以上
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	R5 32 頭	38 頭以上
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭	R5 46.2 頭	74 頭以上
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 %	R4 13 %	32 %以上
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha	R4 累計541 ha	累計6,250 ha以上
3 産地の競争力強化					
56	水稲オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 %	R5 26.6 %	37 %以上
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円	R5 95 百万円	145 百万円以上
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 %	R4 121 %	100 %以上
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha	R4 2,803 ha	6,000 ha以上
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	- 件	R5 累計17 件	累計 10 件以上

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生					
1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 %	R5 84.1 %	95 %以上
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人	R5 183,847 人	170,000 人以上
2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮					
63	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 %	R5 54 %	57 %以上
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考:R2実績 430ha)	R4 累計1,900 ha	累計4,500 ha以上
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人	R4 12,427 人	12,000 人以上
3 快適で安全な農山漁村づくり					
66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円	R4 118,848 千円	90,000 千円以下
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所	R5 12 箇所	124 箇所以上
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落	R5 1,126 集落	1,179 集落以上
4 地域資源を活用した取組の促進					
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円	R4 442 億円	570 億円以上
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t	R4 676 千t	900 千t 以上

2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）

県北地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 60 人	R5 96 人	96 人
2	ももの販売額	R2 5,075 百万円	R5 7,398 百万円	6,271 百万円
3	きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	R5 4,357 百万円	5,000 百万円
4	森林整備面積	R2 753 ha	R5 639 ha	800 ha
5	森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	R5 26,504 人	25,000 人
県中地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 42 人	R5 59 人	69 人
2	きゅうり生産農家の1戸当たりの販売額	R1 2,978 千円	R5 3,293 千円	3,430 千円
3	森林整備面積	R2 1,391 ha	R4 1,308 ha	1,920 ha
県南地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 23 人	R5 40 人	43 人
2	ほ場整備率	R2 74.2 %	R5 76.1 %	76.9 %
3	森林整備面積	R2 730 ha	R5 564(見込) ha	1,040 ha
会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 46 人	R5 56 人	63 人
2	大規模経営体(30ha以上)が占める水田面積の割合	R2 8.0 %	R5 15.0 %	25.0 %
3	主要園芸品目の販売額	R2 30.2 億円	R5 30.8 億円	38.5 億円
4	森林整備面積	R2 871 ha	R4 784 ha	1,280 ha

南会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 14 人	R5 10 人	18 人
2	ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	R5 215.0 ha	166.6 ha
3	森林整備面積	R2 822 ha	R4 749 ha	1,040 ha
4	教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	R5 235 人	6,000 人
相双地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農可能な面積のうち再開した面積の割合	R1 35 %	R5 48.6 %	75.0 %
2	新規就農者数	R3 28 人	R5 52 人	66 人
3	ほ場整備率	R2 63.6 %	R5 71.0 %	80.0 %
4	森林整備面積	R2 689 ha	R4 772 ha	720 ha
5	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R5 40 億円	100 億円以上
いわき地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 20 人	R5 54 人	45 人
2	新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	R5 14 法人	11 法人
3	ほ場整備率	R2 54.1 %	R5 58.8 %	60.0 %
4	森林整備面積	R2 757 ha	R4 567 ha	1,200 ha
5	木材(素材)生産量	R1 174 千m ³	R3 112 千m ³	191 千m ³
6	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R5 40 億円	100 億円以上

用語解説

あ

●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

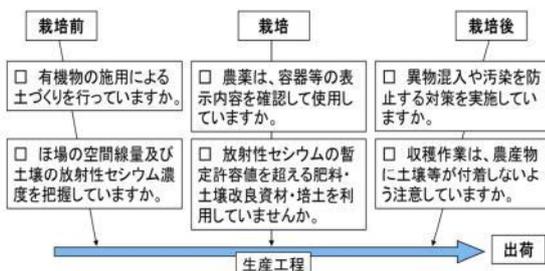
(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎやつぶ)

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



GAPの点検項目イメージ

●緊急時環境放射線モニタリング (きんきゅうじかんきょうほうしやせんもにたりんぐ)

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式 (じぞくせいのかいのうぎょうせいさんほうしき)

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者 (じつじゅしや)

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人(食品加工業者など)のことです。

●集落営農 (しゅうらくえいのう)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●水稲直播栽培（すいとうちよくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●スマート農業

ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことです。

た

●WCS [ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅーしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

（ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条

件の下で直接支払を実施する事業です。

●地理的表示（GI）保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で生まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額 [農業粗生産額]

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

は

●バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゆうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらした。特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割

を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第11条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の

普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等

の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成25年10月11日公布(施行)]